

決算審査特別委員会記録

令和 6 年 第 3 回議会（ 定例会 ・臨時会）（開会中・ 休会中 ・閉会中）			
会議日時	令和 6 年 9 月 2 5 日 午前 9 時 3 0 分開会 令和 6 年 9 月 2 7 日 午前 1 0 時 0 4 分閉会		
場 所	各種委員会室		
出席者数	委員定数 9 名中 2 5 日 9 名・2 6 日 9 名・2 7 日 9 名出席		
出席人員	熊木 恵子	石川 康弘	湯本 要
	西股 裕司	星 真希	佐藤 妙子
	細川美喜男	高橋 修平	家塚 雅人
上記以外の出席者	側瀨 敏彦		
欠席人員	0 名		
説明のため 出席した者	各課長以下		
付議事件	・ 令和 5 年度各会計決算認定について ・ 令和 5 年度南幌町病院事業会計決算認定について		
傍聴者	2 5 日 0 名・2 6 日 0 名・2 7 日 0 名		
会議の概要	別紙のとおり		

上記記録は事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

決算審査特別委員長_____

決算審査特別委員会会議録

(1 日 目 R6. 9. 25 9:30~14:46)

議会事務局長 それではただいまより令和5年度会計分の決算審査特別委員会を始めてまいります。開会に当たりまして、熊木委員長よりご挨拶をお願いいたします。

熊木委員長 皆さんおはようございます。本日から3日間の日程で、決算審査特別委員会を開催します。何分にも不慣れですけれども、スムーズに進行できるように努めてまいりますので、皆さんの御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第3回定例会において本決算審査特別委員会が設置され、認定第1号令和5年度各会計決算認定について、認定第2号 令和5年度南幌町病院事業会計決算認定についての2議案が審議付託されております。決算審査特別委員会の日程は本日9月25日、26日、27日の3日間の日程で、別紙審査順序のとおり順次審査を行ってまいります。各委員、説明員に申し上げます。委員が質問を行う場合には挙手をして、委員長の許可を受け、議席番号、氏名を告げてから発言してください。また、質問事項については決算書のページなどを示し、要点を簡潔明瞭に発言してください。また、説明員が答弁する場合には、委員長の許可を受けて、職名を告げてから簡潔明瞭に答弁するようお願いいたします。私語は慎むようお願いいたします。なお、効率的な議事の運営に努めてまいりますので、委員各位におきましても御協力をよろしくお願いいたします。傍聴者はいませんので、省略します。本日の出席人員は9名であります。それでは直ちに会議を始めてまいります。

審査順序の1番目、第1款議会費について審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

議会事務局長 決算書30ページをお開きください。決算書資料では2ページの上段になりますので、ごらんいただきたいと思います。議会だよりの発行概要について記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。決算書に戻ります。

1款議会費1項1目議会費、支出済額4,969万7,998円になります。右の備考欄をごらんください。事業名、議会運営経費では、議員報酬、手当、旅費、政務活動交付金など、議会運営に係る経費と議会だよりの発行に係る経費などをあわせ4,871万6,085円を執行いたしました。なお、減額の主なものにつきましては、姉妹町である多良木町への行政視察経費で、実施の判断基準としている児童交流が実施されなかったため、行政視察を行わなかったことによるものです。次に、次ページの上段になります。

事業名、事務局経費では、事務局運営に係る経費として93万1,913円と、ほぼ予算どおりの執行となっております。以上で、1款議会費の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。

次に、審査順序2番、第2款総務費について審査を行います。同時審査としてふ

れあい館管理費の説明についてもあわせてお願いいたします。

総務課長 それでは、総務費の説明を行います。総務費に係る主要施策につきましては、成果説明書の2ページから6ページにかけまして記載しておりますので、あわせてごらん願います。

決算書31ページ中段、2款1項1目一般管理費、支出済額2億196万8,187円。ここでは、一般管理経費として、委員報酬、会計年度任用職員一般事務報酬、次ページになります。旅費、町長交際費、消耗品費、通信運搬費、職員健康診断料、顧問弁護士、総合健康診査、財務書類作成業務委託料や、次ページ、空知町村会負担金などの経費2,097万2,730円を執行しています。

次に、電算機器管理運営経費として、消耗品費、通信運搬費、情報系及び基幹系システム保守、町例規類集データベース年間更新、次ページ、給与システム改修、社会保障・税番号制度システム整備の委託、電算機器の借上、電算機器管理用備品購入などの経費7,008万2,226円を執行しています。

次に、35ページ上段、職員研修事業として、職員特別旅費、内閣府への職員1名派遣に伴う住宅借上料など、職員研修の経費として354万6,467円を執行しています。

次に、ふるさと応援寄附事業として、事業に係る事務経費や寄附業務委託料など、1億276万2,327円を執行しています。なお、令和5年度の寄附実績につきましては件数で16,978件、額面で1億8,463万400円となっています。

次に36ページ、地域おこし協力隊設置事業として、ふるさと応援寄附事業に従事する地域おこし協力隊員に係る、報酬、共済費、備品購入費などの活動経費として460万4,437円を執行しています。

次に、2目文書広報費、支出済額445万8,815円。

次ページにかけて、広報・広聴活動事業として、広報なんぼろ発行に係る経費、デジタルサイネージ、町ホームページ管理運用経費などを執行しています。

次に、3目財産管理費、支出済額3億4,969万176円。ここでは、庁舎等管理経費として、次ページにかけて、役場庁舎の管理に係る経費2,905万5,477円を執行しています。

次に、38ページ下段から次ページにかけて、公用車管理経費として、公用車並びに町有バス等の運行管理に係る経費1,290万8,003円を執行しています。

次に、39ページ中段から次ページにかけて、財産管理経費として、町有財産に係る修繕、火災保険などの管理経費、南幌振興公社出資金、各種基金の積立金など3億770万6,776円を執行しています。

次に、40ページ下段から次ページにかけて、指定管理者制度推進事業として、全47施設の指定管理について、学識経験者を含めた選定委員会の開催経費として1万9,920円を執行しています。以上です。

まちづくり課長 続きまして、41ページ上段をごらんください。あわせて成果説明書2ページ下段をごらんください。

4目企画振興費、支出済額3億4,705万6,339円。移住促進事業では、本町への移住促進とみどり野団地の販売促進を図るため、移住体験事業及び北海道移住相談会などイベント出展の経費、北海道が実施するU I J ターン新規就業支援事業における南幌町U I J ターン支援金など3,960万9,390円を執行しています。なお、本町での生活体験を通じて、住環境などのよさを感じていただくことを目的として、東町2丁目に令和4年度に建築した住宅に隣接して、2棟目となる移住体験住宅を整備しています。また、令和5年度の移住体験事業の参加実績は、19組、59人の受け入れとなっています。次に、決算書42ページ上段、成果説明書3ページ上段になります。

みどり野団地等販売管理事業では、北海道住宅供給公社の販売施策と連動した、みどり野団地販売促進事業及びきた住まいるヴィレッジ事業の経費、公社管理用地草刈業務委託料などの経費として1,515万6,961円を執行しています。なお、令和5年度のみどり野団地の分譲実績につきましては89区画、うち、きた住まいるヴィレッジが7区画となっています。

次に、生活路線等交通対策事業では、次ページにかけまして、オンデマンド交通あいる一との運行に係る経費、夕鉄バス路線に係る生活交通確保対策負担金、地域公共交通計画策定に伴う南幌町地域公共交通活性化協議会負担金など2,125万6,840円を執行しています。なお、オンデマンド運行業務委託料では、料金収入との差引支払額による不用額200万2,300円が生じています。また、令和5年度のあいる一との運行実績は、運行日数245日、利用者数10,704人、1日平均43.7人となっています。

次に、決算書43ページ下段、姉妹町交流事業では、姉妹町熊本県多良木町との表敬訪問、物産交流に係る経費として、姉妹町交流推進委員会交付金53万8,920円を執行しています。なお、児童交流事業については、多良木町中学校の移転時期の都合により中止となっています。

次に、企画振興経費では、次ページにかけまして、南空知ふるさと市町村圏組合負担金及び空知地域創生協議会負担金など55万1,554円を執行しています。

次に、決算書44ページ上段、協働まちづくり推進事業では、まちづくり活動支援会議委員報酬及びまちづくり活動支援事業補助金として234万5,520円を執行しています。なお、令和5年度の補助金交付実績は7団体となっています。次に、成果説明書は4ページになります。

知名度向上対策事業では、子育て世代を対象にした子ども室内遊戯施設はれっばのプロモーション業務やPRツール作成、公式LINE等プレゼントキャンペーンの経費として284万7,010円を執行しています。

次に、学生支援推進事業では、江別市内の4大学や自治体などで構成される学生地域定着支援推進協議会負担金として20万8,680円を執行しています。なお、令和5年度の江別市内の学生が参加した本町の事業実績は7事業、延べ38人となっています。

次に、子育て世代住宅建築費助成事業では、子育て世代の移住定住を促進するため、住宅建築費に対して最大200万円を助成する経費として1億1,550万円

を執行しています。なお、令和5年度の助成金の実績は、認定申請82件、交付決定99件となっています。

次に、決算書45ページ上段、賑わい創出広場整備事業では、子ども室内遊戯施設はれっぱの開業にあわせて、施設周辺に憩いの場や賑わいの場を創出するため、キッチンカースペース舗装、樹木植栽や芝生広場などの整備工事費として9,130万円を執行しています。

次に、高度無線環境整備推進事業では、公設民営による光ファイバ設備の維持管理費や支障移転工事費などの経費として1,899万9,733円を執行しています。なお、支障移転工事費のうち、農地整備事業に係る76万4,500円は、同額が北海道から補償されているものです。また、令和5年度末の整備路線に係る光回線加入者は189件となっています。

次に、観光周遊策推進事業では、公共施設誘導看板の3箇所を更新、9箇所の新規設置に係る工事費などの経費として501万500円を執行しています。

次に、北海道日本ハムファイターズ応援大使事業では、北海道ボールパークFビレッジの開業に伴い、オール北海道ボールパーク連携協議会参加の本町を含む17市町村が応援大使の対象となり、観戦ツアーや応援グッズ作製などの事業費として実行委員会交付金95万9,163円を執行しています。

次に、決算書46ページ上段、地域おこし協力隊設置事業では、本町への移住・定住を促進するため、移住観光情報の発信などのプロモーション活動をはじめ、移住体験住宅の管理運営や体験プログラムの企画に取り組む地域おこし協力隊員1名の設置・活動経費として467万2,068円を執行しています。

次に、成果説明書は5ページになります。子ども室内遊戯施設管理経費では、子ども室内遊戯施設はれっぱの指定管理委託料として2,810万円を執行しています。なお、昨年5月3日にオープンしました開業初年度の令和5年度は11カ月の開館となり、来館者数は19万2,087人、そのうちきゃべっちパーク利用者数は13万3,210人となっています。次に、46ページ下段をごらんください。

5目企業誘致推進費、支出済額6,155万2,864円。企業誘致推進事業では、次ページにかけまして、準工業用地整備にあわせた企業立地セミナーへの参加、物流関連企業へのアンケート調査に係る経費、南幌工業団地立地企業の北海産業株式会社、ジャパンウェイスト株式会社の2社に対する企業立地等奨励金の交付などを執行しています。以上です。

総務課長 次に、47ページ中段、6目公平委員会費、支出済額1万300円。公平委員3名分の報酬を執行しています。以上です。

住民課長 続きまして、決算書は47ページ下段から次ページ、あわせて成果説明書5ページ中段をごらんください。

7目交通安全対策費、支出済額479万2,152円。交通安全対策推進事業では、交通安全推進員及び指導員設置に係る経費、交通安全活動経費、高齢者運転免許証自主返納支援事業委託料、交通安全運動推進協議会の補助金などを執行しています。以上です。

総務課長 次に、48ページ下段になります。

8目防災諸費、支出済額530万4,877円。防災対策事業として、次ページにかけて、防災訓練講師謝礼、食料品・寝袋・非常用トイレなど16品目の備蓄用消耗品の購入、防災行政無線に係る保守点検及び全国瞬時警報システム保守委託料、電波使用料などの経費を執行しています。

次に、9目職員給与費、支出済額7億6,247万2,912円。次ページにかけて、職員給与費として、特別職及び一般職、会計年度任用職員あわせまして96名分の給料、各種職員手当、共済費を執行しています。

次に、10目諸費、支出済額874万3,701円。次ページにかけて、防犯対策推進事業として、防犯カメラ設置経費、行政区等における街路灯などの設置、維持・管理に係る経費、生活安全推進協議会への補助など558万1,233円を執行しています。

次に、行政区長活動経費として、全20名の行政区長・町内会長への報酬及び費用弁償191万8,828円を執行しています。

次に、総合賠償補償経費として、全国町村会総合賠償補償保険料51万6,719円を執行しています。

次に、諸経費として、各種団体等への負担金・補助金として72万6,921円を執行しています。以上です

まちづくり課長 続きまして、52ページ上段をごらんください。11目総合計画費、支出済額2万7,900円。行政評価システム事業では、行政評価委員会の開催に伴う委員報酬を執行しています。以上です。

税務課長 続きまして、2項1目税務総務費、支出済額はございません。不用額2万4,000円。税務総務経費として、固定資産評価審査委員会の開催に伴う委員の報酬及び費用弁償を計上していましたが、委員会の開催がなかったことから、不用額となっております。

次に、2目賦課徴収費、支出済額1,850万1,677円。町税等徴収業務事業として、町税の徴収、収納管理業務全般に要する経費として1万7,248円を執行しています。

次に、租税教育事業として、小学校5年生を対象とした標語コンクールの記念品として1万9,588円を執行しています。

次に、賦課徴収経費として、54ページにかけまして、町税の賦課徴収業務に要する経費として1,846万4,841円を執行しています。22節償還金利子及び割引料では、過年度還付金及び加算金として、個人及び法人の申告による還付金が発生した場合に対応するためのものですが、不用額が139万951円となっています。以上です。

住民課長 決算書は54ページになります。あわせて成果説明書6ページをごらんください。

3項1目戸籍住民基本台帳費、支出済額4,191万7,462円。戸籍住民経費では、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録に係る事務、パスポート交付事務、マイナンバーカード関連事務に係る経費を執行しています。なお、備考欄12節委託料では、マイナンバー制度導入に伴う市町村間の戸籍情報の連携及び戸籍証明書等の広

域交付に係る戸籍総合システムの更新業務経費 534万6,000円を、全額国の補助を受け実施しております。マイナンバーカードの交付実績は、令和5年度609枚、累計交付枚数6,171枚、交付率81.8%となっております。

次ページにかけて、コンビニ交付サービス導入事業では、令和6年2月19日からサービスを開始した、住民票、印鑑登録証などの各種証明書のコンビニ交付に係る導入経費 2,972万9,704円を、国のデジタル田園都市国家構想交付金の補助を受け実施し、前年度に対して皆増となっております。以上です。

総務課長 続きまして、55ページ中段になります。

4項1目選挙管理委員会費、支出済額 13万3,224円。委員4名分の報酬及び費用弁償などを執行しています。

次に、2目知事・道議選挙費、支出済額 356万4,111円。次ページにかけまして、昨年4月9日に執行された知事・道議選挙に係る令和5年度分の経費を執行しています。

次に、3目町議会議員選挙費、支出済額 771万8,129円。次ページにかけまして、昨年4月23日に執行された町議会議員選挙に係る経費を執行しています。以上です。

まちづくり課長 続きまして、57ページ下段をごらんください。

5項1目統計調査費、支出済額 17万9,244円。統計調査経費では、次ページにかけまして、法定統計調査として毎年度実施される学校基本調査及び経済センサスのほか、周期的に実施される住宅土地統計及び農林業センサスに係る経費を執行しています。以上です。

議会事務局長 58ページ中段になります。

6項1目監査委員費、支出済額 121万2,249円。事業名、監査委員運営経費では、監査委員2名分の報酬、旅費及びその業務に係る経費を支出しております。ほぼ予算どおりの執行となっております。以上です。

総務課長 続きまして、同時審査科目の説明を行います。決算書の91ページをごらん願います。成果説明書は17ページになります。

5款1項6目ふれあい館管理費、支出済額 825万1,481円。ふれあい館管理経費として、管理清掃業務に係る2名分の委託経費をはじめ、管理運営に必要な一連の経費を執行しています。以上で説明を終わります。

熊木委員長 それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員 少し多いんですけども、まず移住促進事業です。住宅フェアなどで道外とかにいろいろ行っていると思うんですけども、移住相談フェアのようなのですが、それは町として行っているのか、空知エリアで行っているのか、それとも札幌の近隣とかそういう関係で行っているのか、その辺を教えてください。

次に、学生支援推進事業なんですけれども、こちらは江別市内の学生と交流というか、推進事業を行っているということで、7事業は全て江別市内の学生なのかどうかを教えてください。

もう一つは防災対策なんですけれども、保存水として水を貯蓄していると思うんですけども、貯蓄している水で今のところもう間近で期限の切れる水があるの

か。もしあるとすれば、その期限が切れた水の用途を教えてくださいと思います。

最後に少し戻るんですけれども、知名度向上対策のプロモーション動画制作30秒間というのが上がっているんですけれども、これはデジタルサイネージに使う動画なのかどうかを教えてください。以上です。

熊木委員長 4点ですね。

地域振興係長 まず1点目のご質問ですが、移住フェアの内容ということで、昨年度道外の移住フェア関係は3つ出展をしております、北海道移住相談会というものが東京、そして北海道移住交流フェアというものが大阪で、この2つは主催が北海道移住促進協議会という団体なんですけれども、南幌町がこちらに加盟をしております、道内の多くの自治体がここに加盟しておりますので、出展の希望があれば、道内の自治体と一緒に出展をするような形になっていますが、ブースはそれぞれ団体ごとで出展するような形です。そしてもう一つが、北海道札幌圏移住フェアというものに東京で出展をしております、こちらはさっぽろ連携中枢都市圏の事業として行っておりますので、連携中枢都市圏の加盟自治体と一緒に東京に行って、同じようにブース出展をするような事業となっております。以上です。

企画係長 令和5年度の学生地域定着自治体連携事業の内容について説明いたします。この事業につきましては、江別市にある札幌学院大学、北翔大学、酪農大学、情報大学の4大学と連携し、大学生にその地域のことを知ってもらうことにより、卒業後も地域に定着してもらうことを目的に、江別市などと共同で進めている事業であります。令和5年度は7プログラム、38人の学生に参加していただきまして、南幌町での事業内容といたしましては、夏休みと冬休みにおける補習学習による講師であったり、農猿の野祭や、Throttleの、ラジフェスのイベントスタッフとして、全て江別市内の学生に参加をしていただきました。以上です。

総務課長補佐（総務・広報・防災担当） 3点目の、保存水の期限切れの本数とその使用方法についてお答えいたします。まず、保存切れの水道水については、たまたまですが、今のところはございません。ただ、2025年の4月で切れるものが、リットルで恐縮なのですが、252リットルあります。その切れた水については、飲料水としては使えませんが生活用水として使えます。そういった形で、期限切れのものもある一定期間は保存するのですが、毎年防災訓練ですとか、出前講座で湯せんをしてカレーを食べていただいたり、お米を食べていただいたりしております。その湯せんにするお水で活用したりですとか、そういった生活用水で使う機会があれば提供していきたいと考えております。以上です。

地域振興係長 4点目の、子ども室内遊戯施設プロモーション業務の動画の関係ですけれども、こちらは委員おっしゃったとおりデジタルサイネージで流しているものと、あわせまして町のYouTubeチャンネルですとか、あとはれっぱのホームページを見ると動画を見ることができるようになっていますので、そういったところで視聴されています。以上です。

星委員 今の動画の件についてはわかりました。ありがとうございます。

次に、移住フェアなんですけれども、こちらは移住相談だけではなく、南幌のP

Rも兼ねてできていれば、いろんな南幌のいいところと一緒に相談できればいいのではないかなと思ったのですが、それについては南幌は結構はれっぱが今すごくメインでPRされていると思うんですけども、今度は温泉もリニューアルされますし、ゴルフ場もありますし、あとは農産物や町のイベント、野祭などもそうですし、いろんなものを加味して、それを移住フェアでPRできればなと思ったんですけど、それについてはどうでしょうか。

次に、学生支援推進事業なんですけど、大学のこの38人というのが少ないかなと。もう少し多く集められるように、何とか学生同士とか、あとは事業成果などでもやりがいや学生の方に伝えながら、継続してできるものと、もう少し人数を増やしながら、南幌に関わってくれる学生を増やしていってほしいなと思うのですが、それについてどう考えているのでしょうか。

あとは保存水なんですけれども、災害が起きた時にやはり一番困るのは水だそうです。電気・水道・水の、水が一番困っているようです。災害が起きた時に水を今期限が切れてもそのまま残して、何か役立つことに使うということなんですけれども、例えばお風呂関係、トイレ関係、あと衛生水、そういったものを災害の時に町でどう対応しているのか。そういうものを例えば自衛隊が来てくれるんですとか、いろいろ考えてはいると思うんですけど、そういうことも住民に周知して、いざとなったら水はこういうふうにするように町として考えていますということを周知されたほうが、住民も安心するのではないかなと。いざトイレの時は町がこうしてくれるとか、お風呂はこうなるんだなという、水の使い方とかで困ることはありませんよというような周知をしてはいいかなということです。以上です。

地域振興係長 移住フェアの中での、町のPRということでお答えさせていただきます。南幌町が出展しています移住フェアにつきましては、移住相談会ということで、北海道の移住に興味のある方が基本的には来られまして、きちんとブースに対面で座っていただいて、人によるんですけども20分、30分ですとか、移住相談をするというような流れになります。その中で、まずはやはり町の紹介として、南幌町がどういう町か、どういう暮らしをするかというところなんですとか、それからいろいろ話をつなげていって、どういう支援策がありますよ、移住に関してはこういう補助金がありますよというところにつなげていきます。その中で、もし興味を持っていたいただければ移住体験住宅もありますのでということでご紹介をするという流れになっていますので、町のPRもしっかりやらせていただいております。以上です。

企画係長 学生連携事業の38人が少ないのではというご質問ですけども、コロナ前におきましては、まだ10事業78人とか、そのくらいの人数が来ている時期もございました。今年度におきましては、この前の野祭であったりラジフェスであったり、イベントスタッフとして来ていただいているんですけども、8つの自治体で一斉にやっている事業でございまして、夏のイベント時期には学生募集が重なっている事業もございます。それで、この事業の学生登録者数が江別市内で600人ほどいるんですけども、南幌町としてもこちらのイベントに20名参加してほしいと言っても、今年の野祭については16名しか来なかったりというイベントの

重なりであったり、今年において夏休みのテストのボランティア講師におきましては、学生のテスト期間と重なったりという理由もございまして、実際に参加人数が増えていないという状況であります。以上です。

総務課長補佐（総務・広報・防災担当） 保存水の重要性といったところの住民周知については、防災出前講座ですとか、防災の関連広報の記事で周知をしていきたいと思っております。以上です。

星委員 PRの関係については理解いたしました。

また、防災の水の関係も理解いたしました。

学生の件なんですけれども、例えば道外の大学に通っていて、夏休みや冬休みに南幌に帰ってくるといった場合、町内の大学生もそういうものに関係して手伝ってもらえるように促進を促すというか、そういう考えはいかがでしょうか。

まちづくり課長補佐（企画担当） 企画係長が述べましたとおり、現在江別市の4大学と連携しながら事業を展開しております。あとは御承知のとおり、恵庭市の文教大学とも様々なメニューを組ませていただきまして検討しております。江別市のほうは、先日も江別市さんが中心となって今後のプログラムの再考といいますか、検討を重ねておりまして、もう少し広く自由度を持った中で展開できないかということも検討しております。南幌町在住の学生につきましては、今のところ今述べました江別市と恵庭市の大学との事業を検討しておりまして、南幌町在住の大学生につきましては今のところ検討していない状況にございます。以上です。

熊木委員長 ほかにございませんか。

湯本委員 先ほどのデジタルサイネージに関連して、まず1点です。宣伝というか、30秒とかのコマーシャルのビデオなのでしょうか。南幌温泉をはじめ各所に設置されていて、あそこに流されているものには子どもが走っているシーンなんかも出ているのですが、あの更新というのは大体どのぐらいの頻度だとか、期間でとっておられるのでしょうか。

それからもう一つは、ちょっとこれは教えていただきたいのですが、会計年度任用職員の給与と期末手当などの支払いが各項目に分かれていたりするのですが、その扱い方の意味合いといたら変ですけど、どうしてそういうふうになっているかを教えていただきたいと思います。それと南幌町の会計年度任用職員の人数です。若干動くとは思いますが、これは各部局等で会計年度任用職員の人数は把握されていると思うので、お知らせ願いたいと思います。

それから事前の通告にもありましたけれども、職員研修について、今期決算資料を見ますと、職員が自衛隊内の体験研修をやっているということが出ていました。前年の資料を僕が議員になってから見たんですけれども、それは載っていなかったので、この自衛隊の研修というのは、これまでも国会をはじめ地方の議会でも様々な議論が交わされていた問題です。だから扱いにはかなり神経が使われる問題だというように思うのですが、自衛隊内研修について、職員がいつ、どのように決めて実施されたのか。実施時期がいつから始まっているのかということと、研修の目的は何を目的としているのか。それから研修の具体的な内容について、実際にはどういうことをやっているのかというものが資料としてあれば、それもお願したいと

思います。それから特に聞きたいのですが、研修期間中に迷彩服の着用はあるのかどうか。それから令和6年度ですからまだ今年度中だと思うのですが、実施時期が大体いつぐらいにやっているのかというのはわからないのですが、本年度においてもこれが実施されているのか、計画されているのかを教えてくださいたいと思います。

熊木委員長 3点ですね。お願いします。

総務課長 1点目のデジタルサイネージなんですけれども、令和6年度から商工費のほうに移動しまして、決算は令和5年度なものですから、令和6年度中で答弁させていただきますので、1点目はそれで御理解ください。以上です。

総務課長補佐（総務・広報・防災担当） 会計年度任用職員の、まず予算の組み方なんですけれども、各課で採用する、例えば総務課ですとか、保健福祉課ですとか、生涯学習課ですとか、そういったところの関連する業務についての事業に会計年度任用職員の報酬を予算組みしておりますので、それぞれの事業に対して、それぞれの課の予算で計上しているといったようなことで御理解いただければと思います。なお、人数については40名となっています。以上です。

総務係長 湯本委員の自衛隊研修の質問にお答えいたします。本研修決定の経緯ですが、公務員に求められる自己規律の意識向上と、その重要性を本町の20代職員に再認識してもらうことを第一に、身だしなみや集団行動、健康管理、ハウレンソウと言われる報告・連絡・相談の確実な実施も身につけてもらいたいという目的設定のもと、各方面より情報収集を行い、自衛隊内の生活体験研修の実施というところに至ったところですよ。研修については、令和元年度より恵庭市役所と合同で、陸上自衛隊の北恵庭駐屯地へ2泊3日の日程で、生活体験の申し込みをして実施しております。内容については、連隊長の講話ですとか、基本教練習として、不動という動かない姿勢や、敬礼、行進時の動作練習のほか、先ほどお話いただいた迷彩服・帽子・ヘルメットを着用しての野外テントの設営や、集団での10キロ行進、炊事車でのグループによる調理体験の訓練を行っております。担当としては、職員育成のための有効な研修と捉えており、令和5年度からは由仁町の職員も加わって、職員同士の貴重な交流の場にもなっております。令和6年度についても、8月に5名が参加をし、実施しております。以上です。

湯本委員 先ほども言いましたけれど、地方公務員の自衛隊の研修というのは、自治法とか、公務員の憲法尊重義務からいっても、各地方自治体で長年にわたって議論があったわけで、大阪の橋本知事なんかも予定はしたけれども、これは自衛隊との関係では不適切だということで、この研修を中止したという経過もあるわけですよ。本町においてこの研修を取り入れる時に、そうした自らが地方公務員だとなる時の宣誓と、自衛隊での研修というのが相容れないものだという議論はなかったのでしょうか。その経過というのはどういう形で決められたんでしょうか。それと事前の通告では、研修が続いてということなので、資料等もあるかと思うのですが、もしそれがあれば後で提出をしていただきたいというように思います。

それから、会計年度任用職員の採用のやり方や予算のつき方というのは、理解しました。ここで見ると、例えば交通安全対策推進事業のところに、会計年度任用職

員の期末手当分だけが乗るわけですね。それで、本体なんかは分けていろいろ出ているので、どういうその賃金の支払い方なのかとか、期末手当がないと項目を変えて出ているのかというところがちょっとわからなかったもので、その点についても教えてください。

総務課長補佐（総務・広報・防災担当） まず、会計年度任用職員の手当、報酬等についてなんですけれども、例えば決算書47ページ下段の、交通安全対策推進事業においては、まず報酬を計上して、その下に職員手当というような形で計上しておりますので、同じ事業内で支出をしております。御理解願います。

それと2点目です。自衛隊の研修については、今湯本委員がおっしゃった地方公務員の絡みの議論については行ってはおりません。あくまでも総務係長が説明したとおり、職員の意識向上ですとか、そういったリーダーシップですとか、そういったところを目標に研修を受けております。以上です。

熊木委員長 資料を要求されていますけれども、その資料についてはどうですか。

総務課長補佐（総務・広報・防災担当） 資料は後ほど提供させていただきます。

熊木委員長 よろしいですか。（はいの声）

では、ほかに質疑はございませんか。

家塚委員 私のほうから1点お伺いするのですが、成果説明書の5ページ、企業誘致活動についてです。先ほど課長のほうからも説明があったように、アンケートを実施していますと。物流業の業種に495社アンケートを実施したようですが、この調査内容とあわせて、どのような結果だったのかお伺いします。

地域振興係長 ただいまの企業誘致のアンケート調査についてお答えいたします。令和5年度に関しましては、物流業ですとか運送業に企業の業種を絞りまして、北海道、関西、沖縄を除く495件にアンケート調査を行っております。アンケートの内容としましては、新設ですとか、移転の計画があるかないかですとか、もし進出をする場合はどんなことを重要視するかですとか、あとは今回準工業用地の分譲がこれから始まるということで、その概要資料も同封して調査をしておりますので、その資料を見ていただいた上で、南幌町の立地ですとかアクセスにどういった魅力を感じるかですとか、そういった内容の調査をさせていただいております。回答の結果としましては、すぐに移転の計画があつて、面談も希望するといったような結果は残念ながらなかったんですけれども、先ほど申したように、準工業用地のPRも兼ねておりますので、今後移転の計画等が出てきた時には、この南幌町の準工業用地を御承知おきいただいて、また何か今後につながればよいということを期待しております。以上です。

家塚委員 今説明があったように、あまり感触がいいとはいえないのかなということなので、原課としてこの実績をどう評価するか。評価の結果、6年度ももう始まっていますが、取組に反映させているものがあればお願いしたいと思います。

まちづくり課長補佐（地域振興担当） ただいまの御質問でございますけれども、担当課として評価も含めて次年度どうつなげていくかという趣旨の御質問かと

思います。先ほど担当係長からお話をさせていただきましたとおり、令和5年度のアンケートの内容、そしてあわせて昨年度も道内の物流の関係等々についても同様にアンケートを行わせていただいております。それらの回答内容は先ほどお話をさせていただきましたとおりなんですけれども、準工業用地の分譲が令和8年度秋ということで、もう少し先でございますので、やはり興味を持たれているところの中にはあります。そのような業者との接触も含めた上で、今後またPRをさせていただくかというような形で思っているところでございます。また、令和5年度としての評価でございますけれども、結果的には準工がメインとなりますけれども、町長によるトップセールス、関係各所の要望活動も含めて実施をしています。また、我々担当としても、道庁や北海道住宅供給公社の協力のもと、企業誘致に必要な銀行融資が伴いますので、関係する銀行回り、名古屋の企業立地セミナーに参加をするなど、多くの活動をしてきました。これらの結果も踏まえ、今後の企業誘致活動につなげて準工の分譲に備えていきたいというように思っているところです。以上です。

家塚委員 今説明を伺って、わかりました。やはり令和8年ですからまだ2年近くあります。そういう中で1社でも多く、そういう感触がよければ、町長の出番も含めて積極的に働きかけをしていくほうがいいだろうというように思いますし、そういうことで期待をしています。以上です。

熊木委員長 ほかにございませんか。

西股委員 まず一つが、移住促進事業の関係ですが、UIJターン移住支援金です。これは道からの支援金なんです、この構成というのは100万円プラス、今回5名の方で1名60万円、あわせて400万円という形で支援金が出ているのかということの確認だったのですが、ちょっと道のほうか何かの資料を見ていると、この60万円というのが100万円に該当しなかったらこちらのほうの60万円なのかなというように読まれるような感じになっているので、ここの確認だけさせていただきたいというのがまず1点です。

それと、移住体験住宅の稼働率については、これは割愛させていただきます。

続きまして、決算書の38ページで、ここに出てはいないのですが新エネルギーの関係です。これは昔やっていたペレットストーブの関係の流れなんです、予算の関係から支出項目がないということで消えているのですが、以前は大学の先生を交えて交渉したとかというのがあったわけなんです、近年はそれもなくなったということで出ていないのですが、形としてビニールハウスが残っているというのはあるので、これをどのように考えているのかという部分をお聞きしたいなと思います。

それともう一つが、ゼロカーボンの進捗状況なんです、ヒートポンプの関係のものがあるわけなんですけれども、これによって少しはゼロカーボンが進んでいるのかという部分について、どういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

それと、事前に出していなかったのですが、協働のまちづくりの関係です。これは去年に比べると少し件数が増えているのかなというように思うんですけれども、

この中で大規模なイベントを行っている部分と、小規模への支援の2つに分かれているのかなと思うのですが、どうしても大規模イベントについては、年数もここに出ている期限を超えているような形になろうかなというように思うのですが、小規模についての要望だとかはどのようなものがあるのかということをお教えいただきたいと思います。以上です。

熊木委員長 4点についてお願いします。

地域振興係長 まず1点目の、U I Jターン支援金の、金額の区分について御説明させていただきます。こちらの制度につきましては、単身の方でこの支援制度を使った場合は60万円、ご夫婦など2人以上の世帯の場合は100万円、あわせて18歳未満の世帯員、お子様を帯同している場合が、1人につき100万円といったような制度ですので、今回の方はご夫婦プラスお子様3名ということで、100万円プラス、3人の100万円ですね。それで合計400万円という形になりまして、事業としては道の事業でありますので、財源充当として国からの補助金が50%、道からが25%、町からは25%ということで、そういう財政区分を充当させていただいております。以上です。

企画係長 2点目の、晩翠工業団地内にあるビニールハウスの関係でございますけれども、工業団地内の公教資材株式会社の前にあるビニールハウスにつきましては、先ほど委員おっしゃいましたとおり、過去の稲わらペレット作成時の稲わらを、農家から買い取りしたものを保管する稲わら保管庫としてこれまで使用してきました。ただ、稲わらペレットの燃焼効率や、燃焼灰などの様々な理由により、現在は稲わらペレットの製造がストップしている状況でございます。先般、公教資材のほうへ訪問しまして、社長と取り壊しも含めた今後について協議をさせていただいたところでございますが、その中で、今後予定している南幌温泉周辺のキャンプ場整備で、炊事場に温水が出るキャンプ場としての構想もあることから、ペレットボイラーの稼働も検討している段階でございますので、これはどのようになるかは未定でございますけれども、その際に今あるビニールハウスもペレットなどの保管庫としての活用もあるのではないかというお話を公教資材のほうからもいただきましたので、今後慎重に協議し、撤去、存続も含め、ここ1、2年で判断をしたいと思っているところでございます。以上です。

総務係長 3点目の、ゼロカーボンの進捗状況についてお答えいたします。令和2年度に役場庁舎に設置しました、地中熱ヒートポンプシステムによる再生可能エネルギー設備の導入の効果については、環境省への報告義務のあった3年間、委託業者で二酸化炭素の削減量を算出いただいております。算定方法については、設備導入前、導入後、同じ条件で、冷房と暖房にかかる従来方式で計算したエネルギー消費量と、重油、灯油の実績使用料を令和5年度の地中熱ヒートポンプエネルギー消費量の実績により比較をしております。二酸化炭素排出量ですが、導入前の従来方式の算定で、年間73トンCO₂、導入後の地中熱ヒートポンプ実績で、年間24.5トンCO₂となっており、48.4トンCO₂の削減と分析されており、割合で66.5%の削減となっております。以上です。

企画係長 4点目の、協働のまちづくり推進事業の件でございます。コロナ禍以

降、令和4年度、5年度と順調に件数が増えてきている状況でございます。大規模の、例えば農猿さんの野祭におきましては、3年経過して現在フォローアップという形で、今年で7回目の野祭が終了したところでございます。現在このフォローアップの年数については上限がないんですけれども、今後これらの形も制限を決めていかなければならないということで、内部では今現在協議をしているところでございます。また、小規模の事業におきましては、今年度から地域担当者を活用しまして、地域担当、町内会等と協議していただいて、町内会活動に充用できるような相談をさせてもらいまして、実際には美園町内会と6区の子ども神輿に活用したり、先般、東町町内会で人口が増えてきたということもあり、初めて3世代交流、お祭りをしたいということに活用したという実績がございます。以上です。

西股委員 まず、移住促進のU I Jの支援金についてはわかりました。

それで、新エネルギーの関係なんですけど、これは大学との交流というか、講師に招いて話し合いをしていたという事業等については、今後はもうないという感じでよろしいんですね。(はいの声)

それと、ゼロカーボンについてもわかりました。

最後に協働のまちづくり事業ですが、これは細かい事業と言ったらおかしいですけども、町内会のほうに底辺が広がるというのはすごくいいことだなと思いますので、どんどんこれもPRして進めていっていただきたいなと思います。質問を終わります。

熊木委員長 ほかにありませんか。

佐藤委員 2点あります。決算資料2ページの、移住体験住宅です。今回2棟完成されたということで、利用者は19名、59名ということでした。それで、申し込みは何組あって、申し込みの多い時はどのように対応されているのか。それと、利用された方たちの感想などを聞き取ったと思いますけれども、その中で改善したほうがいいと思った点があったかどうか。それと、外国人の利用があったのかどうかを教えてくださいたいと思います。

2点目は、同じく資料の2ページ目の空き家・空き地情報バンクなんですけれども、これはホームページで情報が出されています。それで、最近空き地の情報件数も多くて、契約件数も年々増えている状況と聞いているんですけれども、空き家のほうで、売却にしても賃貸にしても、同じ家が1件だけずっと数年ホームページに載っているということで、そのところも内部で協議されたことがあるのか。今後活用するためにはいい取組だと思いますので、ぜひ効果的にやっていただきたいんですけれども、そのところを今まで協議していただけたのか、その2点お願いいたします。

地域振興係長 まず1点目の移住体験住宅について、申し込みが重複した場合ということで最初に御質問があったかと思いますが、基本的にはホームページの中で、利用を検討されている方は空き状況を見られる状態になっていますので、その空いているところに申し込みをいただいております。ですので、先着順というか、そういった形で運用をさせていただいております。また、利用者からの声ということで、アンケート調査なども行っておりまして、やはり多いのは、新しくでき

た住宅ということもあってきれいですし、快適に暮らせたというところですか、あとは移住体験プログラムなどもやっておりますので、そういったところで町民の方と交流ができてよかったというような声があります。そして特に、若い世代に多いのが、冬の生活も体験してみたいということで、実際に移住を本当に検討されている方も中には多くいらっしゃいますので、そういった方が夏場に来て、すごく快適に楽しく暮らせたけれども、やはり冬の生活も体験してからまたさらに検討を深めたいといったような声も多くあります。特に今のところ、そのアンケート結果で改善するということは見られていません。また、外国人の利用については、昨年度ポーランドから来られた方がいたんですけども、奥様が日本人の方でしたので、特に体験している中で不便なところなどはなく、快適に暮らしていただけたかなというように思っております。

続きまして、2点目の空き家・空き地バンクの関係ですけれども、現状空き家については、住宅は西町3丁目の1件の登録ということになっておりまして、ほかは空き地の登録となっております。こちらにつきましては、やはり空き家の登録が少ないということも現状ありまして、先日北町のほうに不動産会社さんが立地されたかと思うんですけども、その会社さんとも情報共有をしながら、もし物件が出た時には空き家バンクの登録も進めてほしいということで、情報共有を都度行っております。今年度、これから空き家の登録が出てくる予定もございますので、そういったところで空き家の登録を増やしていきたいなというように思っております。以上です。

佐藤委員 ありがとうございます。移住体験住宅のほうなんですけれども、先着順ということで理解いたしました。今後も多く利用していただきたいと思いますので、まずは今まで以上にホームページの活用をお願いしたいなと思います。これは要望です。それと、使用後の感想ということで今御説明をいただきました。これは令和5年の夏だけではないんですけども、最近南幌も非常に暑くなっておりまして、移住体験住宅もクーラー設置ということも考えていかなければいけないのではないかと思うんですけども、その部分もお聞きいたします。それと、外国人の対応ということなんですけれども、これからどんどんやはりインバウンドという形で、南幌町にも来ていただけるような方向になっていってほしいなと思いますので、ぜひ外国人対応のパンフレットをつくるとか、また特に災害や病気の時には、外国人の方たちは対応にやはり困ると思うんですね。そういう部分では、仕様書の中に外国語対応のものもあったほうがよいのではないかと思いますので、そのところもお聞きいたします。

それと、空き家・空き地バンクなんですけど、今までこの情報を見て、土地をお買いになった人というのもお聞きしております。そういう部分では、大変よい情報ツールなのかなとは思いますが、先ほど御説明いただきましたように、不動産業者が参入したということで、そちらと連携していくということでしたけれども、そちらと連携して行って、今までホームページの中では、その規定の中で、不動産業者の物件を提示するというのは禁止されているというか、条件にはなくて、あくまでも個人という形だったんですけど、そういう連携は今後どのようにしていく

予定なのかお聞きいたします。

まちづくり課長補佐（地域振興担当） いろいろ御質問をいただきましたので、答弁漏れがありましたらまた御質問していただきたいと思います。まず、移住体験住宅の関係です。先ほど御答弁させていただきましたが、苦情というわけではなかったんですけれども、やはり北海道も佐藤議員おっしゃるとおり非常に暑くなっています。また、今の移住体験住宅は道で推奨しております北方型住宅基準の、機密性の高い、断熱性が非常に向上している住宅となっておりますので、非常に空気が逃げにくい、暑さが溜まっているというような現状もありまして、令和5年度の予算の中で、各1戸ずつエアコンをつけることによって、暑さ対策の軽減という形の措置を取らせていただきました。その部分は利用者からも多く御好評をいただいているような状況でございます。また、外国人の関係でございますけれども、確かに昨年度1件、配偶者は日本人だったんですけれども外国人1世帯の受け入れをさせていただきました。今、海外から国内へ就業という形で、結構様々な国際の外郭の団体等がございますので、またそちらとの連携等々も模索はしていかなければならないのかなというように思っておりますので、パンフレットの関係の外国語表示については少し検討させていただきたいというように思っております。

また、空き家・空き地バンクの関係でございます。まず、空き家の関係でございますけれども、実は不動産屋さんが空き家バンクの登録をすることは、要綱上問題ないことになっております。これは専任仲介媒介契約という媒介の契約を起こせば、書類を添付することによって空き家の登録はできるというような形になっております。先ほど担当のほうからお話をしましたけれども、今年度、数件の調整を今進めておりまして、不動産会社も絡めた中でやはり広く情報を発信していくことが非常に大切だというように思っておりますし、うちは今の移住という形で非常に好評価を得ておりますので、南幌町の情報発信の媒体として活用していきたいということで、今不動産業者に情報発信は行っているところでございます。ただ、土地の関係についてはどうしても個人売買になってしまうものですから、個人の希望される金額をやはりそのまま掲載していかなければならないということもあるものですから、今度はこちらの部分を不動産業者等と連携を図りながら、売買の促進に向かって取り進めていければというような形で思っております。

熊木委員長 よろしいですか。（はいの声）

ほかに質疑はございませんか。

細川委員 成果説明書の6ページ、コンビニ交付サービス導入事業の関係で1点質問をしたいと思います。成果説明書の実績を見せていただいたところ、サービス開始1カ月半ということなんですが、想像していたよりは利用している方が多いのかなと私は思いました。それで、それからもう何カ月も現在経っているわけなんですけれども、その間で利用に当たってのシステムトラブルはないかと思うんですけれども、何かトラブルがあったかということがまず1点です。

それから、その後の利用状況を大まかでいいんですけど、伸びてきているのかどうかということを伺います。

それともう1点、PRの関係なんですけれども、私のほうで見た時に広報でPRさ

れているのは確認したんですけれど、全部を確認していなくて申し訳ありませんが、例えばこの事業は道内でも町でやっている所はかなり少ないと思いますので、南幌町の一つのPRにもなるのかなということで、例えばホームページに利用の仕方とか、そういったPRをされているのかということも確認させていただきたいと思います。以上です。

住民課長補佐（戸籍住民担当） まずトラブルについてですが、システム上のトラブルは発生しておりません。昨年報道されていた札幌市や一部の自治体については富士通のシステムでして、南幌町については富士フィルムのシステムで、富士フィルムについては全国的にシステム障害は発生していない状況にあります。

2点目の、今年度現在の使用状況なんですけれども、実際に率のほうは上がってきております。住民票と印鑑、戸籍証明、戸籍の附票、所得課税証明と5種類、俗にいうフルセットのサービスを展開していきまして、周知のほうをしているんですけれども、今のところ住民票と印鑑については、多い月だと18%で約20%前後、全体に占める約20%がコンビニで交付されている状況です。率と数については順調に上がっている状況にあります。

3点目の広報についてです。まず、制度立ち上げの時に広報2月号で特集ページを組みました。その後も3月号で、利用方法などの説明、またホームページのほうでもJ-LISのほうのリンクを貼りまして、利用方法の説明も記載しております。また、4月の異動が多い時期はどこの役所もそうなのですが、窓口のほうが混みますので、4月は今回30日だったかと思いますが、全町放送の無線でコンビニ交付の利用促進と、SNS等で利用促進を流しています。また、コンビニ交付については定期的な周知が必要だと考えていますので、都度SNSで周知を行っております。また、教育委員会と役場、あいくるのほうの証明書や役所の手続きが終わった時にお渡しするお持ち帰り用の封筒、こちらの全てにコンビニ交付の利用促進のチラシを1枚同封して4月から展開しておりますので、長い目で率が上がっていけばいいのかなと考えております。以上です。

細川委員 御回答ありがとうございます。今お話を聞いた内容でほぼ回答していただいたのですが、もう1件追加して質問したいと思います。前から、例えば稲穂地区とかそういった所から来るのが大変だとか、仕事の関係で来るのが大変だということで、過去には休日に職員を出して証明書を出したことがあったんですけれども、コンビニ交付が始まったので私はもう必要ないかなと思うんですけれども、それはまだ継続されているのかどうかという確認と、あとは先ほど言われたPRをかなりしておられますので、今後も継続してほしいと思います。

住民課長補佐（戸籍住民担当） 休日対応については、今のところ特にそのような問い合わせは来ておりません。コンビニ交付のほうで朝6時半から夜11時まで、土日関係なく対応しておりますので、今後基本的にはそういう対応がなくなってくるのかなと考えております。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。（はいの声）

ほかに質疑はございませんか。

石川委員 今のページの一つ上なんですけれども、マイナンバーカードの関係でお伺

いたします。マイナンバーカード交付事業として、現在の段階では交付率が81.8%というように書いております。実際今年いっぱいマイナ保険証に切り替わるというような形で、保険証の発行もなくなるということですので、こんな形で2割の方がまだ交付を受けていないと。どんな方が受けていないのか、その傾向は町のほうでいくらか押さえているのかをお伺いいたします。そして再度何かしら呼びかけるのかということと、81.8%というのは全国的にどれくらいの推移なのか。まだ少ないほうなのか、逆に多いほうなのか、その辺りについてお伺いしたいと思います。

住民課長補佐（戸籍住民担当） マイナンバーカードの交付率が約80%ということで、残り約2割ですが、保険証の切り替えにあわせて、ここ数か月で、先月くらいから役場にマイナンバーカードをつくりに来る住民の方が非常に増えている状況です。1日5名から10名程度の方がつくりに来ている状況にあります。傾向としてということでは特段押さえておりませんが、令和3年、令和4年でポイント事業を広く全国的に展開しておりますので、そこに乗り遅れた人が最後に残っているのかなというように考えております。率については、全道順位では23位で、これは直近の数字です。全国平均は、ずっと全国平均の上のほうにここ数年位置していますので、普及はされているほうだと考えております。また、今後保険証の統一等にあわせて、今週の土曜日、あとは来月と11月の土曜日に臨時窓口を設ける形で、またこちらのほうも周知を行うんですけれども、臨時窓口を行ってマイナンバーカードの普及促進に努めていきたいと考えています。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。（はいの声）

ほかに質疑はございませんか。（なしの声）

それでは質疑がないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。（はいの声）

それでは質疑を終了いたします。

それでは、13時まで休憩といたします。

（午前10時52分）

（午後 0時54分）

熊木委員長 少し時間が早いんですけれども、皆さん揃いましたので、暫時休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは審査順序の3番目、第3款民生費について審査を行います。それでは説明をお願いします。

保健福祉課長 決算書58ページ下段をごらんください。3款1項1目社会福祉総務費、支出済額2億9,928万7,171円。実績は、決算資料の6ページ中段からとなりますので、あわせてごらんください。昨年度より1億3,000万円ほど増額となっている要因は、電力・ガス・食料品等物価高騰の影響が長期化する中、様々な困難に直面する方への給付金支給によるものです。

社会福祉協議会運営補助金補助事業では、事務局職員2名分の人件費の一部補助並びに町からの業務委託を行っている福祉サービス事業に係る経費132万8,0

00円を執行しています。なお、前年度より減額となっているのは、事務職員1名が年度途中で退職となったことによるものです。

高齢者事業団運営補助事業では、事務局職員の人件費に対する一部補助金180万9,000円を執行しています。

次の民生委員児童委員活動経費では、協議会に対する活動支援補助金など211万7,800円を執行しています。国民健康保険特別会計繰出金では、一般会計からの繰出金7,559万7,000円を執行しています。詳細は国保特別会計決算で説明します。

避難行動要支援者避難支援事業では、管理システム保守に対する費用等18万4,800円を執行しています。

地域福祉施設管理事業では、中樹林福祉の家の改修工事に171万6,000円を執行しています。60ページをごらんください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業では、1回目と2回目をあわせてまして、延べ1,862世帯に対しまして、総額9,194万円を支給しています。

生活応援チケット事業では、延べ1万5,513名に対しまして、総額7,561万7,000円を支給しています。低所得者支援等給付金では、延べ205世帯に対しまして総額2,065万円を支給しています。

社会福祉総務経費では、戦没者追悼式の開催経費、各福祉関係団体への負担金や、灯油高価格高騰に対する支援として、あったか灯油支給事業で支給した経費など1,821万8,081円を執行しています。決算書62ページから64ページをごらんください。

2目障がい者福祉費、支出済額3億6,539万8,166円。実績は、成果説明書の7ページ中段から8ページ下段までとなりますので、あわせてごらんください。

地域生活支援事業では、障がいのある方への日中一時支援や、日常生活用具の給付などに係る経費として563万7,291円を執行しています。

福祉ハイヤー利用料金助成事業では、障害のある方が利用するハイヤーの初乗り運賃に対する助成金64万7,000円を執行しています。

人工透析患者等通院交通費助成事業では、人工透析治療のために公共交通機関等を利用されている方に交通費一部助成金31万6,900円を執行しています。

精神保健福祉事業では、自殺予防対策事業に係る経費53万2,092円を執行しています。

障がい者自立促進交通費助成事業では、就労継続支援事業所などへ公共交通機関を利用している場合の交通費一部助成金57万8,670円を執行しています。63ページ下段をごらんください。

障がい者福祉経費では、次ページにかけて、障がいのある方の自立支援に係る医療や給付事業の経費として3億5,768万6,213円を執行しています。64ページ下段から66ページをごらんください。

3目高齢者福祉費、支出済額1億2,617万8,925円。実績は、決算資料

の８ページ下段からとなりますのであわせてごらんください。

高齢者在宅支援事業では、緊急通報装置設置及び除雪サービス、屋根の雪下ろし助成事業などに係る経費として４４０万８，９８２円を執行しています。

老人クラブ助成事業では、町内の単位同老人クラブ１７団体と連合会への補助金として８２万９，５００円を執行しています。

介護保険特別会計繰出金では、一般会計からの繰出金１億１，８２３万１，７９０円を執行しています。詳細については介護保険特別会計決算で説明します。

高齢者福祉経費では、自宅で養護することが困難な高齢者の老人福祉施設入所措置費などの経費として２７０万８，６５３円を執行しています。以上です。

住民課長 続きまして、決算書は６６ページ中段、あわせて成果説明書９ページ上段をごらんください。

４目重度心身障がい者福祉費、支出済額１，７３７万６，４９５円。重度心身障がい者医療費助成経費では、重度心身障がい者の医療扶助に係る経費を執行しています。

次ページにかけて、５目ひとり親家庭等福祉費、支出済額３７２万８，３１６円。ひとり親家庭等医療費助成経費では、ひとり親家庭等の医療扶助に係る経費を執行しています。以上です。

保健福祉課長 決算書６７ページ中段をごらんください。

６目地域包括支援センター事業費、支出済額３２４万４，５００円。地域包括支援センター事業では、高齢者の介護予防サービス計画の作成や日常生活全般に係る総合相談窓口である、南幌町地域包括支援センターの運営経費を執行しています。以上です。

住民課長 続きまして、６７ページ下段から次ページをごらんください。

７目後期高齢者医療費、支出済額１億７，２０２万８０２円。後期高齢者医療事業では、特定健診に係る経費、広域連合への療養給付費負担金、保険料軽減措置に係る公費負担分と、広域連合への事務費負担金の特別会計繰出金のほか、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な事業に係る経費として、看護師・管理栄養士の人件費や消耗品費などを執行しています。詳細につきましては、後期高齢者医療特別会計決算で説明いたします。以上です。

保健福祉課長 決算書の６８ページ下段、７１ページにかけて、実績は決算資料の９ページをあわせてごらんください。

２項１目児童福祉総務費、支出済額１億９３２万１，２９０円。学童保育事業では、南幌小学校内で実施しているなんぼろ児童会の運営に係る経費８９１万４，０９５円を執行しています。

早期療育事業では、発達に心配のある乳幼児などの個別訓練や発達相談などに係る経費２５万４，２６１円を執行しています。次のページをごらんください。

児童生徒等医療費助成事業では、本町独自の子育て支援施策事業として、高校生までの医療費の一部助成１，７７１万５，３８１円を執行しています。

児童福祉総務経費では、乳幼児等医療費助成事業や障がい児支援給付事業として障がいのある１８歳未満の児童生徒が利用する放課後等デイサービスなどに係る経

費 7, 494 万 916 円を執行しています。決算書 71 ページ中段、決算資料 10 ページ中段をあわせてごらんください。

子育て世帯生活支援特別給付金事業では、低所得の子育て世帯の生活を支援するために児童一人当たり国から 5 万円を児童手当受給者世帯や家計急変世帯等の 48 世帯 94 名に対して、総額 470 万円を支給しています。次のページをごらんください。

2 目児童措置費、支出済額 8, 868 万 3, 333 円。児童手当支給経費では、中学校修了までの児童生徒延べ 7, 930 人を対象に児童手当を支給しています。

3 目保育所費、支出済額 3 億 1, 580 万 4, 887 円。実績については、決算資料の 11 ページとなりますので、あわせてごらんください。保育所等運営補助事業では、主に南幌いちい保育園と認定こども園南幌みどり野幼稚園に通園している子どもたちの施設型給付や延長保育、一時預かり事業などに係る経費を執行しています。昨年度より 6, 214 万円ほど増額になっている要因は、施設型給付費の執行によるものです。子育て世帯の転入に伴い、入所延べ人数の昨年度対比は、南幌いちい保育園で 59 名の増、認定こども園南幌みどり野幼稚園で 498 名の増となっています。なお、町内施設においては、保育士等就労支援事業補助金を 7 名の方が利用し、保育士の確保を行い対応しています。決算書 73 ページをごらんください。

4 目子育て支援費、支出済額 971 万 3, 622 円。実績については、決算資料の 12 ページとなりますのであわせてごらんください。地域子育て支援センター運営事業では、南幌いちい保育園への業務委託料として 670 万 7, 000 円執行しています。

子ども・子育て支援事業では、ファミリーサポートセンター事業等に係る経費 41 万 9, 117 円を執行しています。

病児・病後児保育事業は、運営費として 258 万 7, 505 円執行しています。以上で民生費の説明を終了します。

熊木委員長 それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員 2 点質問させていただきます。まず保育所等運営補助事業の一時預かりの件で伺いたいんですけども、状況を教えてください。一時預かりは現在 1 日何名という制限があるのかどうかということと、制限に対して、預けたい時に預けられないんだというような要望などがあるのかどうかを伺いたいと思います。

もう 1 点は、保育士等就労支援事業なんですけれども、これも状況を伺いたいと思います。1 年目、2 年目の方に対しては補助金として出されているのですが、3 年目から 4 年目の方に対しての祝い金が出る部分は決算では上がっていないようなので、多分対象者がいなかったんだと思うのですが、たまたまその年に対象となる方がいなかったのか、それとも平均勤続年数というのでしょうか。先生の傾向としてどのくらいなのかを教えてください。

子育て支援係長 まず、1 点目のご質問にお答えいたします。一時預かり事業の定員は、いちい保育園では令和 5 年度で 3 名から 5 名ということになっております。去年は保育士の確保対策があまり進んでおりませんでしたので、一時預かりも

定員は減っているんですけども、令和6年度は1日10名程度で一時預かりを実施しております。

次に、2点目の保育士等就労支援事業の状況なんですけれども、4年目の勤続祝い金の対象者は、これは令和4年度から事業が始まったものですから、該当者が出るのが早くても令和7年度以降になります。なので、令和7年度決算で該当者が出てくるものと思われます。以上です。

星委員 祝い金についてはわかりました。令和7年度から対象ということですね。

あとは、いちい保育園も今年度、令和6年度は対象者を増額してということなのですが、みどり野幼稚園での一時預かりの状況を教えていただきたいと思います。

子育て支援係長 みどり野幼稚園の一時預かりは、いちい保育園と違いまして預かる対象児童の要件が違います。みどり野幼稚園では、幼稚園に在籍している3歳以上のお子さんを対象に預かり保育を行っておりますので、幼稚園に在籍して、そのあとに仕事ですとか私用で6時半まで預けたいという方が預けていただく制度になっております。以上です。

星委員 わかりました。その際に、例えばいちい保育園も今年度から増員したということなのですが、みどり野幼稚園も、いちい保育園も、例えばもう少し増員してほしいというか、今年度は10名に増えたんですけども、現状でもう少し預けたいけど預けられないという声は、今のところ出てはいないんですか。

子育て支援係長 今のところ、保育園からそういったお話ですとか、保護者の方からもそういうお話は聞いておりません。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。(はいの声)

それではほかにございませんか。

家塚委員 成果説明書の11ページになりますが、保育所等運営補助事業について伺います。令和5年度に子育て世帯の転入者が増えている中で、先ほど課長の説明にもありましたように、いちい保育園とみどり野幼稚園で、それぞれ人数が前年度と比較して多いと。特にその中でも、みどり野幼稚園が約500名増えているということです。そこで、令和5年度にそれぞれの施設で待機児童がどうだったのかを伺うのと、あわせて待機児童の定義といいますか、その辺の定めがあるのかどうかをお伺いします。

子育て支援係長 ただいまの御質問にお答えいたします。待機児童は、現在はおりません。

ただ、保育所等利用待機児童数調査要領に基づく待機児童の定義といたしましては、保育所の入所申込みをしていて、入所要件に該当しているが、入所していない子どものことを待機児童といいます。ただし、特定の保育所等を希望している者、求職活動を休止している者、育児休業中の者、地方公共団体における単独保育施設を利用している者は除くこととされています。これに当てはめると、令和5年度は待機児童はいないということになりますが、保留児童、潜在的待機児童ともいうのですが、これに該当する児童は出ております。該当する育児休業中の者が9名、企業主導型保育事業利用者の者2名の合計11名が、この保留児童、潜在的待機児童

となっております。なお、保留児童の要因といたしましては、定員超過により入所できない場合となっております。主に0歳児の保留であり、育児休業明けの入所ができず、保留児童となっているところでございます。以上です。

家塚委員 それぞれの施設に定員があるのですが、それ以上受け入れをしているということで、例えばその定員の何割増まではいいですよとか、極端な話2倍まではいかないにしても、その辺はどのくらいの数まで受け入れできて、保育士の人数だとか、施設のキャパシティの関係も多分あるのだろーと思いますが、それぞれ今どのようなになっているのか伺います。

子育て支援係長 いちい保育園の0歳児の定員は6名となっております。令和5年度は6名定員のところ、9名入所させていただいております。みどり野幼稚園は、定員3名のところ、そのまま3名の入所となっております。以上です。

家塚委員 わかりました。この関係は、多分みどり野団地の分譲状況といいますか、販売状況に大きく左右するのかなという関係もあるんですね。27日に全員協議会の中でまた説明があると思いますので、その時に伺います。以上です。

熊木委員長 ほかにございませんか。

細川委員 成果説明書の7ページ、人工透析患者等通院交通費助成事業について1点質問したいと思います。成果説明書を見ますと、実利用者が12人ということで少ないのですが、多分該当者は倍以上おられるのかなと思うんですけども、それについてはそれぞれ通院されている病院等の無料送迎を利用されている人が多いから利用者が少ないのか、もしくは申請をしたが該当にならないという方がおられたのか、お伺いしたいと思います。

福祉障がい係長 人工透析の通院費補助に関しまして、委員おっしゃられたとおり対象となる方が32名いまして、32名の方にはこちらからご案内を送らせていただいております。ですが、実績としては12名となっているのは、おっしゃっているとおり、透析の送迎がある方につきましては今回の補助には該当しないという形になりまして、交通手段が自家用車だったり、公共交通機関を利用されている方が対象になっているので、実際の対象者より申請が少ないという形になっております。以上です。

細川委員 今のお話を聞きまして、自家用車の方と公共交通の方ということなんですけれども、自家用車も該当になるんですか。

福祉障がい係長 自家用車の方は対象となります。金額の算定につきましては、ビューローからその病院がある場所までの公共交通機関で最適ルートで行った場合の金額で算定されることとなっております。以上です。

細川委員 わかりました。透析患者の家族の方から、やはり個人差はあるんですけども、場合によっては足を切断したりなどということで、どうしてもやはり自家用車でないと行けないという方もおられたりするので、今現在その方がいるのかどうかというのはわかりませんが、そういう話も聞いておりますので、そういったことも含めて物価上昇で多分交通費なども自家用車に関しても結構負担が大きくなってきていると思いますので、今後検討していただければと思います。以上です。

熊本委員長 要望ですね。(はいの声)

では、ほかにございませんか。

佐藤委員 成果説明書7ページの福祉ハイヤーの件なんですけれども、この交付者は137人で、実利用者が75人ということで少し開きがあるんですけれども、この理由を教えてください。

それともう1点、同じく成果説明書の9ページにある学童保育です。この学童保育の延べ登録人数は延べ943名ということでありましたけれども、今の学童保育の状況や現状、また今後増員した時の対応はどのようにされるのかということをお教えください。

それともう1点ですが、夏休み・冬休みの長期休業期間の学童の子どもたちの昼食について、給食がないので家から弁当を持参するようになっているんですけれども、働く親にとって長期間の弁当づくりが大変だという声も聞いております。また、令和5年は特に夏場の気温も高かったということもあって、家庭から持参する弁当による食中毒の心配も考えられるということだったんですけれども、何かその点に関して工夫していることがあるのかどうかお聞きいたします。以上です。

保健福祉課長補佐（福祉障がい担当） ただいまの御質問につきまして、福祉ハイヤーの利用助成事業につきましては交付者が137名で、実利用者が75人となっておりますが、これは実際にあいる一とを利用されている方は、この中には含まれておりません。あいる一を含めると、利用者につきましては82名になりまして、利用枚数が1,259枚となります。それで、この交付者と実利用者の開きにつきましては、ただ使われていない方がいらっしゃるということで、特段こういうことが理由だというものはございません。以上です。

子育て支援係長 2点目の、学童保育についてお答えいたします。現在の学童保育の現状は、入所人数が99名となっております。増員の対応といたしましては、希望があれば全て現在は入所を受け付けている状況でございます。

最後の昼食に関してですけれども、他市町村では、一部長期休みの昼食提供を行っておりますが、南幌町では外部委託は行っておりませんし、今後行う予定はございません。また、保護者からの要望も現在のところは聞いていない状況でございます。以上です。

佐藤委員 ありがとうございます。福祉タクシーについてですが、あいる一とも入れて80何人ということなのですが、まず、その初乗り料金ですね。1回だけ対象ということになれば、町内であればあいる一を使ったり、タクシーを使ったりして、初乗り料金でよろしいんですけれども、町外であればどうしてもやはり超過分は手出しになってしまいますので、やはりどうしてもその超過分を出すというところに対してはなかなか厳しいのかなと思うんですけれども、そういう部分で今は初乗りなんですけれども、今後初乗りにプラスして、実際に今使っている方が本当に活用しやすくするために、何か考えていただけるのかなということをまずお聞きいたします。

それと学童保育なんですけれども、99名というお話でした。先ほど幼稚園も500名増加ということで説明がありましたが、やはり働く親御さんも増えたという

ことで、今後どうしても増加のことも考えられると思うんですね。そういう部分では、その先を見越したというか、現状で99名の中で狭くないのかどうなのかということをお聞きします。

それとお弁当についてですけれども、現在こども家庭庁のほうでも、学童の昼食ということをやっているんですね。それで、できるだけ事業を進めたほうがいいという考えもあったものですから、本町ではどうなのかなという思いがありました。やはり夏場の食中毒とかそういうことを考えたり、働く親御さんのことを考えると、今は弁当事業の参入は考えていないということだったのですが、やはり南幌町も今後考えていく必要があるのではないのかなというように思いますので、もう一度そのところをお聞きいたします。

保健福祉課長補佐（福祉障がい担当） ただいまの福祉ハイヤーの利用の関係の、初乗り以降の超過分の補助についてですが、現在うちの福祉ハイヤー以外にも、免許返納でチケットを渡している分ですとか、様々なチケットの支給があります。そういったものもありますので、今後はそういったものを含めた上で、対象となる課と協議して話を進めていきたいと思います。以上です。

保健福祉課長補佐（子育て支援・健康づくり担当） 佐藤委員からの、2点目、3点目の学童保育の御質問についてお答えいたします。まず2点目について、担当より学童保育の現状について伝えさせていただきました。やはり一番は子どもの安全と環境に留意して保育を行うことだと私たち担当も考えています。学童保育の基準1人当たりの面積は現状確保されているのですが、今申し上げたように環境ということでは、町としても検討すべきことだと思っています。27日の全員協議会において、再度私のほうから皆さんに推し量りたいところで、また報告したいと思いますので、改めて町の考えを27日に説明させていただきたいと思います。

3点目のお昼のお弁当のことですが、今回御質問がありまして、今一度近隣の様子も聞かせていただきました。町としましても、気温の変化ですとか、やはりお子さんの健康・安全を守るというところで、今回の御意見を参考にさせていただきたいと思います。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。（はいの声）

ほかに質疑はございませんか。（なしの声）

ないようなので、質疑を終了してよろしいでしょうか。（はいの声）

それでは質疑を終了いたします。

それでは、審査順序の4番目、第4款衛生費について審査を行います。説明をお願いいたします。

保健福祉課長 決算書73ページ下段から75ページをごらんください。

4款1項1目保健衛生総務費、支出済額1,944万8,846円。実績については、決算資料の12ページ中段からとなりますので、あわせてごらんください。母子保健事業では、妊婦及び乳幼児の健診や出産・子育て応援支援金などの経費を執行しています。また、対象児童の増加に伴い、幼児健康診査及び幼児歯科検診の回数を年6回から年12回に増やし実施しています。決算書75ページ中段をごらんください。

2 目予防費、支出済額 6, 6 0 7 万 7, 8 5 9 円。実績については、決算資料の 1 3 ページになりますので、あわせてごらんください。昨年度より 2, 2 0 0 万円ほど減額になっている主な要因は、新型コロナウイルスワクチン接種の回数並びに接種対象者が限定されたことによるものです。

成人保健事業では、各種がん検診や健康教育・健康相談事業に係る経費 1, 3 4 2 万 8, 5 1 9 円を執行しています。

感染症予防事業では、各種予防接種や感染症予防対策に伴う経費 1, 6 8 3 万 6, 6 7 1 円を執行しています。

新型コロナウイルスワクチン接種事業では、あいくるでの集団接種や医療機関での接種等に係る費用として 3, 5 6 8 万 3 7 円を執行しています。

7 8 ページ上段の予防経費では、狂犬病予防対策に係る経費 1 3 万 2, 6 3 2 円を執行しています。以上です。

住民課長 続きまして、7 8 ページをごらんください。

3 目環境衛生費、支出済額 8 4 7 万 4, 4 5 1 円。環境衛生経費では、墓地管理、生活環境の保全対策に係る経費 6 1 万 8, 4 5 1 円を執行しています。

次に、南空知葬斎組合負担金では、組合への負担金 7 8 5 万 6, 0 0 0 円を執行しています。なお、前年度と比較し、遺体保冷库、収骨室自動ドアなど、各種設備の修繕に伴い、負担金が増加しています。

次に下段、4 目病院費、支出済額 2 億 8, 8 6 1 万円。詳細は、病院事業会計決算で説明いたします。以上です。

保健福祉課長 7 9 ページをごらんください。

5 目保健福祉総合センター管理費、支出済額 3, 8 2 3 万 4, 1 5 4 円。保健福祉総合センター管理経費では、あいくる全体の維持管理運営に係る経費を執行しています。なお、利用状況等の実績については、決算書資料の 1 4 ページに記載のとおりで、管理・清掃業務や維持管理費を執行しています。以上です。

住民課長 続きまして、決算書 8 0 ページ中段、あわせて成果説明書 1 4 ページ下段をごらんください。

2 項 1 目じん芥処理費、支出済額 1 億 3, 5 0 1 万 4, 0 1 3 円。ごみ処理対策事業では、不法投棄された処理困難物の処理等に係る経費、ごみステーション用ごみボックスの設置経費のほか、南空知公衆衛生組合及び道央廃棄物処理組合への負担金を執行しています。なお、道央廃棄物処理組合は、焼却処理施設の建設工事が完了し、令和 6 年 4 月から供用開始しています。

次ページにかけて、2 目し尿処理費、支出済額 1, 3 2 3 万 6, 8 9 0 円。し尿等処理委託事業では、北広島市へのし尿処理事務委託に係る経費を執行しています。

3 目合併処理浄化槽整備事業費、3 項上水道費は、下水道事業特別会計での同時審査となります。以上で、4 款衛生費の説明を終わります。

熊木委員長 それでは、説明が終わりましたので質疑を行いたいと思います。

高橋委員 まずフッ化物洗口についてなんですけど、これは父母の方からのニーズが今でもあるのかという話なんですけれども、何のためにやるのかというのはお

そらく虫歯予防のためだとは思いますが、僕の知り合いの数十名の歯医者さんは、虫歯の予防にはならないと言っている人が全員で、お金もうけになるからやっているという歯医者さんもいるんです。ですから、海外のデータなどからしても、やっても特に意味はないのかなというところもありますし、例えばフッ化物洗口をすれば甘い物を食べても本当に虫歯にならないということだったらいいのかもしれないけども、例えば精製白糖なんかは虫歯にもなるんですけど、それ以外の臓器にも負荷をかけてしまうと。免疫力も下がるとか、カルシウム不足になるとか、精神的な神経毒として回ってしまう子どももいるくらいなので、そういうものはどういう前提で、効果検証とかをちゃんとされた上でしっかりやっているのかなと。国から言われたからただやっているだけなのか、それが1点です。

2点目が、新型コロナウイルスワクチンについてなんですけれども、今回10月から定期接種が始まると思うのですが、使うワクチンの種類は確か病院に任せているんだっただか、もしくは自治体と相談で決めるかという感じだったと思うんですけど、ファイザー、モデルナ、第一三共、武田、Meiji Seikaファルマとあるのですが、この中でどれを採用するのかわかるかを伺います。

それと衛生費のところ、令和6年3月31日現在のワクチン接種者の合計人数が4,911人となっているんですけども、これは1回以上受けた方の合計ということでしょうか。4回、5回、6回という方も多分いらっしゃると思うんですけど、その辺をお聞きします。

熊木委員長 3点についてお願いします。

健康づくり係長 ただいまの高橋委員の2点の質問にお答えいたします。まずフッ化物洗口ですが、フッ化物洗口は新型コロナ感染症のまん延防止のために、保育園は令和2年10月から令和3年9月まで、幼稚園・学校は令和2年10月から令和6年3月まで事業を見合わせていました。現在は全て再開していますが、毎年保護者の方からフッ化物洗口を希望するか、しないかの確認をしております。希望する方の割合ですが、令和6年度では保育園で97.4%、幼稚園で91.1%、小学校全体で82.5%、中学校では58.6%が実施を希望しています。効果の検証のことなんですけれども、統計では12歳児の既に虫歯に罹患している歯の、1人当たりの平均本数というのが国際的に用いられる指標となります。南幌町ではフッ化物洗口を平成23年から開始しているんですけども、実施する前の平成18年の統計では、南幌町の平均虫歯本数は1人当たり3.73本でした。この数字は全国平均の約2倍でしたが、フッ化物洗口をコロナ禍で見合わせる直前の令和2年度の統計では、0.36本に改善しております。フッ化物洗口だけがこの数字の改善につながっただけではなくて、個人の皆さんの努力だったり親御さんのいろんなケアだったりとか、歯医者さんでのケアだったりいろんなことが複合しているとは考えられるんですけども、数字としてはこのように改善しています。

続きまして、新型コロナウイルスワクチンの令和6年度の定期接種で使用するワクチンなんですけれども、今町内の医療機関では、ファイザー社のワクチン及び武田製品工業社の組み替えたんぱくワクチンを使用するというように聞き取っています。令和5年度の4,911人が何回目の接種だったかということなんですけれども、この

中には春開始接種と秋開始接種の集団接種、個別接種の分が含まれておりますので、延べ人数となっています。多くて1人2回打っている方もいらっしゃる、初めて打った方も中には数名いらっしゃるし、お子さんの数も含まれているような数字になっています。以上です。

高橋委員 では関連で、新型コロナウイルスワクチンなんですけど、多分もうテレビとかでも結構やっているの被害者の方々のこととかもきっと知ってはいらっしゃると思うんです。それで、この新型コロナウイルスワクチンというのは治験のものですから、後から副反応とかの追加の項目というのも出てきたんですよ。心筋炎とか心膜炎とか、そういうものも重大なものとして出てきたんですけど、今回の事前説明の時にはそういった追加された項目ですとか、今までこの新型コロナウイルスワクチンが打たれてから今に至るまでの被害者の数とか、いろいろありますよね。そういったものをもう少し丁寧に知らせてあげることが必要かなと思うんです。それはなぜかという、健康被害救済制度のこととか、リスクの面とか、そういうものをほとんど知らないで打っている方というのはやはり多かったんです。それで、もう名前を書いたから仕方ないというように思っている方がほとんどなんですけど、でも言われなかったから知らなかったとか、でも町側としてはもうサインをしたんだから全部わかっているんでしょという感じだったと思うんですよね。その辺は、今後これからまだ被害者が増える可能性もあるので、丁寧な事前説明が必要かなと思うんです。一般質問みたいになってしまって申し訳ないのですが、その辺をお聞きしたいと思います。

健康づくり係長 ワクチンの接種に関しては、接種者の自らの意思で希望する方に行うもので、接種前に説明文を読んでいただくことが前提となります。説明文なんですけれども、予診票のほうに接種者の方もすぐ見られるように、予診表の裏面に説明文を記載させていただいており、その中には副反応についてですとか、接種を受ける前に医師と相談する必要がある方など、あとは健康被害救済制度についても書かせていただいています。同じものを町の公式ホームページにも載せておりますので、おっしゃるとおり丁寧な説明のもと接種することが大事だと思いますので、医師の診察説明を受けて、理解した上で接種いただいているということで、私たちが進めているところです。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。(はいの声)

ほかにございませんか。

家塚委員 まず、1点は頭出ししているのですが、もう1点は頭出ししていないので御了解いただきたいと思います。まず1点目です。成果説明書の13ページになりますが、がん検診をそれぞれ胃、肺、大、乳、子宮がんとやっているのですが、令和4年度と比較するとそんなに大差はないんですね。ただ、胃がんだけがどうしてもほかのがんより低いという状況で、これには多分何か低い要因があるのだらうと思いますので、この辺を教えてくださいたいと思います。

それと頭出ししていない部分で、決算書の78ページになります。環境衛生費の関係で、多分墓地の関係がここに入ってくるのかなと思うのですが、夕張太の墓地の状況について、その辺が今どうなっているのかをあわせて伺います。

健康づくり係長 ただいまの家塚委員の質問にお答えします。がん検診の受診率ですが、令和4年度よりも低下をしておりますが、年間の特定健診の受診者数の低下の影響があると考えられます。特に胃がん検診におきましては、対象は40歳以上、胃・バリウム検査では、年1回対象となっておりますが、50歳以上の方は胃カメラ検査を2年に1回受けることができます。令和4年度の胃カメラの受診数が84名で、この方々は令和5年度の胃カメラ検査は受診することができません。令和5年度の胃カメラの受診数は58名で、このことが胃がん検診の受診率低下の一つの要因と考えられます。以上です。

住民課長補佐（環境交通担当） 2点目の、夕張太墓地の現状ということでございます。夕張太の墓地につきましては、全部で区画が107区画ということでございます。そのうち使用の貸し出しを行っている分につきましては、お墓と建っていないものも全部含めまして88区画となってございます。残りの19区画につきましては、返還済みということになってございます。現在夕張太墓地、晩翠もそうなのですが、新規使用の受付は行っていないという状況でございます。管理の部分を含めまして、水が溜まったりする部分につきましては昨年度も砂利を引いたりという形で、管理のほうはさせていただいているという状況でございます。以上です。

家塚委員 まず1点目の、がん検診の胃がんの関係はわかりました。また、5年度の各がん検診の受診率を上げるために、多分原課でも努力しているんだろうと思うのですが、その辺の評価をどう見ているかをお願いします。

それともう1点、墓地の関係で、新規はもう受け付けませんということなんですね。それで、残っている部分はもうそのままの状態にしておくということなのか、その辺を確認させてください。新規受付はもうしないということですか。

健康づくり係長 検診受診率は、確かに令和5年度で少し下がってしまっていたのですが、検診の受診率向上のための取組としては、まず年度当初に対象となる方へ受診券の発行をしています。集団健診や個別の医療機関で検診を受けられるという周知を行っています。特定健診とあわせて、広報だけでなく町の公式LINEですとか、町の公式ホームページでも周知を行っていることや、未受診者の方へは再度はがきによる勧奨も実施しています。また、受診しやすい体制として、集団検診では平日だけでなく土日や祝日にも検診を実施して、就労中の方も受診しやすい体制を整備するように実施しています。以上です。

住民課長補佐（環境交通担当） 2点目の、墓地の今後のことでございますけども、現状としましては用地の問題もございますし、区画整理というようなことでは夕張太については考えてございませんので、現状維持ということで返還が今後増えていくという形になってきます。ですので、再度でさらに減ってきた時点で検討が必要かということは思いますけれども、現時点では今後の部分については特に何も行わない方向でございます。以上です。

熊木委員長 ほかにございませんか。（なしの声）

質疑がないようですので、終了してよろしいでしょうか。（はいの声）

それでは質疑を終了します。職員の一部入れ替えがありますので、10分間休憩を取ります。再開は14時5分とします。

(午後 1時54分)

(午後 2時05分)

熊木委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開します。審査順序の5番目、介護保険特別会計について審査を行います。

保健福祉課長 令和5年度介護保険特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。初めに歳入の説明をいたします。決算書の175ページをごらんください。

1款1項1目第1号被保険者保険料、収入済額1億6,671万6,415円、収入未済額113万2,910円。収納率につきましては、現年分が99.88%、対前年比と同率、滞納繰越分につきましては19.1%、対前年比2.53%の減となっています。

2款1項1目介護給付費負担金、収入済額1億3,463万6,635円。施設給付費の15%、居宅給付費の20%が交付されたものです。

2項1目調整交付金、収入済額4,559万3,000円。給付費及び地域支援事業費の約6%が交付されたものです。

2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、収入済額269万149円。事業費の保険者負担分の20%が交付されたものです。176ページにまいります。

3目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援、収入済額507万8,587円。事業費の保険者負担分の38.5%が交付されたものです。

4目保険者機能強化推進交付金、収入済額116万円。地域包括ケアシステムや保険運営の安定化に資する施策の推進状況に応じて交付されたものです。

5目介護保険保険者努力支援交付金、収入済額155万7,000円。介護予防・健康づくり事業に資する取組の状況に応じて交付されたものです。

6目事業費補助金、収入済額33万円。介護報酬改定に伴うシステム改修のために交付されたものです。

3款1項1目介護給付費交付金、収入済額2億614万5,000円。施設給付費並びに居宅給付費の27%相当が交付されたもので、財源は各保険者の第2号被保険者が納めた保険料です。

2目地域支援事業交付金、収入済額364万円。介護予防・日常生活支援総合事業費の保険者負担分の27%相当が交付されたもので、財源は各保険者の第2号被保険者の保険料です。次ページにまいります。

4款1項1目介護給付費負担金、収入済額1億1,146万2,500円。施設給付費の17.5%、居宅給付費の12.5%が道負担分として収入されたものです。

2項1目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、収入済額168万1,343円。介護予防事業費の保険者負担分の12.5%が道補助金として収入されたものです。

2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援、収

入済額 253万9,293円。事業費の保険者負担分の19.25%が道補助金として収入されたものです。次のページにまいります。

5款1項1目利子及び配当金、収入済額1,283円。基金の利息でございます。

6款1項1目介護給付費繰入金、収入済額9,234万8,273円。施設給付費及び居宅給付費の12.5%の町負担分です。

2目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業、収入済額147万9,195円。介護予防事業・日常生活支援総合事業費の12.5%の町負担分です。

3目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援、収入済額225万6,516円。事業費の19.25%の町負担分です。

4目低所得者保険料軽減繰入金、収入済額1,164万6,000円。別枠公費による繰入金で、財源内訳は国1/2、道1/4、町1/4で、国、道補助金は一般会計で受け、町負担1/4とあわせて特別会計に繰り入れるものでございます。

5目その他一般会計繰入金、収入済額1,050万1,806円。歳出の総務費相当額を事務費として町が負担するために繰り入れをしています。次ページにまいります。

2項1目介護給付費等準備基金繰入金、予算計上をしていましたが、財源が確保されたことから繰り入れを行わなかったものです。

7款1項1目繰越金、収入済額2,739万1,990円。令和4年度からの繰越金です。

8款1項1目第1号被保険者延滞金、延滞金につきましては、実績はございません。

2項1目第三者納付金並びに2目返納金につきましては、実績はございません。

3目雑入、収入済額3万1,200円です。地域支援事業に係る利用者負担金です。

以上、歳入合計、予算現額8億3,394万1,000円、調定額8億3,001万9,095円、収入済額8億2,886万6,185円、不納欠損額0円、収入未済額113万2,910円でございます。

次に、歳出の説明をいたします。180ページをごらん下さい。

1款1項1目一般管理費、支出済額250万7,152円。介護保険全般に係る事務処理経費を執行しています。

2項1目賦課徴収費、支出済額63万5,625円。保険料の賦課等に係る経費を執行しています。

181ページから182ページにかけまして、3項1目認定調査等費、支出済額495万4,417円。介護認定調査を行う会計年度任用職員をはじめ、介護認定に係る経費を執行しています。

2目認定審査会共同設置負担金、支出済額230万3,524円。栗山町、由仁町と共同設置している審査会に係る負担金を執行しています。次ページにまいります。

4項1目計画策定委員会費、支出済額40万3,088円。第9期介護保険事業計画の策定のために委員会を開催した経費を執行しています。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、支出済額1億7,840万8,069円。訪問介護、通所介護、通所リハビリ等の給付に係る経費を執行しています。

2目地域密着型介護サービス給付費、支出済額1億6,947万8,037円。グループホームや認知症対応型デイサービスなどの給付に係る経費を執行しています。

3目施設介護サービス給付費、支出済額2億8,256万5,309円。食費及び居住費を除く介護老人福祉施設等の入所給付に係る経費を執行しています。183ページにまいります。

4目居宅介護福祉用具購入費、支出済額119万6,805円。福祉用具購入の給付に係る経費を執行しています。

5目居宅介護住宅改修費、支出済額204万5,021円。住宅改修の給付に係る経費を執行しています。

6目居宅介護サービス計画給付費、支出済額3,034万4,481円。サービスを利用する際のケアプラン作成に係る経費を執行しています。183ページ下段をごらんください。

2項1目介護予防サービス給付費、支出済額2,434万4,975円。介護予防における通所リハビリをはじめとする各種サービスの給付に係る経費を執行しています。次ページにまいります。

2目地域密着型介護予防サービス給付費は実績がございません。

3目介護予防福祉用具購入費、支出済額53万5,122円。福祉用具購入の給付に係る経費を執行しています。

4目介護予防住宅改修費、支出済額125万4,564円。住宅改修の給付に係る経費を執行しています。

5目介護予防サービス計画給付費、支出済額398万6,160円。介護予防サービスを利用する際のケアプラン作成に係る経費を執行しています。

3項1目審査支払手数料、支出済額63万4,840円。1万760件の手数料を執行しています。次ページにまいります。

4項1目高額介護サービス費、支出済額1,856万7,742円。要介護者の利用者負担限度額を超えた部分についての、払い戻しに係る費用を執行しています。

2目高額介護予防サービス費、支出済額773円。要支援者の利用者負担限度額を超えた部分についての、払い戻しに係る費用を執行しています。

5項1目高額医療合算介護サービス費、支出済額383万7,197円。介護と医療の両方を利用して、自己負担限度額を超えた部分についての、払い戻しに係る費用を執行しています。

次の2目につきましては、実績はございません。次ページにまいります。

6項1目特定入所者介護サービス費、支出済額2,158万7,095円。要介護者で所得の低い方の食費並びに居住費の自己負担分に係る経費を執行していま

す。

2目につきましては、実績はございません。

186ページから187ページにかけまして、3款、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、665万5,691円。訪問型サービス事業と通所型サービス事業に係る経費を執行しています。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、支出済額63万6,108円。介護予防・生活支援サービス事業に係る対象者のケアプラン作成にかかる経費を執行しています。

3目一般介護予防事業費、支出済額457万4,361円。快足シャキット倶楽部や水中運動教室、ボランティアポイント事業、サロン事業などに係る経費を執行しており、事業の一部を社会福祉協議会に委託をしています。187ページ下段から188ページにまいります。

2項1目包括的支援事業費、支出済額42万3,763円。介護支援専門員の研修等に係る経費を執行しています。

2目在宅医療・介護連携推進事業、支出済額1万5,000円。在宅医療介護の連携のための講演経費を執行しています。

3目生活支援体制整備事業費、支出済額399万5,000円。事業を推進するための生活支援コーディネーター配置などに係る経費を執行しています。

4目認知症総合支援事業費、支出済額21万5,456円。認知症のある高齢者に早期から係わりを持ち、適切な医療やサービスにつなげる事業で、主に認知症サポート医師に係る経費を執行しています。

5目地域ケア会議推進事業、支出済額13万8,728円。2回実施した地域包括ケア推進会議の委員報酬や自立支援に向けた個別会議の開催に係る研修会の経費を執行しています。

6目任意事業費、支出済額696万5,418円。介護者のつどいや配食サービス、シルバーハウジング生活援助員派遣事業など町の実情に応じて実施している事業の経費を執行しています。

4款1項1目介護給付費等準備基金積立金、支出済額28万9,283円。詳細は備考欄のとおりでございます。次ページにまいります。

5款1項1目第1号被保険者保険料還付金、支出済額18万1,000円。内訳につきましては、申告による所得更生が主なものです。

2目償還金、支出済額2,013万1,544円。国費、道費、支払基金の令和4年度精算に伴う償還金です。

6款1項1目予備費、実績はございません。

以上、歳出合計、予算現額8億3,394万1,000円、支出済額7億9,381万1,348円、不用額4,012万9,652円です。191ページにまいります。

実質収支に関する調書の説明をいたします。

1歳入総額8億2,888万6,185円。2歳出総額7億9,381万1,348円。3歳入歳出差引額3,507万4,837円。5実質収支額は、3,5

07万4,837円でございます。

次に、決算書資料の説明をいたします。26ページをごらんください。28ページまで項目ごとに件数並びに支出額を記載しています。

令和5年度の介護保険事業の主な概要を申し上げます。26ページ中段の認定結果につきましては合計が297人で、前年度対比で40人の減となっております。減少の理由につきましては、認定期間に伴い、令和4年度と令和5年度は更新対象者が少ない年度のためです。

26ページ中段の2. 保険給付費につきましては、(1) 居宅サービス給付費全体では対前年度比、件数は7件の減であり、給付費は約72万円の減となっております。27ページにまいります。

(2) 施設サービス給付費では、対前年比、件数で29件の増、給付費で約1,050万円の増額でございます。

(3) 介護予防サービス給付費では、対前年比、件数で151件の増、給付費では約210万円の増額でございます。保険給付費全体では対前年度比で約1,423万円の増、1.02%の増額となっております。28ページの上段をごらんください。

③介護予防事業では、一般高齢者等に対する各種介護予防事業を実施しており、通年で実施している事業につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、自立支援事業、通称男の料理教室をはじめ多くの事業が、コロナ前の事業内容に戻し、結果としまして、昨年度よりも回数や参加延べ人数が多くなっている状況にあります。以上で、介護保険特別会計の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。(なしの声)

質疑がないようですので、これで質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは職員の一部入替えがありますので、暫時休憩といたします。

(午後 2時25分)

(午後 2時27分)

熊木委員長 暫時休憩を閉じ、会議を再開いたします。

審査順序の6番目、国民健康保険特別会計について審査を行います。説明をお願いいたします。

住民課長 令和5年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。初めに歳入から説明いたします。決算書の137ページをごらんください。

1款1項1目、国民健康保険税、収入済額2億458万5,463円、不納欠損額40万5,924円、収入未済額4,687万1,701円。不納欠損の内訳は、滞納処分の執行停止後、死亡による無資力により即時消滅となったもの11件、3名。収入未済額の内訳は、現年課税分160件、40名。滞納繰越分1,768件、89名となっております。収納率は、現年課税分が98.72%で前年度対比1.34ポイントの増加、滞納繰越分が13.14%で前年度対比2.62ポイ

ントの増加となっています。

2款1項1目、手数料、収入実績はありません。

3款1項1目、災害臨時特例補助金、交付実績はありません。

2目出産育児一時金補助金、収入済額2万5,000円。出産育児一時金が42万円から50万円に引き上げられたことに伴い、令和5年度に限り5件分について交付されたものです。

次ページ、4款1項1目保険給付費等交付金、収入済額6億8,643万7,632円。1節普通交付金として6億5,581万3,632円、2節特別交付金として3,062万4,000円がそれぞれ交付されたものです。

2項1目財政安定化基金交付金、交付実績はありません。

5款1項1目利子及び配当金、収入済額2,754円。基金積立金の利子収入です。

6款1項1目一般会計繰入金、収入済額7,559万7,000円。国の基準に基づく一般会計からの繰入金です。内訳は次ページにかけて、備考欄に記載のとおり、基盤安定繰入金、未就学児均等割保険税繰入金、財政安定化支援事業繰入金、出産育児一時金等繰入金、事務費繰入金、新たに産前産後保険税繰入金となっています。

2項1目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、収入済額1,669万9,000円。歳入財源不足を補うため、基金から繰り入れを行ったもので、令和5年度末の基金残高は1億3,517万7,751円です。

7款1項1目繰越金、収入済額635万427円。令和4年度国民健康保険特別会計からの繰越金です。

8款1項1目延滞金、収入実績はありません。

2項1目第三者行為納付金、収入済額110万3,787円。交通事故の第三者行為損害賠償納付金が2件です。

次ページにかけて、2目過誤払給付費返納金、収入済額1,020円。医療費の返納1件分です。

3目雑入、収入済額58万5,000円。特定健康診査一部負担金及び特定健康診査に係る令和4年度道補助金の確定による精算金です。

以上、下段、歳入合計、予算現額10億846万6,000円、調定額10億3,866万4,708円、収入済額9億9,138万7,083円、不納欠損額40万5,924円、収入未済額は4,687万1,701円です。

次に歳出の説明をいたします。次ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、支出済額374万171円。国民健康保険全般に係る事務経費を執行しています。

次ページにかけて、2目連合会負担金、支出済額88万5,350円。北海道国保連合会への負担金を執行しています。

2項1目賦課徴収費、支出済額66万5,217円。納税通知書印刷や収納手数料などの経費を執行しています。

3項1目運営協議会費、支出済額9万4,752円。国保運営協議会委員9名分

の報酬などの経費を執行しています。

4項1目医療費適正化対策事業費、支出済額57万7,139円。次ページにかけて、備考欄、特定健診受診勧奨や保健指導に係る職員時間外勤務手当、ジェネリック医薬品の利用促進に係る経費などを執行しています。

5項1目収納率向上対策事業費、支出済額246万3,393円。一般事務報酬、会計年度任用職員期末手当などの保険税収納率向上対策に係る経費を執行しています。

2款1項1目療養諸費、支出済額5億6,818万5,799円。次ページにかけて、備考欄、北海道国保連合会に対する、被保険者の療養に係る負担金、審査支払手数料などを執行しています。

2目高額療養費、支出済額8,622万4,473円。被保険者の高額療養費に係る保険者負担分の経費を執行しています。

3目出産育児諸費、支出済額200万840円。1件当たりの交付金限度額は50万円で4件分を執行しています。

4目移送費、予算の執行はありません。

5目葬祭諸費、支出済額18万円。1件3万円で6件分を執行しています。

6目傷病手当金、予算の執行はありません。

次ページ、3款1項1目医療給付費分、支出済額2億958万5,000円。医療給付費に係る北海道への納付金を執行しています。

2目後期高齢者支援金等分、支出済額5,870万6,000円。後期高齢者支援金等に係る北海道への納付金を執行しています。

3目介護納付金分、支出済額2,283万8,000円。介護納付金に係る北海道への納付金を執行しています。

4款1項1目共同事業拠出金、予算の執行はありません。

5款1項1目特定健康診査等事業費、支出済額1,428万5,077円。特定健診、特定保健指導などに係る経費を執行しています。147ページ、備考欄上段、12節委託料では、特定健診受診率向上対策として、健康ポイント委託業務、北海道及び国保連合会並びに市町村の共同事業で、特定健診等データをAI等により分析し、効果的・効率的な受診勧奨を行う、「特定健診受診率向上支援共同事業」の経費を執行しています。

2項1目保健衛生普及費、支出済額216万1,498円。医療費通知、各種検診などに係る経費を執行しています。

6款1項1目基金積立金、支出済額2,754円。基金利子分の積立金です。

次ページ、7款1項1目財政安定化基金償還金、予算の執行はありません。

8款1項1目保険税等還付金、支出済額38万6,300円。保険税月割の異動などに伴い13件分を還付したものです。

2目保険給付費等交付金償還金、支出済額6万1,121円。令和4年度道補助金、保険給付費等交付金の確定に伴い、超過交付分を返還したものです。

3目その他償還金、予算の執行はありません。

2項1目直診施設勘定繰出金、支出済額300万円。町立病院における財務会計

システム更新に係る特別調整交付金分を病院事業会計への繰入金として執行しています。詳細は病院事業会計決算の中で説明します。

次ページ、9款1項1目予備費、予算の執行はありません。

以上、149ページ下段、歳出合計、予算現額10億846万6,000円、支出済額9億7,604万2,884円、不用額は3,242万3,116円です。

次に、次ページの実質収支に関する調書について説明をいたします。

1歳入総額9億9,138万7,083円。2歳出総額9億7,604万2,884円。3歳入歳出差引額は1,534万4,199円です。4翌年度へ繰り越すべき財源は、ありません。5実質収支額は1,534万4,199円です。6については該当ありません。

次に、決算資料成果説明書の25ページをごらん願います。国民健康保険特別会計です。令和5年度の国民健康保険事業の主な概要を申し上げます。

初めに、2保険給付費（1）療養給付費の状況です。被保険者数は1,827人で、前年度対比11人の増加となっています。1人当たりの費用額は42万3,511円で、前年度対比2,773円の増加となっています。1人当たりの受診件数につきましては17件で、前年度対比で1件の増加となっています。保険給付費全体では6億5,659万1,112円となっており、前年度対比で884万2,318円の増加となっています。

次に、3国民健康保険事業費納付金の状況です。北海道への国民健康保険事業費納付金は、2億9,112万9,000円となっており、前年度対比で2,030万4,000円の増加となっています。今後においてもこの事業費納付金の推移に留意しながら、国民健康保険事業における財政基盤の安定化を図ってまいります。

次に、4保健事業費の状況です。特定健診受診者数は556人で、前年度対比33人の減少、受診率は36.3%で、前年度対比2.5ポイント減少しています。以上で、令和5年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。（なしの声）

質疑がないようなので、終了してよろしいですか。（はいの声）

それでは質疑を終了いたします。

それでは審査順序の7番目、後期高齢者医療特別会計について審査を行います。説明をお願いいたします。

住民課長 令和5年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。初めに歳入から説明いたします。決算書の197ページをごらんください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料、収入済額8,760万7,400円。収入未済額61万5,500円。収入未済額の内訳は、現年度分24件、6名。滞納繰越分20件、2名となっています。収納率は、現年度分が99.61%で前年度対比0.32ポイントの減少、滞納繰越分が16.02%で前年度対比47.81ポイントの減少となっています。

2款1項1目督促手数料、収入実績はありません。

3款1項1目事務費繰入金、収入済額556万円。国の基準に基づく繰入金で、内訳は備考欄に記載のとおりです。

2目保険基盤安定繰入金、収入済額3, 137万9, 555円。国の基準に基づく繰入金で、後期高齢者医療保険料の軽減額を繰入れしたものです。

4款1項1目繰越金、収入済額116万1, 561円。令和4年度後期高齢者医療特別会計からの繰越金です。

次ページ、5款1項1目延滞金、収入実績はありません。

2項1目雑入、収入実績はありません。

以上、下段、歳入合計、予算現額1億2, 654万3, 000円、調定額1億2, 632万4, 016円、収入済額1億2, 570万8, 516円、収入未済額は61万5, 500円です。

次に、歳出の説明をいたします。次ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、支出済額125万9, 371円。電算システム保守などの事務経費を執行しています。

2項1目徴収費、支出済額39万1, 187円。保険料の通知・徴収に係る経費を執行しています。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額1億2, 358万8, 455円。次ページ、備考欄、北海道後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金を執行しています。

3款1項1目保険料還付金、支出済額10万4, 200円。保険料更正などに伴い13件分を還付したものです。

4款1項1目予備費、予算の執行はありません。

以上、下段、歳出合計、予算現額1億2, 654万3, 000円、支出済額1億2, 534万3, 213円、不用額は119万9, 787円です。

次に、次ページの実質収支に関する調書について説明をいたします。

1歳入総額1億2, 570万8, 516円。2歳出総額1億2, 534万3, 213円。3歳入歳出差引額は36万5, 303円です。4翌年度へ繰り越すべき財源は、ありません。5実質収支額は36万5, 303円です。6については該当ありません。

次に、決算資料成果説明書の29ページ下段をごらん願います。後期高齢者医療特別会計です。本特別会計は、広域連合の管理のもと、保険料を徴収し、広域連合に対し必要な費用を納付するための特別会計です。ただいま説明したとおりの内容を記載しております。被保険者数は1, 408人で、前年度対比44人の増加となっています。以上で、令和5年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

熊木委員長 それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。(なしの声)

質疑がないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。本日予定しておりました審査項目が終了いたしました。明日26日、午前9時30分まで延会といたします。

お疲れさまでした。

(午後 2時46分)

決算審査特別委員会会議録

(2日目 R6.9.25 9:30~14:36)

熊木委員長 皆さんおはようございます。昨日より延会となっておりました、決算審査特別委員会をただいまから再開いたします。本日の出席人員は9名全員です。それでは直ちに会議を再開いたします。

審査順序の8番目、第5款農林水産業費について審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

農業委員会事務局長 決算書81ページをお開きください。

下段から82ページ上段、5款1項1目農業委員会費、支出済額631万8,686円。農業委員会運営経費として、農業委員12名の報酬、旅費、並びに事務局経費として、農地台帳システムに係る保守経費の執行となっています。以上です。

産業振興課長 決算書82ページです。主要施策の成果説明書は、15ページからとなりますので、あわせてごらんください。

2目農業振興費、支出済額6億4,328万9,221円。繰越明許費337万3,000円。不用額376万5,779円。繰越明許費は、農業経営高度化促進事業 晩第1地区に係るパワーアップ事業分310万円と、国の補正による施設園芸生産基盤緊急支援事業分27万3,000円を翌年度へ繰り越して実施するものです。不用額の主なものは、18節負担金補助及び交付金では、担い手育成対策事業における新規就農者に対する奨励金、並びに産地生産基盤パワーアップ事業補助金における機械導入に伴う入札減などの執行残によるものです。

備考欄の説明にまいります。農業振興経費では、総合農政推進協議会運営経費をはじめ、次ページにかけて農業関係団体への負担金など149万1,524円を執行しています。

次に、有害鳥獣対策事業では、有害鳥獣捕獲等業務委託料、狩猟免許取得支援事業助成金など328万6,222円を執行しています。

次ページにかけまして、経営所得安定対策事業では、農産物の生産目標の調整や確認を行う南幌町農業再生協議会に対する補助金として590万7,516円を執行しています。

次に、耕地利用高度化推進事業では、農地の良好な生産環境を維持するため、地域での共同利用機具備品購入費として1,476万2,000円を執行しています。なお、導入した機械は、三重地区、鶴城2期地区の貸し出し用レーザーレベラーを2台、鶴城1期・2期地区の貸し出し用補助暗渠機を3台購入しております。

次に、農業振興補助金交付事業では、南幌町農協が取り組む重点施策事業に対する一部助成として400万円を執行しています。

次に、農業経営高度化促進事業では、農地・農業水利施設の整備に伴う農家負担の軽減措置と、工事により休耕する農家の所得損失補てんの負担金として2億7,561万1,131円を執行しています。

次に、スマート農業推進事業では、RTK基地局の光回線利用料として1万6,9

40円を執行しています。

次ページにかけて、農業制度資金利子補給事業では、認定農業者や農業後継者が借り入れた制度資金の利子補給として、延べ61件分、173万5,687円を執行しています。

次に、担い手育成対策事業では、4Hクラブ活動補助金や、新規就農者3名に対する奨励支援のほか、第2回議会定例会一般会計補正予算にて計上しました、産地生産基盤パワーアップ事業、麦・大豆技術向上事業の補助金などの経費として1億1,852万2,000円を執行しています。

次ページにかけて、地産地消活動推進事業では、農産物加工センター指定管理料、キャベツキムチ町民還元事業の負担金などの経費として271万2,227円を執行しています。

次に、都市との交流と販路拡大事業では、農業者が実施するグリーンツーリズム事業への助成や北海道日本ハムファイターズ主催ゲーム7試合にて、本町の農産物を提供し、PRする経費として57万4,410円を執行しています。

次ページにかけて、食育活動推進事業では、小学生によるバケツ稲づくり事業や子育て支援米支給事業、食育セミナーや講演会などの経費として508万1,443円を執行しています。

次に、多面的機能支払事業では、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、分水区ごとに組織されている3つの地域資源保全協力会への交付金など1億9,716万1,819円を執行しています。

次に、環境保全型農業直接支援対策事業では、環境保全型農業を推進する生産者への補助金として1,242万6,302円を執行しています。

続いて、3目農地費、支出済額3億3,159万4,991円。不用額130万9,009円。不用額の主なものは、14節工事請負費において、農業水路等長寿命化・防災減災事業、南7線排水路地区、排水路改修工事の入札執行残によるものです。

備考欄の説明にまいります。次ページにかけて、土地改良事業経費では、三重ほか3地区の道営経営体育成基盤整備事業換地業務のほか、南7線排水路改修工事費、水利施設管理強化事業補助金など3億2,706万7,991円を執行しています。

次に88ページ下段、農業集落排水事業特別会計繰出金については、特別会計決算の中でご説明します。続いて92ページをお開き下さい。

2項1目林業振興費、支出済額226万4,909円。不用額6,091円。林業振興経費では、防風林監視人に対する報酬、野ねずみ駆除薬剤散布委託料、町有林の倒木処理経費などを執行しています。以上で、農林水産業費の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員 予算書の84ページ上段の畑地化促進事業補助金について伺いたいのですが、これはこういった内容の補助金なのかを教えてください。

農地係長 こちらの補助金につきましては、国における畑地化促進事業として、水田を畑地化しまして、畑作物の本格化に取り組む農業者に対して、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援を行う事業となっております。本補助金につきましては、畑地化に伴う費用負担として、土地改良区の地区除外決済金等に相当する

経費を支援するものでございます。令和5年につきましては8経営体、1,069アール、約11町の支援を行うものです。以上です。

星委員 理解しました。それで、この畑地化促進事業というのは、大体ずっと継続的に行うものなのか、短期的に今年度、前年度、来年度あたりまでが対象なのか、その辺の見通しを教えてください。

農地係長 こちらにつきましては、今年度におきましてもまだ確定ではありませんけれども、11経営体、26町くらいの申請が見込まれております。こちらの事業自体は、国におきましては令和12年度までは継続するということで予算措置されております。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

家塚委員 成果説明書15ページになりますが、有害鳥獣対策について伺います。この有害鳥獣駆除を担っているのは南幌の猟友会ということで承知はしているのですが、実施隊員が令和5年度は9名で、4年度をみると10名になっていて減少しているということで、以前からみるとかなり少ない人数の中で活動しているのかなというように思っています。そこで、令和5年度末現在で結構なのですが、実施隊員の年齢層を10歳刻みくらいで結構なのでお伺いします。

あわせて、令和5年度に農家から駆除の要請があつて、十分それらの対応ができたのかどうか。この2点について伺います。

農政係主査 まず、南幌の猟友会の年齢構成なんですけれども、現在10名いまして、80代が2名、70代が3名、60代がいなくて50代が2名、40代が2名、30代が1名となっております。全体の人数なんですけれども、令和3年度から1名ずつ人数が増えておりまして、令和6年、今年に関しても1名増える予定でおります。

人数が足りているかどうかというところなんですけれども、現在猟友会さんからの話では、全く手が足りなくてというようには聞いてはおりません。ただ、現在80代が2名と70代が3名ですので、今後のことを考えると数年後にはまた半減してしまう可能性もありますので、今後においても広報等で周知しながら、若い世代が1人でも多く猟友会に入っていただけるよう対応していきたいと思っております。以上です。

家塚委員 わかりました。いろんな形で集中して担い手育成をしていきたいということなんですね。特に5年度の実績で、過去からみて担い手育成で特段こういうことをやりましたというものがあればお聞きしたいのと、あわせてこの駆除に対して、鉄砲を持つとか、罠の免許などそれぞれ違うのですが、なかなか銃を持つというのは今の規制の中では厳しい部分があると思います。罠ですと比較的持ちやすいという部分があると思うのですが、その辺を担当課としてどう捉えているかお伺いしたいと思います。

産業振興課長補佐（農政担当） ただいまの御質問なんですけれども、まず令和5年度の主立った増員に向けての取組ということなのですが、これまでどおり広報等による周知等で行っているということで、目新しいものはないんですけれども、今後もこれらの活動、それと猟友会さんとのコミュニケーションを図りつつ、増員

に向けて取り組んでいきたいと思っているところでございます。あとは銃に対する増員の関係ですけれども、こちらはなかなか特殊な部分になるということもこちらとしては認識しておりまして、銃に関していいますと、主に鹿に対する駆除が本町においては主なところかなと思います。それで、そちらにつきましてはくくり罠という資格もございまして、そちらにシフトしていただくことを考えることも可能ですし、現在のところ鹿に対する苦情につきましては寄せられているんですけれども、そこまで逼迫していないという状況なものですから、こちらも含めて猟友会さんとも今後コミュニケーションを図りつつ、対策を取っていきたいというように考えております。以上です。

家塚委員 わかりました。うちの基幹産業である農業については、こういう農業被害をなくすというのが欠かせないというように思っていますし、先ほどお話があったように誰でもやれるということではないので、やはり町と猟友会の良好な関係を続けてほしいなというように思っています。どこの町とはいいいませんが、今後とも良好な関係を続けて、担い手育成を努力してほしいと思います。以上です。

熊木委員長 要望ですね。(はいの声)

ほかに質疑はございませんか。

佐藤委員 成果説明書16ページの食育活動推進事業について、この事業は毎年いろんな形で進めている事業だと思います。今回はスープカレーセミナーと南幌オータムクッキングをされたようなんですけれども、その内容を教えてください。

農政係主査 スープカレーセミナーとオータムクッキングの内容なんですけれども、スープカレー店をやられています井手氏を講師に招きまして、その中で南幌産の野菜を使ったスープカレーの調理を講師としてやっていただきまして、これを、町民を対象にした1回目と、小学校6年生を対象にした2回目の2回行っているところです。以上です。

佐藤委員 それと、南幌オータムクッキングの内容も一緒に教えていただけますか。

農政係主査 オータムクッキングにつきましても、スープカレーセミナーと同じような内容で、井手氏を講師に招きまして、調理後皆さんで試食をしていただいているような中身になっております。以上です。

佐藤委員 ありがとうございます。南幌産のいろんな農産物を使って子どもたちに食育を進めているという取組はとてもすばらしいと思います。それで、今回小学校6年生の48人ということだったのですが、6年生に限定した理由と、毎年この6年生だけに学年を限定してこのような推進事業を行う予定なのかということを教えてほしいと思います。

それと、井手さんはスープカレーで有名な方だと思うんですけれども、今まで結構町内のいろんなボランティアとかでやってきた部分と、やはり専門的な方が来て、ある程度予算をつけてやるという部分では、参加された皆さんの反応はどうだったのかも教えていただきたいのですが。

農政係主査 まず、小学校6年生を対象にしたというところなんですけれども、まずバケツ稲づくり事業を小学校4年生でやりまして、小学校5年生で学習田の事

業を行っております。そして今回のスープカレーセミナーにつきましては小学校6年生を対象としたところであります。

反応としましては、講師の方も有名な方でしたので、評判は上々と聞いております。以上です。

佐藤委員　　そういうことで、ある程度それぞれの学年がしっかり食育活動に参加しているということでは安心いたしました。専門性のある方が来ることによって、やはり子どもたちにとっても影響は大きいと思うんですね。そういう部分でも、ぜひまた今後の食育活動についてもある程度専門性のある人も含めた中で考えていただきたいなと思います。要望です。

熊木委員長　　ほかに質疑はございませんか。

西股委員　　84ページのスマート農業の関係でお聞きします。この事業は5年度の町長の執行方針の中にも出ておりまして、その中では農業経営者の高齢化、労働力不足が進む中、生産性の高い向上と労働負担の軽減を図るため、ICT技術を活用したスマート農業を推進するとあるのですが、ここに出てくる決算の内容をみますと、RTK基地局の回線利用料というような内容になっていて、実際にその中でもある程度の労働力の軽減にはつながるのかなというようには広くみて解釈できるんですけども、実際にもっと違うことがやれたのではないだろうか。この執行方針からこの決算ということになると、ちょっと何かなかったのかなというように思うのですが、この辺についてどのような考えがあったのかということをお聞きしたいと思います。

農政係長　　スマート農業の予算として出ているものにつきましては、おっしゃるとおりRTK基地局の回線利用料としか出ておりません。ただ、事業の中で産地生産基盤パワーアップ事業として、こちらは機械を導入するに当たりまして、トラクター等にGPS自動操舵システムというものも機械導入にあわせて取り入れるということで、令和5年につきましては2台、令和6年度につきましては4台、機械のほうに導入をしております。それと、令和4年につきましては、こちらにつきましても国の補助事業になりますけれども、ドローンの活用による高度化、省力化の取組を3事業者に対して取り入れております。今後につきましても、今回食料・農業・農村基本法が改正された中に、新設としまして先端的な技術等を活用した生産性の向上ということで、国のほうで新規に取り入れられております。今後において、スマート技術の補助等を示されると思いますので、そちらの動向をみて取組を進めていきたいと考えております。以上です。

西股委員　　トラクター等にGPSを付けるなどという部分はわかるのですが、近隣のJAや町村等をみていくと、やはり普及センターですとか、そういうところとタイアップしながら、このスマート農業についていろいろ試験法だとか、そういうのも導入してやっているんですけども、南幌町としてそういうものに対する取組がちょっと少ないのかなというように思われる面もありますので、それらの部分もぜひ導入というか、来年度あたりからやってほしいなというように思います。

それと、そういう機械に対する補助・助成というのもやはり必要なんですが、やはり農家自体の高齢化という部分もあるので、そこらの作業効率をよくする部分

で、南幌町の農業をみていくと、正直な話、大規模経営の方が多くなってきているということで、ほとんどが機械に頼った農業になってきています。そういう面があると、今度は弊害の部分では、細かなものがないと。ですから蔬菜関係もどんどん衰退してきているというような傾向にありますので、そのところをやはり機械で省略化して、高齢者でもできるだとか、小規模の農家でも使えるというような、ちょっとスマートではないかもしれない農業も、少し取り入れていくような考え方も持ってほしいなど。ちょっとこの執行方針の中の言葉だけを見てしまうと、どうしても何をやっているんだろうかなというように思うので、そこら辺がわかるような形でこれからやっていっていただきたいなというように思います。要望です。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。

それでは次に、審査順序の9番目、商工費について審査を行います。

産業振興課長 決算書は92ページ下段です。主要施策の成果説明書は、17ページ中段からとなりますので、あわせてごらんください。

6款1項1目商工振興費、支出済額8,045万867円。繰越明許費9億4,588万2,000円。不用額380万4,133円。不用額の主なものは、14節工事請負費において、南幌温泉経費の配管設備等改修工事による執行残、18節負担金補助及び交付金において、商工会運営助成事業補助金、南幌温泉経費の温泉入館料負担金、及び商工振興経費の空き店舗活用支援事業補助金、それぞれの執行残によるものです。

備考欄の説明にまいります。商工会運営助成事業では、商工会が実施する経営改善普及事業及び地域振興事業に対する補助金として758万4,272円を執行しています。

次ページにかけて、観光協会運営助成事業では、町長杯争奪パークゴルフ大会経費、観光協会特販所常駐職員配置経費に対する補助金として468万3,210円を執行しています。

次に、中小企業資金利子補給事業では、北海道中小企業総合振興資金を活用した事業者17社、並びに中小企業等経営支援事業を活用した事業者2社に対する利子補給助成として97万7,521円を執行しています。

次に、南幌温泉経費では、施設指定管理料、町民無料入館券配布事業負担金、昨年、第5回議会臨時会一般会計補正予算にて計上しました、配管設備等改修工事に係る経費として5,555万8,025円を執行しています。

主要成果説明書17ページ中段、商工費欄の4項目目、南幌温泉管理運営事業をごらんください。令和5年度の町民無料入館券での利用者数は12,904人です。町民5,662人に16,986枚を交付しており、利用率は76%でございます。また、令和5年度の年間利用者数は17万4,317人であり、11月から12月までの1カ月間、配管設備等改修工事により休館した影響もあり、前年比5,420人の減少となっています。

決算書93ページに戻ります。下段から次ページにかけて、地域おこし協力隊設

置事業では、観光掘りおこし隊員1名の報酬、共済費のほか、活動経費として47万9,339円を執行しています。

次に、緊急経済支援事業では、エネルギー価格高騰の影響に対する宿泊事業者への利用促進支援の経費として420万円を執行しています。

次ページにかけて、商工振興経費では、南空知4町で連携実施している消費生活相談窓口業務など、関係団体への負担金のほか、空き店舗活用支援事業補助金として268万8,500円を執行しています。

続きまして、2目ふるさと物産館管理費、支出済額1,534万4,543円。不用額107万4,457円。ふるさと物産館管理経費では、施設の維持及び管理運営に係る経費を執行しています。

主要成果説明書18ページ上段、ふるさと物産館管理事業をごらんください。施設の利用者数ですが、全体では、61,754人の利用であり、前年比5,796人、10.4%の増です。各区分の利用者は、前年より増加しており、特に一般来館者は、4,634人の増加となっており、昨年オープンしたはれっばの来場者が立ち寄っていただいているものと考えております。以上で商工費の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

西股委員 質問の事前取りまとめで出していなかったのですが、質問させてください。まず一つが、資料18ページのふるさと物産館管理の関係で、利用者の人数はわかるのですが、特販所で売り上げがどのくらいあったのかと。それと、軽食コーナーでもどのくらいあって、これを差し引くと実際にはどうなんだろうかというものが見たいなと思ったのですが、そこをお願いします。

それと、空き店舗活用支援の関係ですが、利用実績が2件ということで、これが新規の部分ですが、これは現在も継続して経営されているのかどうか。それと、今までの分でこれを活用した中で、状況としてどのようになっているのか。そのまま継続されているところがあるかどうかという部分をお聞かせ願いたいと思います。

熊木委員長 2点についてお願いします。

商工観光係長 特販所なんですけれども、売店の収入につきましては、令和5年度の決算額は716万6,541円です。また、軽食コーナーの収入としましては310万2,376円となっております。ただ、こちらにつきましては観光協会の会計の中で決算となっております。以上です。

産業振興課長補佐（商工観光担当） 空き店舗活用支援のほうなんですけれども、令和5年度につきましては、ミスターバナナと、ライブプロのMOREになります。現在も引き続き営業をしております。それと、今までの実績ということで、事業開始年度が平成29年なんですけれども、今まで12店舗で利用がありまして、現在継続店舗が7店、閉店が5店というような実績になっております。以上です。

西股委員 ちょっと聞き方がわるかったのですが、会議室の利用については有償、無償の両方あるんですか。（はいの声）

そうですね。それは別個で入っているという考え方ですか。

商工観光係長 こちらの成果説明書における人数につきましては、会議室利用者とはまた別にカウントしている人数となっております。こちらの特販所軽食コーナーにつきましては、前年度に比べて増えてはいるんですけれども、やはり令和5年5月にはれっぱがオープンした影響で、ビューローにも足を運んでいただいて、軽食コーナー、特販所を利用していただいた結果だと思われます。また、会議室利用につきましては令和4年度の人数より大体300名ほど増えているんですけれども、こちらにつきましても、コロナが5類に移行したことにより対面での集まりが戻ったという結果だと思われます。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

石川委員 質問の通告は出していなかったんですけれども、中央通り商店街について、昨年度というか、今年3月の定例会の時に私も一般質問したんですけれども、商店が相次いで閉店していると。それに対して何か町として処置できないのかという話をさせていただきました。そんな中で、中央通り商店街の酒屋さんが閉店したということで、それが発端となって質問したんですけれども、その時にも町としては、空き店舗補助金というのもあるでしょうし、また起業化支援補助金制度などもあるというようなことで、それでバックアップしていきたいという話もされていたのですが、さらに今年になってから、まさに今月ですけれども、老舗の飲食店が閉めてしまったというようなことで、やはり中央通り商店街というのはうちの町の商店街の顔でもありますし、そういったように相次いで大きな店が閉まるということでは、結構町自体が寂れてしまうようなイメージを持たれてしまうと思うんです。なかなかそういう方面には町として直接手を出すことはできないかもしれませんが、ただ待っているだけではなくて、何らかの措置を講じることが必要ではないかと。このままでいくと、さらにまた大きなお店が閉まるような、そんな噂も聞こえてきますので、この中央通り商店街がやはり一番うちの商店の顔であるということを認識する中で、今まで以上に力を入れていく必要があると思うのですが、何か考えとしてはあるのでしょうか。

産業振興課長 昨年の商店と、そして今回の飲食店という形になりました。現状では、まず商工会の事務局側と、まずはその持ち主の状況を確認し、情報共有しているところです。現状商店さんの空き家の部分にも、誰か後に入る方だとかの情報共有もするんですけれども、あわせて商工会側にも、国の活用できる助成金はないかだとか、その業種にもよるものですから、当てはまるもの、当てはまらないものもあるかもしれませんが、まずはその部分で何か支援できることがあるかどうかというところまでは、今お話の飲食店さんの部分についても同じくしています。ただ、持ち主さんがどのような方に売買、または渡していくのかはわかりませんが、その部分は情報を抑えながら、支援できることは支援していくというような状況でございます。以上です。

石川委員 商工会と連携を取っていかれることは当然だと思うんですけれども、何かしら、ただ来るのを待つのではなくて、誘致する形で足で働きかけるとか、そういった行動を行政側としてどこまでできるのかはわかりませんが、そういったこともすべきではないのかなと。飲食店があのようになれば、例えば大き

な居酒屋を入れるだとか、酒屋があのような形になれば、それなりの系列の絡みでも、商店を呼ぶとかに限らず、規模というのは全面的に打ち出して、やはり行政でも売り込んでいく必要があるのではないかなという感じもするんですけども、その辺りは無理なんでしょうか。

産業振興課長 まず、実際にその情報を商工会と共有している中で、そういう動きをしていいかどうかということは聞いたことがあります。我々のほうで企業誘致ではないですけども、それを聞いた時には変に動かないでくれたとか、持ち主と商工会の中で、もう多分不動産屋を通じてお話しされているだとか、その関係する方とお話をされているかなということは聞いているので、その部分で委員の思うことを町もしないのかというお気持ちは、十分我々も同じ気持ちではいます。今回の飲食店の部分についても、現状そのような動きが今あるようなお話をされているような部分なので、私たちのほうで勝手にまた動いたことによって、またそこに御迷惑をかける部分があったりすることも考えられますので、そこは持ち主と商工会の状況の中で対応する形でしか今はないと思っています。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。(はいの声)

では、ほかに質疑はございませんか。

総務課長 総務費の中で、デジタルサイネージの関係で湯本委員から質問があったので、それを今答弁させてもらってよろしいですか。

熊木委員長 では、デジタルサイネージについて先に答弁してもらってから、質問などをお願いします。

商工観光係長 デジタルサイネージの動画の更新について、昨日質問があったと思われます。こちらの回答としましては、現在デジタルサイネージの動画は、はれっぱの3パターンの動画を繰り返し流している状況です。大体1年半ほど流れている状況です。デジタルサイネージの設置目的が観光周遊ということでありますので、来年度以降になりますけれども、町内観光施設の動画作成費用の予算化を、こちらで検討させていただきたいと思います。回答としては以上になります。

熊木委員長 それについてはいかがですか。

湯本委員 昨日、課が違うからどうだったかなと思うのですが、星委員のほうの質問に答えた、今のプロモーションビデオの作成予定のことがあるんですが、それはそれ用につくってということではないですか。

熊木委員長 プロモーションビデオを今検討すると言ったんじゃないですか。

湯本委員 いや、一定期間というか、今はもう1年半も使っていますよね。それで、1年ごとに更新するとか、そういう更新の予定は決まっていらないんですか。

(はいの声)

湯本委員 わかりました。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

高橋委員 ごめんなさい。昨日の湯本委員の質問の内容をもう一度教えていただけないでしょうか。回答と全然噛み合っていなかったのです。

総務課長 デジタルサイネージの更新期間があるのかという質問ですよ。動画がデジタルサイネージで流れていると思うんですけども、それが何カ月に1回と

か、そういう更新期間があるのかという御質問でしたよね。

湯本委員 そうです。１年以上流れているので、ただそれだけの話です。

熊木委員長 よろしいですか。(はいの声)

では、ほかに質疑はございませんか。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。職員の入替えがありますので、暫時休憩といたします。

(午前１０時１２分)

(午前１０時１６分)

熊木委員長 それでは会議を再開いたします。

審査順序の１０番目、第７款土木費について審査を行います。同時審査として、機場施設管理費の説明についてもあわせてお願いします。

都市整備課長 決算書９６ページをお開きください。決算書資料は１８ページから２０ページになりますので、あわせてごらんください。

７款１項１目土木総務費、支出済額６１万３，５６５円。土木積算システムなどに係る経費の執行となっています。

２項１目道路橋梁総務費、支出済額１７３万７，７００円。道路台帳修正に係る経費、次ページかけまして道路、治水など関連７団体の負担金の執行となっています。

２目道路維持費、支出済額５億２，５５１万８０７円。町道管理経費は、町道及び排水路の維持管理経費、道路・橋梁の長寿命化計画に基づく改修工事等に係る経費として、修繕料、委託料、工事請負費、原材料費など３億４，１１５万９，２７６円の執行となっています。決算書資料１８ページをごらんください。

町道長寿命化改修のうち橋梁長寿命化修繕は、補修設計と補修工事をそれぞれ１橋行っており、道路照明改修工事では、南幌町全域３９５基の道路照明をＬＥＤ化しています。決算書にお戻りください。

９８ページ下段、町道除排雪事業は、町道及び公共施設などの除排雪業務に係る経費として、燃料費、修繕料、委託料など１億８，２７８万８，８８１円の執行となっています。令和５年度は、降雪量が過去１０年平均より２０ｃｍ以上多かったこと及び集中的な積雪による排雪作業により、委託料は当初予算から約１，０００万円の増額となりました。不用額は、除排雪事業の追加補正後の降雪量が少なかったことによるものです。

次に９９ページ中段、総合保安センター管理経費は、施設の維持管理に係る経費として１５６万２，６５０円の執行となっています。

３項１目都市計画総務費、支出済額６，２６６万４，６８８円。次ページにかけて、都市計画審議会運営経費及び関係団体の負担金、準工業用地等整備実施設計業務の委託料、準工業用地等排水掘削・整地工事の工事請負費などの執行となっています。

２目公園費、支出済額１億５，５５２万５８１円。公園施設管理事業は、１０１ページにかけて、公園及び緑地帯などの維持管理に係る経費などの委託料、中央公

園の整備として、電気設備改修工事、トイレ改修工事などの工事請負費の執行となっています。決算書資料19ページには、公園の利用状況等を記載していますので、参照してください。

次に、101ページ下段、3目公共下水道費、支出済額6,894万円。下水道事業特別会計繰出金です。後ほど特別会計決算にて説明いたします。次ページにまいります。

4目街路事業費、支出済額259万1,807円。街路事業経費は、街路灯の電気料等の経費の執行となっています。

4項1目住宅管理費、支出済額4,772万3,230円。建築事務経費は、建築業務の設計積算に必要な経費として、25万5,981円の執行となっています。

町公営住宅管理事業は、次ページにかけて町公営住宅の維持管理、夕張太公営住宅改修実施設計の委託料、栄町公営住宅改修工事に要する経費として3,283万7,151円の執行となっています。

道公営住宅受託管理事業は、道営住宅の維持管理に係る、修繕料、委託料等に要する経費として527万1,098円の執行となっています。決算書資料19ページには、公営住宅管理事業として、町公営住宅、道公営住宅の管理内容、年度末の入居状況などを記載しています。

決算書資料20ページ上段をごらんください。住宅リフォーム助成事業は、780万9,000円の執行となっています。住宅リフォーム助成事業は9年目となりますが、件数34件、780万9千円を申請者に助成しています。

次に、空き家対策事業は、空き家等解体助成金2件30万円、中古住宅購入助成金5件125万円を申請者に助成しています。以上で土木費の説明を終わります。

引き続き、同時審査の機場施設管理費の説明をいたします。決算書89ページ中段をごらんください。

5款1項4目機場施設管理費、支出済額1億6,372万9,256円。機場基幹水利施設管理事業は、5つの排水機場、4つの揚水機場の維持管理及び機場の運転に必要な経費として、電気料、点検整備に要する修繕料、委託料などの執行となっています。以上で説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

湯本委員 不勉強でちょっと教えていただきたいのですが、町道施設の長寿命化改修ということで、長寿命化という言葉がつくんですけど、これは工事の仕方に何か規格の変更があるのか、それとも耐用年数を想定よりも長く持たせるということでの名称として使っておられるのか、内容を教えていただければと思います。

熊木委員長 公園とか町道とか、全部含めてですか。

湯本委員 そうです。長寿命化というふうに付いているので、何が違うのか。改修工事とちょっと違うのかということです。

土木係長 単純更新ではなくて、構造物や道路などを長く持たせるという意味合いでの長寿命化になっております。

熊木委員長 よろしいですか。(はいの声)

ほかに質疑はございませんか。

細川委員 成果説明書19ページの、公園施設管理事業について質問したいと思います。成果説明書に利用状況等を記載していただいているんですけれども、リバーサイド公園のパークゴルフ場については、受付というか、管理棟みたいなものがなくなって、遊友館で貸し出しやスコア表の配布などを行っていると思うんですけれども、令和5年度のパークゴルフ場の管理状況と利用者の状況はどうなっているのか。また、令和6年に入って5年度以降何か変更した点があったかどうかを教えてくださいたいと思います。

土木係長 リバーサイド公園のパークゴルフ場についてですが、ピーク時に3万6,000人程度いた利用者が年々減少傾向にありまして、令和4年度時点では2,208人となっていたところでございます。利用者減少に伴いまして、採算があわない状況が続いていたので、令和5年度より管理人を置かず、無料で開設をしております。令和5年度以降は無料で開設していることで利用者の数を数えてはいないんですけれども、パークゴルフを利用したいという問い合わせは今年も何度かいただいております。使いにくい等の苦情もございませんので、今の管理方法のまま今後も続けていきたいと思っております。以上です。

細川委員 ありがとうございます。受付もないので利用者の人数はわからないと思うんですけれども、今のお話では特に支障なくやっているということで、今管理の状態といたら草刈りと芝刈りくらいなんでしょうか。どの程度の管理をしているのかを教えてくださいたいと思います。

土木係長 草刈りは無料になる前と同じレベルでずっと続けておりまして、管理状況としては草刈りとスコアを配布することのみとなっております。

細川委員 お話の内容は大体わかりました。あとは、草刈りのほかに芝刈りもあわせてやっているという形になるということで理解してよろしいですか。(はいの声)

わかりました。ありがとうございます。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

石川委員 町道管理の関係でお話したいと思います。町道が町内あちこちに張り巡らされていますけれども、きらら街道の中でちょうど道央圏連絡道路が交差する所がございます。場所的にいうと12線と13線のちょうど斜め道路の部分なんですけれども、あそこのトンネルといいますか、あの中が冬期間になると水が溜まって、それが凍ってアイスバーンになっているということで、走っていてもすごく恐ろしいんだという方の声を聞きます。1人ではなくて複数の方から聞くんですけれども、あそこの排水対策はどのようにされているのかお伺いしたいと思います。

土木係長 冬期間のそのような苦情は確かにいただいております。注視しながら凍った時点で塩化カリウムをまいたりして、溶かすような作業を行っている状態でございます。ちょっと根本的な対策としては行ってはいないんですけれども、これから検討していきたいと思っております。

石川委員 実際に私も現場を見に行っただけなんですけれども、路肩のほうはいくらか下がっていますよね。特に氷がつくのは南側のほうといいますか、南幌の市街から

行くと江別に向かって左側のほうが凍っているような話なんですけれども、きらら街道のほうはずっとU字溝の排水路がありますよね。ところがそのトンネルには全くなくて、途中でグレーチングみたいな感じで水が抜けるような仕掛けでもあるのかなと思ったら、全くそこにはもう排水が通っていないので、抜きようもないんですけれども、路肩がいくらかでも下がって水がそちらに寄っていくのはいいのですが、砂や土だとか、ちょっと見た時にも結構路肩に土などが溜まっていて、これが水が流れるのを阻害しているのかなという感じがします。そのトンネルの出入口にU字溝の排水があるので、そこに水が素直に流れ出るような仕掛けが必要なのではないかなという感じがするんです。道央圏連絡道路の工事で、きらら街道の上を通る時には、そういう道路に対しての何かしらの施しはしていただけたのか、全く現状のままでやって枠を組んでコンクリートを打ったような形になったのか、その辺りも聞きたいんですけれども、そういった加工が必要ではないかと思うので、それをお願いできますでしょうか。

都市整備課長補佐（土木担当） 今のトンネルのような構造の中の排水ですけれども、石川委員が言われたように、まず道路のセンターから左右に水が流れる勾配にはなっています。そのあと、道路の前後に勾配がついています。江別側から南幌側には向かって水が流れる勾配ということで、一応中に水が溜まらない構造でつくっています。この中については、あのトンネルのような建物というのは、側壁と屋根だけではなくて、底盤も含めて一体の建物になっていますので、下の舗装のやり直しまで含めて、国のほうで排水対策を考えてつくってくれたものになっています。ただ、実態としては今言われたように、やはり水が抜けるのに少し時間がかかったりして、凍結していることが多いというのが実態ですので、先ほどもお答えしましたけれども、砂や融雪剤で対応していきたいというように思っています。以上です。

石川委員 特にコンクリートですかね。あそこに滑ってぶつかったりしたら大きな事故になりますので、ぜひよろしくお願いします。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

佐藤委員 1点だけです。公園施設管理の、成果説明書の中に東町ポプラ伐採とあるんですけれども、これはどのような理由で伐採されたのでしょうか。また、この伐採は住民からの声があったのか、行政側から気づいてされたのか、その部分を教えていただけますか。

土木係長 15線と8号の角にある大きいポプラ2本の伐採だったんですけれども、特に苦情があったわけではなく、行政側から現地を判断して、倒れた場合あそこに今家が建ち始めていましたので、家に影響を及ぼすということで切らせていただいたところです。以上です。

佐藤委員 わかりました。以前も西町のポプラ並木を伐採して、景観が損なわれるという話も数年前にあったものですから、そういう部分で住民からの声だったのかなと。また、南幌はポプラがある場所が結構あると思うんですけれども、今後気になるような所は今のところはないんでしょうか。

土木係長 ポプラ並木に関しては、こちらからの判断で切らせていただいたんで

すけれども、西町や街路に関しましては、最初は我々が見てそろそろ切らなければいけないねという判断はしているんですけども、工事の時には住民の方にお伝えして、伐採するか剪定するかということを決めていただいている状態ではあります。それで、今後やらなければいけない場所に関しましては、西町の9号に入って白樺が結構生えているんですけども、そちらも腐朽が著しくなっているんで、倒れる前に切らなくてはいけなかなと思っているところです。あとは遊歩道のみどり通りもなかなか倒木が多いので、そちらも今後検討していかなければいけないところだと思っております。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

湯本委員 今回の危険箇所に入っていなかったのも、気になっている所があったので要望なんですけれど、この前旗の波をやりましたよね。あの時にもずっと見ていたのですが、中央公園からビューローの通りとの交差点の、一番手前の所のポプラの木がかなり傾いているんです。根の張り方や枝の張り出し方を見ると、かなり危険かなと。電線や車道のほうまでかなり出てしまうというような状況になっているので、そこについても検討というか、現地を見ていただいて判断をしていただければと思います。

熊木委員長 要望ですけども、何かありますか。

都市整備課長 この木につきましては、ちょうど先月の末でしたか、基本的には国道の敷地に生えているというようなことで、千歳道路事務所のほうに電話いたしました。かなり斜めになっていますということで、今後倒れると電線だとか店舗のほうにも影響が出るのではないかなというようなことでお話しをさせていただいて、近々まだ日程は決まっていませんけれども、現地で確認をさせていただきますということになっています。一部切るのか、全部倒すのかだとか、どのようにやっていくのかというのは今後決めていきますけれども、私たちもその辺を認識させていただいておりますので、今後対応していきたいと考えています。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。(なしの声)

では、ないようですので質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

質疑を終了いたします。では、ここで10時50分まで休憩を取ります。

(午前10時33分)

(午前10時48分)

熊木委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

審査順序の11番目、下水道事業特別会計について審査を行います。同時審査として、合併浄化槽整備事業費、上水道費の説明についてもあわせてお願いいたします。

都市整備課長 それでは、下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。本年4月から公営企業会計に移行したため、令和5年度決算については、3月打ち切り決算となりますのでよろしくお願いいたします。それでは、歳入の説明をいたします。決算書155ページをごらんください。

1款1項1目下水道事業負担金、収入済額386万5,985円。1節受益者負

担金、収入金はありません。2節管理費負担金、収入済額386万5,985円。北海道住宅供給公社からの江別市に対する起債償還負担金です。

2款1項1目下水道使用料、収入済額9,393万347円。1節現年度分使用料、収入済額、9,341万8,440円。収入未済額、1,392万4,036円です。

この収入未済額については、3月打ち切り決算の関係により2月及び3月使用分と通年の未納分となります。収納率は、現年度分87.0%となります。2節滞納繰越分、収入済額51万1,907円。不能欠損額164,518円。収入未済額18万7,194円です。収納率は59.2%で、前年比0.6%の減となっています。

3款1項1目下水道事業費国庫補助金、収入済額2,135万円。社会資本整備総合交付金で、準工業用地整備事業実施設計及び公共下水道事業計画変更業務に対する補助金です。

4款1項1目一般会計繰入金、収入済額6,894万円。一般会計より管理費・建設費・公債費の不足分として繰り入れられたものです。

次に156ページ、5款1項1目繰越金、収入済額533万7,104円。前年度決算により繰り越したものです。

6款1項1目延滞金、収入金はありません。

2項1目雑入、収入金はありません。

7款1項1目下水道事業債、収入済額1億2670万円。江別市の南幌関連事業の負担額及び準工業用地等整備事業実施設計並びに、公営企業会計移行に係る経費を起債により借り入れたものです。

以上、歳入合計予算現額3億4,517万円、調定額3億4,309万9,184円、収入済額3億2,012万3,436円、不能欠損額16万4,518円、収入未済額2,281万1,230円でございます。

次に歳出の説明をいたします。157ページをごらんください。

1款1項1目総務費、支出済額2万8,700円。日本下水道協会の負担金の執行となっています。

2目管理費、支出済額9,545万150円。157ページから159ページになりますが、管理費では、管理業務職員の給与、ポンプ場及び下水道施設の維持管理に係る経費、江別市に対する汚水処理に要する施設維持管理負担金、施設整備に借入した起債償還負担金及び消費税等の執行となっています。

次に159ページ中段、3目建設費、支出済額1億989万5,974円。公共枮設置に係る工事請負費、江別市において本町が関係します、汚水処理施設の改修に係る工事負担金などの執行となっています。

2款1項1目公債費、元金、支出済額5,068万1,380円。

2目利子、支出済額488万8,573円。下水道事業の整備に要した費用の一部について、起債の借入を行いました下水道事業債などの償還費の執行となっています。

以上、歳出合計、予算現額3億4,517万円、支出済額2億6,094万4,

777円、不用額8,422万5,223円でございます。次に、160ページを
ごらんください。

実質収支に関する調書の説明をいたします。

歳入総額3億2,012万3,436円、歳出総額2億6,094万4,777
円、歳入歳出差引額5,917万8,659円。翌年度へ繰り越すべき財源がない
ことから、実質収支額は、5,917万8,659円となります。

続いて、決算書資料29ページをごらんください。公共下水道事業特別会計にお
ける下水道普及率を記載しており、水洗化率は99.80%となっています。

続きまして、決算書資料54ページをごらんください。下水道事業特別会計で
は、下水道事業債で1億2,440万円、公営企業会計適用債で230万円の借り
入れを行い、年次償還を行っており、状況は記載のとおりでございます。

次に154ページをごらんください。ただいま説明いたしました、令和5年度下
水道事業特別会計決算についての説明書きとなります。朗読いたします。歳入歳出
差引残額は、下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の
規定による特別会計へ引き継いだ。また、収入未済額及び不用額は、同法の適用に
伴う打切決算による令和5年度に属する未収金及び未払金を含んでいる。なお、未
収金及び未払金を加味した実質歳入歳出差引額は、363万2,419円である。
未収金2,281万1,230円。未払金7,835万7,470円。以上で、下
水道事業特別会計決算の説明を終わります。

次に、同時審査の合併処理浄化槽整備事業費、及び上水道費の説明をいたしま
す。

決算書81ページをごらんください。

4款2項3目合併処理浄化槽整備事業費、支出済額411万2,000円。合併
処理浄化槽設置補助金で、設置戸数は10戸でございます。設置戸数の内訳は、決
算書資料14ページに記載してございますので、ご参照ください。続いて81ペー
ジ中段をごらんください。

3項1目上水道施設費、支出済額4,877万2,285円。18節負担金補助
及び交付金、支出済額4,877万2,285円は、第1浄水場及び第2浄水場の
施設改修事業に係る起債負担金、企業長の給与費の一部を負担する運営負担金で
す。以上で説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

家塚委員 ちょっと頭出しはしていなかったんですけども、成果説明書の29
ページの下水道事業特別会計の部分で、水洗化の関係です。処理区域内の戸数2,
883戸で、水洗化便所設置戸数が2,877戸ということで、この差し引きの6
戸はまだ未設置ということだろうと思うんですけども、本来100%に近づける
よう町としてお願いをするのですが、この辺の勧奨をどのような形でやっているの
かお聞きしたいと思います。

都市整備課長補佐（都市施設担当） 未水洗化の関係ですが、主に8号沿いです
ね。337号沿いの街道沿いの裏手あたりで未水洗化が残っている状況になってい
ます。4、5年くらい前にはもう少しありまして、あそこの交差点の所の家とか

も、元は未水洗化だったのですがやっていただいたという形で、徐々には解消されてはいます。しかし老朽化も進んでいるし、資金的にも厳しいのでなかなかできないという方が今もまだ残っているという形になっていまして、私たちとしても、委員おっしゃるように処理区域内100%の水洗化を目指すという形で、何とかお願いできないでしょうかという形では啓蒙活動のような形でやらせていただいているのですが、なかなか100%までは、それぞれの家庭の事情もあったりして難しいというような形になっている状況ですけれども、今後に向けても1年に1回程度はお声かけさせていただくような形を取りまして、100%の水洗化に向けてやっていきたいというように思っているところです。以上です。

家塚委員 水洗化するということになるとかなり費用もかかるので、当然老朽化した住宅にそこまで投資できるかという部分はあるのですが、やはり町の姿勢として、そういう100%に向けてお話をさせていただいて、継続的にやっていくことがやはり必要かなと思うので、その辺は要望としてお願いします。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

石川委員 決算書の81ページ、合併処理浄化槽の関係でお伺いいたします。今の質問とも関連しているんですけれども、合併処理浄化槽の場合には年1回検査を受けなければいけません。検査料が8,000円かかるんですけれども、それは設置数に応じてみんな受けていけばいいんですけれども、受けていない方も結構いるという話を聞きますので、今の段階ではどのくらいの割合でおられるのか押さえておりますでしょうか。また、検査を受けない方に対して、一応ちゃんとしなければいけないというように法律で決められているものなので、何かしら今と同じように勧奨されているのかお伺いいたします。

都市施設係主査 水検査に関しては、受けない人が30件ほどになっております。

石川委員 割合としてどのくらいなのでしょう。

都市施設係主査 割合としては、11%ほどです。

熊木委員長 それに対する指導については、いかがですか。

都市整備課長補佐（都市施設担当） この未受検者に対しては、受検の啓蒙指導ということで、去年はちょっと出していなかったかもしれないのですが、その前までは未受検者ということで、浄化槽協会のほうからこの方が拒否ですというような名簿が来ます。その方々に対して、浄化槽の法定検査のあり方というものをつくりまして、通常の設定した時の7条検査、1年に1回の11条検査、あとは設置者が管理者と結ぶ管理に関わる検査というものがあるものですから、管理業者とやる検査と法定検査は違いますということをよくわかるような形で、啓蒙活動というか、指導はさせていただいているのですが、やってくれる方もいますが、なかなかやっていただけないという方もいらっしゃるというのが事実になっているので、毎年そういう形の報告は浄化槽協会から上がってくるものですから、しっかり指導をしていきたいというように思っています。以上です。

石川委員 今おっしゃるとおり、私も合併浄化槽を利用している立場ですので、最初の頃は本当に何でこんなことをする必要があるのかなという感じがしたのです

が、それを客観的に見る立場としては浄化槽協会があるという、その現状はいろいろあるんでしょうと思います。それはよしとしましても、あくまで法律ですのでそれにのっとった形で進めていかなければいけないので、なかなか強く言えないところはあるんでしょうし、大変かもしれませんが、職員の方のほうで指導するようにお願いしたいと思います。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。(なしの声)

では、ないようですので質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。

それでは次に、審査順序の12番目、農業集落排水事業特別会計について審議を行います。説明をお願いいたします。

都市整備課長 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。下水道事業特別会計と同様に本年4月から公営企業会計に移行したため、令和5年度決算については、3月打ち切り決算となりますのでよろしくお願いします。歳入の説明をいたします。決算書165ページをごらんください。

1款1項1目農業集落排水事業分担金、収入金はありません。

2款1項1目下水道使用料、収入済額537万5,901円。1節現年度分使用料、収入済額535万1,722円。収入未済額72万8,445円です。この収入未済額については、3月打ち切り決算の関係により2月及び3月使用分と通年の未納分となります。収納率は、現年度分88.0%となります。2節滞納繰越分、収入済額2万4,179円。収入未済額はありません。収納率は、滞納繰越分100%で対前年度比と同率となっています。

3款1項1目一般会計繰入金、収入済額452万7,000円。一般会計より管理費・建設費・公債費の不足分として繰り入れられたものです。

4款1項1目繰越金、収入済額70万5,941円。前年度決算により繰り越したものです。

5款1項1目延滞金の収入金はありません。次ページにまいります。

6款1項1目下水道事業債、収入済額200万円。公営企業会計移行に係る経費を起債により借り入れたものです。

以上、歳入合計、予算現額1,372万9,000円、調定額1,333万7,287円、収入済額1,260万8,842円、収入未済額72万8,445円でございます。

次に、歳出の説明をいたします。167ページをごらんください。

1款1項1目管理費、支出済額624万8,056円。管理費では、浄化センター及び下水道施設の維持管理に係る経費などの執行となっています。

2款1項1目元金、支出済額102万3,888円。

2目利子、支出済額14万1,965円。農業集落排水事業の整備に要しました費用の一部について、起債の借入を行いました下水道事業債などの償還費の執行となっています。

以上、歳出合計、予算現額1,372万9,000円、支出済額741万3,909円、不用額631万5,091円でございます。

次に、169ページ、実質収支に関する調書の説明をいたします。

歳入総額1,260万8,842円、歳出総額741万3,909円、歳入歳出差引額519万4,933円、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は519万4,933円となります。

続いて、決算書資料29ページをごらん下さい。農業集落排水事業特別会計における、下水道普及率を記載しており、水洗化率は98.53%となっています。

次に、決算書資料54ページをごらんください。農業集落排水事業特別会計では、公営企業会計適用債で200万円の借り入れを行い、下水道事業債の年次償還を行っており、状況は記載のとおりでございます。

次に、164ページをごらんください。ただいま説明いたしました、令和5年度農業集落排水事業特別会計決算についての説明書きとなります。朗読いたします。歳入歳出差引残額は、下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による特別会計へ引き継いだ。また、収入未済額及び不用額は、同法の適用に伴う打切決算による令和5年度に属する未収金及び未払金を含んでいる。なお、未収金及び未払金を加味した実質歳入歳出差引額は62万5,922円である。未収金72万8,445円、未払金529万7,456円。以上で、農業集落排水事業特別会計決算の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。(なしの声)

質疑がないようですので、終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。これで午前中の部分が終わりましたので、午後1時まで休憩といたします。

(午前11時13分)

(午後 0時57分)

熊木委員長 休憩を閉じ、会議を再開します。

審査順序の13番目、9款教育費について審査を行います。同時審査として、農村環境改善センター管理費の説明についてもあわせてお願いいたします。説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、教育費について説明いたします。決算書は104ページ下段です。主要施策の成果説明書は20ページからとなりますので、あわせてごらんください。

9款1項1目教育委員会費、支出済額196万3,062円。ここでは、教育委員会運営経費として、教育委員4名分の報酬、旅費、負担金などの経費を執行しています。

次に105ページ、2目事務局費、支出済額85万5,825円。ここでは、学校運営協議会委員などの報酬、旅費のほか、教育委員会事務局に係る経費を執行しています。

次に、3目教育振興費、支出済額5,564万3,222円。ここでは、外国語指導助手招致事業、特別支援教育推進事業、高等学校等通学費補助事業など教育振

興に係る経費を執行しています。

成果説明書 21 ページをごらんください。中学生国際留学プログラム事業につきましては、新型コロナウイルス感染症により令和 2 年度から中止や縮小した中で実施しておりましたが、令和 5 年度よりコロナ禍前の開催方法に戻し、オーストラリアへ 10 日間、生徒を 10 名派遣しております。

次に、英語検定料助成事業につきましては、英語力、学習意欲の向上を図るため実施し、小学生 6 名、中学生 31 名分を助成しております。決算書 110 ページにお戻りください。

4 目教育財産管理費、支出済額 396 万 752 円。ここでは、教職員住宅など教育財産の維持管理に係る経費を執行しています。

次に 111 ページ、5 目通学バス運営費、支出済額 1,903 万 8,423 円。ここでは、通学バス運営事業としてスクールバス 3 台分の運行経費を執行しています。

次に、2 項 1 目学校管理費、支出済額 3,063 万 3,346 円。ここでは、小学校の学校運営及び校舎管理に係る経費を執行しています。

次に 113 ページ、2 目教育振興費、支出済額 1,092 万 9,165 円。ここでは、小学校の総合的な学習事業、教育コンピュータ施設整備事業、教育振興経費として要保護及び準要保護児童の就学援助に係る経費などを執行しています。

次に 115 ページ、3 項 1 目学校管理費、支出済額 2 億 1,472 万 7,916 円。ここでは、中学校の学校運営及び校舎管理に係る経費を執行しています。116 ページ下段の、14 節工事請負費において、中学校体育館改修工事に係る経費を執行しております。

次に 117 ページ、2 目教育振興費、支出済額 1,357 万 8,242 円。ここでは、中学校の総合的な学習事業、教育コンピュータ施設整備事業、教育振興経費として要保護及び準要保護生徒の就学援助に係る経費などを執行しています。

次に 118 ページ、4 項 1 目社会教育総務費、支出済額 48 万 1,968 円。ここでは、社会教育審議会委員 12 名の報酬、旅費のほか、社会教育総務全般に係る経費を執行しています。

次に 119 ページ、2 目社会教育振興費、支出済額 568 万 1,567 円。ここでは、社会教育振興事業として、さわやかカレッジ、ふるさと南幌みらい塾、二十歳を祝う会などの運営に係る経費のほか、青年団体協議会などの社会教育関係団体への支援、青少年健全育成事業として、放課後子ども教室、プロフェッショナル講演会などに係る経費を執行しています。

次に 120 ページ、3 目子ども未来費、支出済額 0 円。ここでは、家庭教育支援事業として、親学講座などに係る経費を計上しておりますが、令和 5 年度は空知教育局の職員を講師に招いたことから講師謝礼などの経費は発生しておりません。

4 目文化振興費、支出済額 136 万 3,699 円。ここでは、芸術・文化推進事業として、芸術鑑賞会や書初め大会の開催のほか文化協会に対する支援、読書活動推進事業として、読み聞かせ業務の委託に係る経費を執行しています。

次に 121 ページ、5 目社会教育施設費、支出済額 218 万 360 円。ここで

は、社会教育施設管理経費として、三重レークハウスの管理経費を執行しています。

6目生涯学習センター管理費、支出済額3,968万8,002円。ここでは、生涯学習センター運営に係る経費を執行しています。123ページ下段の14節工事請負費において、多目的ホール改修工事に係る経費を執行しております。

次に124ページ、5項1目保健体育総務費、支出済額689万2,324円。ここでは、スポーツ推進委員8名に対する報酬、旅費やスポーツ教室の運営に係る経費、スポーツ少年団などの社会体育関係団体に対する支援に係る経費のほか、スポーツ振興に係る経費を執行しています。

次に125ページ、2目スポーツセンター管理費、支出済額2億1,026万4,585円。ここでは、町民プールを含むスポーツセンターの維持管理に係る経費を執行しています。127ページ上段、14節工事請負費において、スポーツセンター改修工事に係る経費を執行しております。

3目給食センター運営費、支出済額9,911万5,907円。ここでは、給食センターの管理運営及び給食賄材料などに係る経費を執行しています。以上で教育費の説明を終わります。

引き続き、同時審査、農村環境改善センター管理費をご説明します。決算書90ページをごらんください。

5款1項5目農村環境改善センター管理費、支出済額1,851万2,463円。ここでは、改善センターの維持管理に係る経費を執行しています。以上で、教育委員会関係の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星委員 まず1点目なんですけども、公設学習塾の小学生と中学生の参加人数について、全校生徒、その学年の生徒数に対して参加の割合がどのくらいなのか。そして登録されている人数に対して出席率がどのくらいなのかを教えてください。

2点目は、ICT活用事業に関連して、タブレットについてです。だんだん故障とか、例えば携帯電話もそうなんですけど、充電の減りが早くなってきたとか、そういうものが見受けられてきているのかどうかを教えてください。

3点目が、あそびの達人教室の中に学習支援と入っていたんですけれども、学習支援と公設学習塾と、同じようなことが被ってしまっているのではないかなということでお伺いしたいです。以上です。

熊木委員長 3点についてお願いします。

学校教育係長 まず、星委員の1点目の質問にお答えいたします。公設学習塾の申込み割合についてですけれども、まず、小学校4年生から6年生までが対象になっています。小学校4年生につきましては、対象者53名に対しまして申込者14名、申込割合は26.4%となっております。小学校5年生につきましては、対象者40名に対して申込者10名、割合は25%となっております。小学校6年生につきましては、対象者48名に対し申込者10名、割合は24.3%になっています。引き続きまして出席率なんですけれども、小学校4年生は算数、英語とそれぞれありますが、算数につきましては71.9%、英語68.2%、小学校5年生は

算数 58.6%、英語 64%、小学校 6 年生は算数 74.8%、英語 72.5%となっております。以上です。

生涯学習課長補佐（学校教育担当） 2 点目の、ICT のタブレットの故障状況についてお答えいたします。現在、令和 2 年度末から GIGA スクール構想といいまして、それぞれタブレット端末を購入しています。現在のところ、故障に関しては 26 台故障しています。その中で、主な故障の内容は液晶の破損や、キーボードの一部が欠けたというような内容となっています。充電に関しては、まだ減りが速いとか、そういう状況があるというような学校からの報告は受けていないものですから、現在のところ充電の減りが早いというような状況はないと考えます。以上です。

生涯学習課長補佐（社会教育担当） あそびの達人教室と公設学習塾の、学習支援の重複についてのお尋ねだと思います。あそびの達人教室は、児童の放課後の居場所づくり、その中で様々な体験活動を行うということを主な目的に実施しております。その中で、学習支援という部分で申し上げますと、平日の通常教室であれば、1 年生だけなんですけれども、ほかの学年よりも早く終わるものですから、その中で 30 分程度学校の宿題を一緒にやったり、ドリルをやったりということで行っております。また、夏休み・冬休みの特別教室のほうでは、出だしの 45 分から 1 時間くらいで長期休業中の宿題やドリルなどを、北海道文教大学の学生の協力も得ながら行っております。あそびの達人教室における学習支援というのは、生活習慣ですとか学習の習慣をつけようということが主な目的でありまして、テストの問題を解くということよりは、学ぶことや考えることの楽しさを町民の方々のサポートも借りながら実施していくという部分で、大きな重複はしていないというのがこちらの認識でございます。以上です。

星委員 あそびの達人教室に関しては理解いたしました。

あとは公設塾の関係ですが、参加の割合が 25% 前後を推移しているということで、目標をもう少し、あそびの達人でも学習支援をして学ぶことを、今度は公設学習塾のほうに向けていくような工夫といいますか、その辺の対策はしているのかだとか、割合を 25% から上げるような工夫や対策はしているのかということをお聞きします。

それともう 1 点、タブレットの件なんですけれども、タブレットも大体使用年数というのがあると思うのですが、今後 4 年目、5 年目に入ってきて、1 台のタブレットを何年間で使っていくのだとか、その辺の計画は持ってやっているのかお聞きします。

学校教育係長 星委員の質問に対してなんですけれども、目標に対しての対策について、まず小学校につきましては、令和 4 年度までは数学のみを行っていきまして、6 年生のみ英語を試行的に行っていました。5 年度からは 4 年生も 5 年生も対象として、算数と英語をそれぞれ行ったということです。ただ、目標の大体 30% には達していないところはあるんですけれども、中学生に関しては、まず授業の内容として、定期テストや学力テストの直前に塾のほうで対策の指導をしているだとか、あとは学校の授業の進捗にあわせて学習計画を微調整しながら授業を行っていただいているということで、参加者の満足度は令和 5 年度につきましては得られているかと考えています。なので、今後また事業の内容などを先生のほうから

聞き取りを行いながら、生徒からどのような学習をしたいかなどアンケートを取らせていただいて、広報等で何回かにわたり周知を行って、参加者を募っていきたいと考えています。以上です。

生涯学習課長補佐（学校教育担当） ICTの今後の更新計画ということでお答えします。今、国の施策としてGIGAスクールの構想第2期を迎えているところで、1人1台端末を計画的に更新を図っていきなさいということで、国からおりてきています。その中で、効率的に執行を図るという観点から、端末本体の導入に関しましては、都道府県単位で共同調達というものを行い、その中で令和6年度から10年度にかけて国のほうで補助しますということで、今計画を立てているところです。その中で、令和6年度に調達する市町村に関しましては、もう既に本年度から共同調達会議というものを都道府県単位で行っており、調達に向けて計画を進めています。本町に関しては、今のところクロームブックの不具合等がないものですから、ただ、使用頻度にもよるんですけども、耐用年数が4年から5年程度というようにいわれておりますので、来年度更新になるのか、再来年度になるのかというところは今検討している段階なのですが、一応国の補助対象となる令和10年度までを更新の時期として検討しているところです。以上です。

星委員 ありがとうございます。タブレットの件は理解いたしました。やはり壊れる前に更新していくことも大事ですし、国とか都道府県単位ということもわかりましたので、学習に支障がないような形で計画的に更新していただきたいと思います。

あとは学習塾の件も、学校と連携を取りながら、うまく子どもの学習の進捗具合とその結果がうまく結びついて、学習を重ねたことに子どもが自信を持てて、学力もそうですね、学ぶ楽しさも感じてほしいなと思いますので、連携を図りながらお願いしたいと思います。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

佐藤委員 学習生涯学習センター管理運営の中の図書に関してなんですけれども、児童・一般ともに利用者数、また貸出冊数は増加しているのか、減少しているのか。また、それに対しての要因も教えてください。

それと、図書購入費の中で電子図書の協議はされたことがあるのか。また今後の考え方も教えてください。

また、この中でAV資料3点とあって、これはDVDのことなんですけれども、これに対する利用状況も教えていただきたいと思います。以上です。

生涯学習課長補佐（社会教育担当） 図書の利用状況についてまずお答えをいたします。図書室の利用者数をごらんいただきたいと思いますのですが、1万2,883名ということで、令和4年度に比べて2,600名増えております。こちらの精密な要因というのはなかなか分析が難しいところではありますが、コロナが明けて外出が通常の生活の中でできてきたということと、あとは毎月広報のほうで図書のお知らせもしておりますし、図書のイベントも開催しておりますので、そちらの部分でそういったことをきっかけに図書室に来院していただく方が通常に戻ってきたという言い方がよろしいのでしょうか。大きな何かこういったことがあって増減して

いるというところではなく、通常の利用の中でこの数字になっているのかなというように認識をしております。

続きまして、電子図書の購入についてなんですけれども、近隣の状況などを調査しながら導入について考えているところではあります。いろいろな方式がありまして、基本的にはライセンスというものを電子図書の部分で買うのですが、どなたかがレンタルされている間は、ほかのユーザーさんは見ることができないパターンが公設の図書室では多いです。また、紙書籍の2倍から3倍くらいライセンス費用がかかるというようなこともあります。また、ウェブ環境が整っていないと閲覧できないといった部分もございます。ただ、タブレットで文字が拡大できたり、文字の読み上げ機能があたりということ、障がいを持っていらっしゃる方には優しいつくりだということも理解しておりますので、図書全体の動向を注視しながら検討を続けていきたいということもございます。ただ、今のところそういった状況の中で、具体的な導入をするといったことは考えていないというのが現状でございます。

最後に、AV資料の利用状況でございますが、御指摘のとおり令和5年度は3枚AV資料を購入しております。利用の状況についてなんですけれども、令和5年度はAV資料全体で97件の利用がございました。令和4年度が50件ということで増加傾向にはありますが、こちらのほうは図書室を楽しんでもらう一つの方法として提供しているもので、特段図書室にAV資料を置いていますよといったことでPRをするところまでは至っていないのが現状です。あくまでも絵本を読みながら、本を読みながら楽しむその一つ的手段としてAV資料もあるというようなことで管理をしているところでございます。というのも、AV資料は著作権がございまして、そのライセンスの買い取りが非常に高額になります。一般的には3,000円で売っているDVDが、1万円から1万5,000円くらい費用がかかってしまいます。それらの要因から、大量のAV資料を揃えることが現実的には難しいといったところもございます。ただ、その予算の中でAV資料も一般書も児童書も購入をしていくというようなことで、担当のほうでは検討し進めているところでございます。以上です。

佐藤委員 ありがとうございます。まず、利用者が増えているということは大変喜ばしいことだと思います。その中で、やはり子育て世代の方たちが増えたということで、小さなお子さんたちが結構利用して、増えてきたんだなあというのを目にしております。そういう部分で、今までも図書の購入に関しては選定委員の人たちが一生懸命選定していただいて頑張っているわけなんですけれども、特に児童書の充実に力を入れていただいて、子育ての町として、子どもたちが本とともに豊かに成長していただけるように、児童書の充実をお願いしたいと思います。これは要望です。

2点目なんですけれども、なかなか電子書籍の導入といいましてもいろんなくくりがあって、今のお話のとおり大変かと思います。お隣の栗山町はもう電子図書を導入しているわけなんですけれども、なかなか図書室というくくりの中では大変な部分もあるかもしれませんが、やはり先ほどタブレットの話もありましたけれども、今の子どもたちはデジタルから導入していくということにすごく参加しやすい状態にあると思うんですね。読書離れが進んでいる昨今ですので、今のところ検討していないとい

うことですけれども、再度考えていただくようお願いしたいと思います。これも要望です。

それと、ＡＶの利用状況なんですけれども、私もどういうものがあるのかなと思って見たことがあります。それで、借りていきたいなと思っても、図書室の施設内でないと貸し出しはしていないというお話でした。やはりそれだけ高額なものですから、途中でなくなったりしても困るからそういう形なんだろうとは思ったんですけれども、せっかくその金額で購入しているのであれば、何か対策を考えて、自宅で見られるようにするだとか、ただこういうものがあるんですよというだけではなくて、やはり効果的に活用していただきたいなと思うんですね。そういう部分で、やはり貸し出しという形は大変厳しいという考え方なんではないでしょうか。

生涯学習課長補佐（社会教育担当） ＡＶ資料の貸し出しの検討ということでございますが、今お話いただいたとおり、補償費や権利の買い取りも含んだ額で、１枚当たり１万円以上のものを貸し出すということで、万が一紛失や破損などがあつた場合には、ご利用者様にご負担をいただくという形に結果的になってしまうものですから、こちらのほうでは貸し出し不可というような形で対応しておりました。また、先ほども申し上げましたが、まずは図書室に来ていただいて、いろんな児童書や一般書を選んでいただく時間を楽しんでもらいたきたいということがまず最初の目的で、その方法の一つとして子どもと一緒にアニメを見て、映画を見て、図書室の時間を楽しんでもらいたいということがＡＶ資料を置いている主な理由なものですから、重複した説明になるのですが、ＡＶ資料が高額であるということ、あとは紛失・破損の危険性といったことを踏まえて、今のところ貸し出しは考えていないところでございます。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

家塚委員 先ほどの星委員の質問と少し重複する部分があるのですが、主要成果説明書の２１ページ、公設学習塾の関係です。先ほど割合だとか出席率を答弁いただいたのですが、５年当初見込み、どのくらいの目標を小・中学校で持っていたのか。また、それに対して実績がどうだったのか、その辺の評価をお願いしたいと思います。

生涯学習課長補佐（学校教育担当） 公設学習塾の令和５年度の見込み人数です。公設学習塾を開催するに当たって、１学年１５人程度を目途として公設学習塾を開設するという見込みでいます。そのため、令和５年度につきましても１５名程度ということで予定をしていたところです。しかし、登録者数、申し込みの状況によりますと、やはり小学生は１５名には満たなくても１０名以上となっていますが、中学校に関してはやはり登録者数が少ないものですから、見込みより低いという状況になっています。この中で、令和５年度に子どもたちにどういった内容の学習を進めていけばいいのかというようなところで、実は中学１年生・２年生を対象に、昨年度はアンケート調査をしたところです。そのアンケート調査の結果では、やはり公立学校受験の対策、または総合Ａ・Ｂ・Ｃといった問題の対策といったところをやってほしいというような要望が出ていたところです。今年度においては、こちらの中学生の意見を踏まえながら、夏休み・冬休みの特別学習の時期も設

けていますので、公設学習塾を開設していきたいのと、また先ほどの内容とも重複するのですが、やはり保護者の御理解といたしますか、公設学習塾で今どういうことをやっているのかというところを理解していただくということも必要だと考えていますので、公設学習塾で現在こういうことをやっているよということで、こまめに広報等で周知しながら保護者の理解も得て、保護者から子どもに公設学習塾に行きなさいというような呼びかけをしていただくような取組を行おうと考えています。以上です。

家塚委員 わかりました。それで、令和4年度の事務事業評価シートを見ると、5年度の取組ですが、出席状況において差異があり、傾向として高学年になるにつれて出席率が低いことから、塾の満足度が高まるような個別の配慮した指導が必要と考えているとあります。それで、それを5年度に展開をしようという原課の考え方で、この辺はどう捉えたらいいか伺います。

生涯学習課長補佐（学校教育担当） 児童生徒の満足度についてお答えさせていただきます。昨年度につきましては、実はぼろろで中学生の公設学習塾を開催したところです。通常は学校で開催するのですが、令和5年度につきましてはぼろろで行ったということもありまして、実は私のほうで何回か顔を出して見させていただいていました。その中で、少人数ながらもマンツーマンで子どもたちに教えている様子だとか、例えば生徒が3人しかいなくても、必ずチューターの先生も同じ部屋に入りまして、先生なら2人、生徒なら3人ということで学習していたところです。その中で、満足度でいいますと、やはりわからないところを個別に指導できるというのがすごくいい点だなというように私は感じております。その中で、出席率のほうやはり高めといたしますか、小学生よりは低いんですけども、出席率が上がっているということは、それだけ参加している子どもにとって満足度が得られていると感じておりますので、今後につきましてはもっと広く周知をかけて児童生徒に参加していただくような対策を取っていきたいなと考えているところです。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

西股委員 給食費の関係だったんですけども、昨年食材費等が高騰しているという部分で、こちらのほうにも高騰対策ということで91万円ほど出しているのですが、給食費自体はこの金額だけで賄い切れたのかなと。そこらの部分と、今年もまた上がってきているという部分があったり、来年に目がけてもかなり上がるというようなものが見えてきているのですが、給食費の扱いをどのように最終的に考えていくかという部分について、考え方を教えていただきたいと思います。

給食業務係長 まず、食材の高騰の状況ですが、令和5年度は物価高騰分として91万円を支出しているということで、その分で給食費を賄い切れたのかという御質問です。まず予算といたしましては、通常の皆様からいただく給食費の分で予算を計上しておりまして、そこで賄いきれない分を物価高騰分の対策といたしまして9万5,000円予算計上したところだったんですけども、実際に執行したのは通常の給食費の予算を満額支出しまして、そこでも賄い切れなかった分の91万円を、物価高騰分の予算から支出したところでございます。実際にかかった食材の費用でいきますと、全体といたしましては全部で足しますと3,000万8,52

9円が食材の購入にかかっているところなんですけれども、実際に皆様からいただく給食費につきましては2,424万865円といったところで、それ以外に町としては主食分を補助していますので、その分が335万1,273円となっております。ですから実際に食材購入にかかった経費から、給食費と主食分補助額を差し引いた241万6,391円が不足している分となるんですけれども、そちらを町で負担したところでございます。いただいている給食費では明らかにオーバーしておりますので、その分を令和5年度に関しましては町で負担しているというところでございます。

物価高騰が今年度も引き続き続いておりまして、給食費の今後の考え方ということだったんですけれども、給食費につきましては今ご説明しましたとおり、給食費の単価とつくる上での実際にかかる経費に少し差が生じているという部分がございますので、給食費の改定などについても今後検討したいと考えているんですけれども、給食費につきましては給食運営委員会という、学校の関係者や児童生徒の保護者が委員として入っていただいている会議体があるんですけれども、その中で給食費の改定などについても今年度中に検討したいと考えております。以上です。

西股委員 これだけ上がってくると、来年にかけてはかなり苦しいのではないかなと思うんですけれども、やはり子どもたちの食べるものですから、質も下げられないですとか、食材もかなりいいものが多いのかなというようになってきていると思います。ですから昨年というか、5年度はとりあえず補助でよかったんですけれども、この範囲がどのくらいになるかというのは6年もわからないですし、7年になると一番大きな主食の米の部分がかなり上がるだろうと思いますので、それらを見越した中でいろいろ検討をしていっていただきたいなというように思います。これは答えはいらないので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

熊木委員長 ほかにございませんか。

高橋委員 先ほどのICTの活用について、既にやっていたら申し訳ないのですが、タブレットとかそういうもののブルーライトとか、あとは電磁波曝露とか、そういったものには何か対応をされているのかどうかをお聞きします。

生涯学習課長補佐（学校教育担当） ICTに関するブルーライト等の対応なんですけれども、今は対応していない状況です。

高橋委員 その場合は、例えばそのタブレットとかに、何か個別にブルーライトカットのものをつけてもらってもいいとか、あとは例えばブルーライトをカットする眼鏡もあったりするんですよ。電磁波に関しては、日本はもう野放しなので、海外とかだったらもうこれ以上の電磁波が強い場合は製品化してはいけないというものもあったりするんですけれども、今使っているタブレットがどのぐらいの電磁波量かもわからないのですが、それを軽減するためのものとかも売られています。そういうものは御家庭で個別に何か対応できるような感じになっているのかをお聞きします。

生涯学習課長補佐（学校教育担当） 今、児童生徒に整備しているクロームブックなんですけれども、個別に1人1台端末を整備しています。御家庭で利用するお子さんもいらっしゃるものですから、個人的に家庭で使う時にお貼りになるという

のは問題ないかと思います。ただ、学校で使用するということになりますと、やはり多様性を認め合うというところで問題はないかと思うのですが、1人が貼ってしまうと僕も私もということで、やはり混乱を招くということもあるものですから、現在はそういう対応はしていないという状況になっています。

高橋委員 要望になってしまうと思うんですけども、家庭とかでそういうブルーライトとか、電磁波的なものというのは意識して子どもたちが使えるような教育もありなのかなと思うので、そういったところは伝えていってほしいなというように思います。

熊木委員長 ほかにありませんか。

石川委員 芸術文化推進事業についてお伺いします。町内の文化協会がありますけれども、そこと教育委員会のほうで、事務局というような形で一体となって活動されているんでしょうけれども、それがあまりいいお話を聞かないところだったんです。今年の3月でしたか、芸能発表会の時に、要は今ではもう文化協会のサークルがすごく減ってきているということで、あの発表の時間を消化する上でサークルだけでは足りないということで、町外や他の一般の方も呼んで華やかな発表会にされたんでしょうけれども、それがあまり呼びすぎてしまって、芸能サークルの、例えばカラオケの人たちがフルコーラスではなくてツーコーラスで終わらせざるを得ないくらい時間を短縮させられたとか、ほかでもいろいろと窮屈な思いをしたというような話を聞いております。当然文化協会の人たちともタイアップしながら進めていったんでしょうけれども、事務局とどのような形で話を持っていたのか、何かあまりいい評価としての言葉が聞こえてこないだけに、その辺りが少し心配なんですよね。それ以外にも、何か事務局に対していろいろ不信感を抱くような言葉も聞いたりするんですけども、その辺りで文化協会とはどのような形で話を進めておられるのかお伺いします。

生涯学習課長補佐（社会教育担当） 文化協会の活動と事務局の対応という部分でございます。御指摘のとおり、文化協会はコロナ禍による活動停滞が非常に大きな打撃となって、会員数の減少、そしてその活動自体の継続にも苦慮しているところでございます。令和4年度から、事務局のほうを教育委員会もサポートさせていただくというようなことで、運営を一緒にやっているところでございます。その中で、芸能発表会が本来であれば文化協会の加盟団体のみの出演ということになっていたんですけども、コロナによって活動の停滞はもとより、発表の機会も失われているというようなことで、芸能発表会をきっかけに、芸術・文化の振興はもとより、それをきっかけに文化協会に入っていただきたいというような狙いもありまして、会員以外の方も出演していいということで、令和4年、令和5年と2年続けてやったところなんです。その中で、どうしても文化協会の会員の方の出演時間が短くなったりというような弊害もございますが、まずは昔のようにいろいろな分野から団体として文化協会に入っていて、芸術振興を盛り上げていこうというようなことを第一の目的に活動しているものですから、そのような出演の状況になっているのが現状でございます。その中でも、役員会の中でその趣旨をほかの役員の皆様にもお伝えをして、年度の計画として御理解をいただいている部分もあります。た

だ、その説明が意を尽くせていない部分もあるかもしれませんが、こちらのほうは継続して説明をしていきたいというように考えてございます。

また、事務局と団体の会員さん、特に役員さん方とのやりとりということでございますが、こちらのほうは年度の当初には総会もやっていますし、役員会も先立ってやっていますし、その中で丁寧にこちらの説明を続けていくしかないのかなというように考えております。ただ、団体それぞれの意見・要望を全て聞いてしまうと、全体の文化振興に停滞を招くと言ったら少し語弊がありますが、やはり全体の方向性は教育委員会も協力して示していかなくてはいけないのかなと思いますので、これまで以上に丁寧に説明しながら御理解をいただきたいと考えてございます。以上です。

石川委員 確かにおっしゃるとおりだと思います。文化協会の方々も結構高齢の方が多いので、言ったことに対して忘れることもあるし、いろいろ勘違いすることがあるということも十分あり得るかと思えますけれども、そこはやはり丁寧に伝えていただきたいというように思います。

ただ、会計の関係でも何かいろいろ複雑な状況にあるんだという、ある役員さんからのお話ですけど、例えば会計でも通帳が5冊もあるんだという話ですとか、何かいろいろと文化協会の活動として長いだけに、過去のいろんなものが整理されていないで、それを引き継ぐ上でも結構そんな裏事情が相当複雑になっていて、それを役員としてもなかなか理解できないみたいな話も聞くことがあります。その辺りについてはどのような形で対応されているのでしょうか。

生涯学習課長補佐（社会教育担当） 文化協会の運営、会計ということでございますが、御指摘のとおり、長年活動していく中でいろいろな補助事業も受けながら過去にやっていた経過もありまして、通帳の冊数が多いという状況もありました。その中で、令和4年度に教育委員会が事務局を受けるという年に全て一本化して、そちらのほうも会計のほうで決算で示して御理解をいただいたところでございます。また、団体それぞれに会費を預かっています。ただ、会員がどんどん減少して衰退している状況を踏まえて、各団体への活動補助金ということで、本当に数百円なのですが、会費に上乗せをして、団体に活動支援補助金ということで文化協会から支出をしているところでございます。ですので、そこら辺も今までは会費を御負担いただいて、役員にもなって、会議にも出てというところでございましたが、こちらのほうはまず活動の補助を文化協会としてさせていただくということで、大きくその運営の仕組みを変えたところでございます。そちらのほうの周知ももちろんあるのですが、先ほど御指摘のあった芸能発表会や、11月の初旬に行われます総合文化展のほうで会員の皆様の活動をPRして、何とか活動の促進を図って、文化活動の継続や発展に寄与するような団体として活動していきたいというように考えてございます。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。（なしの声）

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。（はいの声）

それでは質疑を終了いたします。一部職員の退席と入れ替えがありますので、暫時休憩といたします。

(午後 1時50分)

(午後 1時51分)

熊木委員長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

審査順序の14番目、第8款消防費について審査を行います。説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、決算書の104ページをお開き願います。決算書104ページ中段になります。

8款1項1目消防費、支出済額2億3,289万9,000円。南空知消防組合負担金事業では、本部費負担金、南幌支署費負担金、南幌消防団費負担金、南幌支署施設費負担金を執行しています。成果説明書20ページをごらんください。

消防支署運営事業では、救急救命士処置拡大のための講習会経費を執行しています。なお、火災・救急件数、火災出動の内訳、救急出動の内訳については、記載のとおりです。

次に、消防団運営事業では、消火栓5基の本体取替工事に係る経費を執行しています。

次に、施設・資機材更新事業では、耐震性貯水槽整備実施設計に係る経費を執行しています。以上で説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。(なしの声)

質疑がないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。

次は、審査順序の15番目、第10款公債費について審査を行います。16番目の、第11款予備費もあわせて審査を行います。

総務課長 それでは決算書の129ページになります。

10款1項1目元金、支出済額6億1,309万4,571円。地方債元金の償還金です。令和5年度末の地方債残高につきましては、前年度と比較して2億911万8,000円増加し、75億267万2,000円となります。

次に、2目利子、支出済額2,608万3,751円。ここでは、地方債の償還金利子、一時借入金利子、基金繰替運用利子を執行しています。以上で、10款公債費の説明を終わります。

続きまして、11款予備費の説明を行います。

決算書129ページ下段から次ページにかけて、11款1項1目予備費、予算の執行はありません。

最後に、130ページ下段、歳出合計、予算現額88億3,681万2,000円。支出済額77億2,587万4,804円。翌年度への繰越明許費9億7,135万5,000円。不用額は1億3,958万2,196円です。以上で説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。(なしの声)

質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

職員の入替えがありますので、10分ほど休憩をいたします。

(午後 1時59分)

(午後 2時05分)

熊木委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

審査順序の17番目、一般会計歳入について審査を行います。説明をお願いいたします。

税務課長 決算書の7ページをお開きください。

1款1項1目個人、収入済額3億2,625万4,045円、不納欠損額15万6,135円、収入未済額921万2,388円。不納欠損の内訳は、執行停止3年経過5件1名、死亡等による即時消滅1件1名、消滅時効5件1名と1社でございます。収入未済額の内訳は、現年課税分74件、29名と3社。滞納繰越分449件、72名と2社でございます。

次に、2目法人、収入済額5,635万9,700円。収入未済額9万5,000円。収入未済額の内訳は、現年課税分1件1社、滞納繰越分1件1社でございます。

次に、2項1目固定資産税、収入済額3億2,997万4,251円。不納欠損額4万3,400円。収入未済額502万6,097円。不納欠損の内訳は、消滅時効9件2名と1社でございます。収入未済額の内訳は、現年課税分75件、19名と5社。滞納繰越分301件、27名と2社でございます。

次に、2目国有資産等所在市町村交付金、収入済額174万1,900円。北海道と国が所有する町内の固定資産に対して、交付金として交付されるものです。

次に、3項1目環境性能割、収入済額192万7,100円。新車の軽自動車の取得に対してかかるものです。

続きまして8ページ、2目種別割、収入済額2,652万3,900円、収入未済額6万5,000円。収入未済額の内訳は、現年課税分4件、2名と2社、滞納繰越分3件3名でございます。

次に、4項1目町たばこ税、収入済額7,007万7,759円。売渡し等に係るたばこの本数に基づき納付されるものです。

次に、5項1目入湯税、収入済額1,308万3,750円。南幌温泉の入湯行為に係るものです。

次に、決算書資料1ページをお開きください。決算書資料の数値は、過去3カ年分の決算数値を記載しております。なお、各調書は右側の令和5年度にて御説明いたします。初めに、町税に関する収入調書につきましては、現年課税分と滞納繰越分を合算したものでございます。

上段の町民税個人、収入済額前年比411万3,000円の減。主な要因は農業所得の減によるものです。

法人、収入済額前年比448万2,000円の増。主な要因は、各法人の収益の増によるものです。

次に固定資産税、土地、収入済額前年比81万5,000円の減です。主な要因は、住宅用地の課税標準特例の対象が増加したことによるものです。

家屋、収入済額前年比675万円の増。主な要因は新築住宅建築が多かったこと

によるものです。

償却資産、収入済額前年比237万9,000円の増。主な要因は、工業振興促進条例による課税免除の終了によるものです。

交付金は、増減はありません。

次に、軽自動車税、環境性能割、収入済額前年比19万2,000円の増。主な要因は、新車購入台数の増によるものです。

種別割、52万9,000円の増。主な要因は、重課車両課税台数の増によるものです。

次に、たばこ税、収入済額前年比119万7,000円の増。主な要因は、課税本数の増によるものです。

次に、入湯税、収入済額前年比40万3,000円の減。要因は、宿泊・日帰り利用客の減によるものです。

以上、町税の収入済額合計は8億2,594万3,000円、収入済額前年比1,019万8,000円の増でございます。

続きまして、左下の納税義務者数に関する調書について御説明いたします。数値は、現年課税分を記載しております。

町民税、個人、前年比82人増の3,746人。

法人、前年比1件増の219件でございます。

次に、固定資産税、前年比116人増の3,574人でございます。

次に、軽自動車税、前年比31台増の4,359台でございます。

次に入湯税、前年比5,273人減の16万5,904人でございます。

続きまして、新築住宅評価件数の推移でございます。前年比44件増の136件でございます。そのうち町外からの転入が114件でございます。

最後に、法人町民税の納税増状況でございます。法人全体で前年比件の増、納税額は465万1,000円の増で219件、5,634万9,000円でございます。以上で、1款町税の説明を終わります。続きまして、別途配付しております町税等の収入対策関係資料につきましては、担当より説明いたします。

税務課長補佐（収納対策担当） 私のほうからは、別途お配りしております2つの収納関係資料について御説明をさせていただきます。最初に、表紙に、決算審査特別委員会「町税等収納対策関係資料」と記載されているものをごらんいただきたいと思います。表紙をめくっていただきまして、1ページ目から5ページ目までは、過去5年間の各種町税及び国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納状況について記載しております。それでは、まず1ページ目をごらんいただきたいと思います。税目ごとに各表の1番下段となります、令和5年度の現年課税分の収納状況を中心に御説明いたします。

上段の個人町民税をごらんください。令和5年度の現年度分につきましては、収納率99.73%で前年度より0.18ポイント増加しております。未納者は32名で、前年比1名の減。未納者のうち半数以上の18名が、納付誓約による分割納付を行っており、年度内での完納ができない状況となっております。収入未済額は、収納率の増加に伴い、前年度より61万6,000円ほど減少しております。

次に下段の法人町民税をごらんください。令和5年度の現年度分につきましては、収納率99.92%で前年度より0.04ポイント増加しております。未納者は1社で前年同数となります。収入未済額は、収納率が若干増加したことに伴い、前年度より1万5,000円減少しております。次ページになります。

2ページ目上段の固定資産税をごらんください。令和5年度の現年度分につきましては収納率99.67%で、前年度より0.04ポイント増加しております。未納者は24名で、前年比3名の減。未納者のうち5名が納付誓約による分割納付を実施しております。なお、収入未済額は、収納率が若干増加したことに伴い、前年度より12万5,000円ほど減少しております。次に下段の軽自動車税をごらんください。令和5年度の現年度分につきましては収納率99.9%で、前年度より0.06ポイント増加しております。未納者は4名で、前年同数となります。収入未済額は、収納率の増加に伴い、前年度より1万6,200円減少しております。

次の3ページは入湯税とたばこ税ですが、収納率ともに100%となっております。次ページにまいります。

4ページ目上段の国民健康保険税をごらんください。令和5年度の現年度分につきましては収納率98.72%で、前年度より1.34ポイント増加しております。未納者は40名で、前年比11名の減。未納者のうち12名が納付誓約による分割納付を実施しております。収入未済額は、収納率の増加に伴い、前年度より274万8,000円ほど減少しております。次に下段の介護保険料をごらんください。令和5年度現年度分につきましては、収納率99.87%で、前年度よりわずかですが、0.01ポイント減少しております。未納者は9名で、前年度より2名増加しております。収入未済額は前年度よりわずかですが、6,700円増加しております。次ページになります。

5ページ目の後期高齢者医療保険料をごらんください。令和5年度現年度分につきましては、収納率99.61%で、前年度より0.45ポイント減少しております。未納者は6名で、前年度より4名増加しております。収入未済額は、収納率の減少に伴い、前年度より38万8,000ほど増加しております。次ページになります。

6ページ目は、滞納処分等の状況について載せております。最初に、上段の差押え執行状況をごらんください。令和5年度は、まず債権の区分で、預貯金の差押えを3件、11万5,800円執行しております。ほかに道税還付金の差押えが3件、こちらは自動車を入れ替えた際の自動車税の月割りによる還付金となります。続いて、国税還付金の差押えが5件、こちらは確定申告の際に、所得税が還付となった際の還付金となります。これらを含め、合計で11件、20万1,496円の差押えを執行しております。また、交付要求の自己破産の区分で、法人1社が破産手続開始に伴い、交付要求を行いまして420円の配当を受けております。次に左下の表になりますが、財産等把握調査の表をごらんください。滞納者の財産等調査のために、預貯金調査をはじめ、勤務先調査、住民票戸籍謄本等の交付請求など、合計で170件の調査を実施してございます。次ページになります。

7ページ目は不納欠損額の内訳について載せております。上段の税目別内訳をご

らんください。令和5年度は、町民税、普通徴収で3人、同じく町民税、特別徴収で1人、固定資産税で3人、国民健康保険税で3人、合計で10人31件、60万5,459円の不納欠損処理を行っております。一部重複するものがありますので、実人数としては、6人と2社となります。下段には根拠法令別の内訳を参考に記載しております。次ページになります。

8ページ目は、町税等滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例に係る、納税状況の確認依頼書の提出件数でございます。こちらの表に記載のあります、ナンバー1から29までの行政サービスを利用する際は、町税等の納付確認が必須となっております。令和5年度中に担当課より納税確認の依頼があった件数は、個人で945件、法人で84件、合計で1,029件となっており、前年度より103件増加しております。なお、納税確認の結果、滞納があり納税相談を要すると判定された件数は全部で17件ありましたが、その結果については下段のほうをごらんいただきたいと思います。この17件のうち、14件は納付を完了したり、納付誓約書を提出したことにより、特例措置が可能となりましたが、残り3件については期限までに納税相談に来なかったことなどにより、サービス制限措置が適用されております。次ページになります。

9ページ目はコンビニ収納等、月別利用状況についてでございます。最初に上段のコンビニの表をごらんください。上段が件数、下段が金額となっております。上段の利用件数では、合計で1万2,110件、収納額では合計で1億4,666万4,309円となっております。前年対比ではそれぞれ466件の増、1,340万円ほどの増加となっております。次に中段のスマートフォンの表をごらんください。スマートフォンアプリを利用した電子決済の利用状況になりますが、これまではPayPayとLINE Payの2つだけでしたが、令和5年度からは新たにd払い、auPAY、J-Coin pay、支払秘書の4つのアプリが利用可能となっております。上段の利用件数では、合計で326件、収納額では404万5,801円となっています。最後に下の合計表をごらんください。これを合計した件数では、合計で1万2,436件で、前年比162件の増、収納額では1億5,071万110円で、前年比785万6,114円の増となっております。コンビニとスマホを合わせましたいわゆるコンビニ収納につきましては、平成26年度の導入以来10年目となりますが、利用件数は依然として前年度を上回る傾向が続いておりまして、年々増加している状況でございます。

次に、別冊としましてお配りしているもう一つの資料でございますが、表紙に町税等収納状況【平成27年度～令和5年度】と記載されている資料でございます。こちらの資料は、表紙に記載がありますとおり、町民税からたばこ税までの9つの税目について、過去9年間の収納状況の推移をグラフでは表したものとなっております。大変申し訳ございませんが、こちらの資料の説明は割愛させていただきますので、後ほどごらんいただければと思います。以上で、町税等収納対策関係資料の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。(なしの声)

質疑がないようですので、質疑を終了いたします。それでは職員の入替えがあ

りますので、暫時休憩いたします。

(午後 2時20分)

(午後 2時23分)

熊木委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほどの続きから説明をしていただきます。

総務課長 それでは、以降の歳入につきましては主な項目のみの説明とさせていただきますので、よろしくお願いします。決算書8ページ中段をごらんください。

2款1項1目地方揮発油譲与税、収入済額2,173万1,000円。国税として揮発油に課税された地方揮発油税のうち、ルール分により市町村に交付されるものです。

2項1目自動車重量譲与税、収入済額6,551万3,000円。国税として徴収される自動車重量税の3分の1が市町村に交付されるものです。

次ページにかけて、3項1目森林環境譲与税、収入済額91万円。国税として徴収される森林環境税の一定割合分が交付されるものです。

3款1項1目利子割交付金、収入済額29万円。北海道に納付された利子割額のうち、5分の3が市町村に交付されるものです。

4款1項1目配当割交付金、収入済額269万6,000円。北海道に納付された配当割額のうち、5分の3が市町村に交付されるものです。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金、収入済額311万1,000円。北海道に納付された株式等譲渡所得割額のうち、5分の3が市町村に交付されるものです。

6款1項1目法人事業税交付金、収入済額1,263万6,000円。北海道に納付された法人事業税のうち、一定割合分が交付されるものです。

次ページにかけて、7款1項1目地方消費税交付金、収入済額1億8,782万7,000円。消費税のうち、2.2%が都道府県に配分され、その2分の1が市町村に交付されるものです。

8款1項1目ゴルフ場利用税交付金、収入済額600万2,503円。リバーサイドゴルフ場利用税の70%が市町村に交付されるものです。

9款1項1目環境性能割交付金、収入済額980万7,065円。北海道に納付された自動車税環境性能割のうち、一定割合分が交付されるものです。

10款1項1目地方特例交付金、収入済額883万5,000円。住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う、地方の減収分を補てんすることを目的に交付されるものです。

次ページにかけて、2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、収入済額13万3,000円。新型コロナウイルス感染症の影響により、固定資産税の償却資産の軽減措置による、地方税の減収分を補てんするために交付されるものです。

11款1項1目地方交付税、収入済額28億2,239万3,000円。内訳につきましては、普通交付税23億5,547万1,000円、特別交付税4億6,692万2,000円です。前年度と比較しますと、普通交付税は2.8%の増、

特別交付税は2. 8%の減となっています。

12款1項1目交通安全対策特別交付金、収入済額86万6,000円。交通違反の反則金を原資に、交通安全施設整備費に充てるための財源として交付されるものです。

13款1項1目農林水産業費分担金、1節農業費分担金、収入済額128万8,273円。排水路整備分担金として収入したものです。

2項1目民生費負担金、1節高齢者保護措置費負担金、収入済額167万1,900円。高齢者保護措置費用徴収金です。次ページ、2節児童福祉費負担金、収入済額259万1,600円。なんぼろ児童会に係る学童保育料です。3節保育所費負担金、収入済額580万550円。南幌いちい保育園に係る保育料です。4節滞納繰越分、収入済額9,000円。2件分の保育料です。少し飛ばしまして、次ページ上段になります。

14款1項4目土木使用料、3節住宅使用料、収入済額2,654万6,316円。公営住宅及び子育て支援住宅使用料で、収入未済額は40万5,000円、滞納件数は公営住宅分4件です。4節滞納繰越分、収入済額9万2,400円。不納欠損額9万1,567円、収入未済額は80万900円で、公営住宅使用料8件の過年度滞納分です。

5目教育使用料、2節スポーツセンター使用料、収入済額175万6,500円。町民プール使用料84万3,300円が含まれています。少し飛ばしまして、次ページ上段になります。

15款国庫支出金、17ページにかけて、法令等に基づく事務事業に対する国からの負担金、補助金及び委託金です。それぞれ歳出と連動しており、各制度に基づく国の負担割合に応じて措置されるもので、内容の説明は省略いたしますが、各項目とも調定額どおりの収入済額となっています。

次に、17ページ中段、16款道支出金、21ページにかけて、国庫支出金と同様、法令等に基づいた事務事業に対する道からの負担金、補助金及び委託金です。内容の説明は省略いたしますが、各項目とも調定額どおりの収入済額となっています。

次に22ページ中段、17款2項1目不動産売払収入、収入済額1,479万4,005円。町有地1件、南幌工業団地工業用地1件及び国の河川改修等に伴う町有地3件の売払いによるものです。

次に、18款1項1目一般寄附金、収入済額320万円。個人3名、法人1社から寄附金を受けたものです。

次に、2目教育費寄附金、収入済額30万9,187円。2団体から寄附金を受けたものです。

次に、3目ふるさと応援寄附金、収入済額1億8,993万400円。内訳として、ふるさと応援寄附金16,978件、1億8,463万400円、企業版ふるさと応援寄附金6社、530万円となっています。

次ページにかけて、4目消防費寄附金、収入済額1,000万円。個人1名から寄附金を受けたものです。

次に中段、19款1項3目南幌温泉ハート&ハート基金繰入金、収入済額1,750万円。南幌温泉指定管理料などの管理運営経費に充てるため、基金から繰り入れを行ったものです。

4目ふるさと応援基金繰入金、収入済額1億7,970万円。子どもの医療費助成、少年団活動、高校生通学費補助や高齢者世帯の除雪支援など、寄附指定事業経費に充てるため、基金から繰り入れを行ったものです。

次に下段、20款1項1目繰越金、収入済額1億2,567万927円。令和4年度一般会計からの繰越金です。

次に、次ページ下段、21款4項1目北海道住宅供給公社受託事業収入、収入済額1,434万3,000円。住宅供給公社が所有する用地の草刈りなど、町が受託するための事業収入です。

次ページ、3目土地改良事業調査受託事業収入、収入済額1,443万9,000円。三重外3地区の道営経営体育成基盤整備事業換地業務を、町が受託するための事業収入です。次ページにまいります。

上段、5項4目給食費収入、1節学校給食費収入、収入済額2,411万966円。収入未済額は12万9,899円で、滞納件数は7件です。2節滞納繰越分、収入済額15万6,288円。収入未済額は49万7,676円で、過年度分の滞納件数は5件です。

次に28ページ上段、22款1項1目農林水産業債、収入済額6,720万円。農業競争力基盤強化特別対策事業及び農業水路等長寿命化整備事業に係る起債です。

2目土木債、収入済額3億2,320万円。町道・橋梁・公園施設の長寿命化整備事業、公営住宅改修事業、準工業用地等整備事業などに係る起債です。

3目消防債、収入済額650万円。消防水利整備事業に係る起債です。

4目教育債、収入済額3億7,070万円。中学校体育館、生涯学習センター、スポーツセンター改修事業に係る起債です。

5目臨時財政対策債、収入済額1,661万3,000円。地方の財源不足を補うための起債です。

次ページにかけて、6目商工債、収入済額3,800万円。南幌温泉改修事業に係る起債です。

以上、歳入合計、予算現額88億3,681万2,000円、調定額78億7,006万8,905円、収入済額78億5,348万5,443円、不納欠損額29万1,102円、収入未済額は1,629万2,360円です。

次に、131ページをお開きください。最後に実質収支に関する調書について説明を行います。1歳入総額78億5,348万5,443円。2歳出総額77億2,587万4,804円。3歳入歳出差引額は1億2,761万639円です。4翌年度へ繰り越すべき財源のうち、(2)繰越明許費繰越額9万2,000円は、農業経営高度化促進事業及び南幌温泉整備事業に係るものです。5実質収支額は1億2,751万8,639円です。6については該当ございません。

以上で説明を終わりますが、お配りしております南幌町決算資料の31ページ以

降には、町有財産としての土地、建物並びに有価証券や出資金、各基金の現在高、また、各会計の決算比較表など、参考として添付させていただいていますので、後ほどお目通しをお願いいたします。以上で全ての説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。(なしの声)

それでは質疑を終了いたします。

本日予定しておりました審査項目が終了いたしました。明日、9月27日午前9時30分まで延会といたします。

お疲れさまでした。

(午後 2時36分)

決算審査特別委員会会議録

(3日目 R6.9.27 9:30~10:04)

熊木委員長 皆さんおはようございます。

昨日より延会となっておりました、決算審査特別委員会をただいまから開催いたします。本日の出席人員は9名であります。今日は議長にも参加していただいております。直ちに会議を再開いたします。

令和5年度南幌町病院事業会計決算の審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

病院事務長 令和5年度南幌町病院事業会計決算を説明いたします。決算書1ページをごらんください。(1)収益的収入及び支出です。初めに収入です。

1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益、決算額3億2,851万4,501円です。

2目外来収益、決算額1億3,027万1,882円です。ページをめくっていただきまして、15ページをごらんください。

3業務(1)業務量、入院の状況です。入院患者数は1万3,450人、1日平均36.7人でした。4月から5月にかけて生じたクラスターの影響で、第一四半期におきまして1日平均の入院患者数が33.1人となりましたが、その後、院長をはじめ地域医療連携室による集患活動などにより、ある程度患者数を確保できたものの、前年度比1,182人、率にして8.1%の減となりました。

入院収益です。患者数は減少しましたが、クラスターの期間を除いて、入退院が活発だったこともあり、決算書にはありませんが、平均在院日数、入院期間でございますが前年度61.0日から53.1日となって、平均単価が24,425円、前年度比2,160円、率にして9.7%の増と入院患者数の減少割合を上回ったことから、全体では前年度比で273万円程度、率にして0.8%の増となりました。

外来の状況です。外来患者数は1万5,851人、1日平均65.0人でした。令和5年度も引き続き小児科や眼科で患者さんが増え、前年度比200人、率にして1.3%の増となりました。

外来収益です。患者数は増加しましたが、発熱外来の患者に対する段階的な公的負担引下げの影響などにより、平均単価が8,219円、前年度比で1,657円、率にして16.8%の減、全体では2,430万円程度、率にして15.7%の減となりました。

入院・外来収益全体では4億5,878万6,383円。前年度比で2,157万円、率にして4.5%の減となりました。1ページにお戻り願います。

3目その他医業収益、決算額8,621万3,296円。健康診断料や新型コロナ及びインフルエンザワクチンを含む各種予防接種料のほか、救急告示病院の交付税算入分に係る一般会計からの繰入金です。

2項医業外収益1目受取利息配当金、決算額1,862円。預金利息です。

2目患者外給食収益、決算額82万6,800円。職員の給食費です。

3目他会計負担金、決算額3万7,000円。企業債償還利息の3分の2を一般会計から繰り入れたものです。

4目他会計繰入金、決算額2億1,658万7,000円。普通交付税の病床割分、特別交付税の不採算地区病院分、基準外繰入金などに係る一般会計からの繰り入れです。なお、基準外繰入金につきましては、令和5年度決算額が令和4年度と同額の3,000万円で、令和2年度決算額7,000万円からは4,000万円、令和3年度の5,000万円からは、2,000万円の減額となっており、令和6年度、本年度の予算額は、令和4年度に策定しました経営強化プランに基づき、1,000万円減額の2,000万円で計上しています。

5目その他医業外収益、決算額789万2,790円。おむつをはじめ各種取扱手数料や病院職員寮の家賃などです。

6目長期前受金戻入、決算額1,965万7,988円。減価償却費の補助金等見合い分です。

7目道補助金、決算額1,973万6,000円です。クラスター対応に伴う職員の人件費の一部が、感染症病床確保促進事業補助金として北海道から措置されたものです。

以上、収益的収入の決算額は、この表の1段目、1款病院事業収益、8億973万9,119円です。

2ページをごらんください。支出です。

1款病院事業費用1項医業費用1目給与費、決算額4億1,492万5,692円。職員の給料、手当、共済費及び出張医の報酬など人件費です。法定福利費、職員手当、出張医の報酬などで1,400万円程度不用額が出ています。

2目材料費、決算額4,778万563円。薬品費や診療材料費などです。入院患者数の減などで650万円弱程度不用額が出ています。

3目経費、決算額1億7,348万9,758円。光熱水費や燃料費、病院施設の維持管理費など病院運営に係る固定的な経費です。新型コロナの外注検査の減、4月分から経費を計上していました医師作業事務補助者、いわゆる医療クラークの確保が12月からだったこと、また、2月以降寒さや降雪が落ち着いたことで電気料や燃料費が見込みより要しなかったことなどで、1,200万円程度不用額が出ています。

4目減価償却費、決算額5,398万5,878円。建物や医療機器などの減価償却分です。

5目資産減耗費、決算額119万7,568円。医療機器等の残存額除却や期限切れ医薬品の処分などです。

6目研究研修費、決算額37万1,348円。医師の参考図書購入費です。

2項医業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費、決算額5万5,245円。企業債7件の支払利息分です。

2目患者外給食材料費、決算額82万7,596円。職員の給食材料費です。

3目雑損失、決算額295万4,400円。消費税の納付額です。

3 項特別損失 1 目過年度損益修正損、4 項予備費 1 目予備費は、執行がございました。

以上、収益的支出の決算額は、この表の 1 段目、1 款病院事業費用、6 億 9, 5 5 8 万 8, 0 4 8 円です。

3 ページをごらんください。(2) 資本的収入及び支出です。初めに収入です。

1 款資本的収入 1 項出資金 1 目出資金、決算額 2, 7 3 1 万 7, 0 0 0 円。一般会計から企業債償還元金の 3 分の 2 が出資されたものです。

2 項繰入金 1 目繰入金、決算額 3 0 0 万円。財務会計システム更新に係る国保交付金を一般会計から繰り入れたものです。

3 項企業債 1 目企業債、決算額 1, 1 2 0 万円。医療機器の購入や工事実施に伴い、企業債を借り入れたものです。

以上、資本的収入の決算額は、この表の 1 段目、1 款資本的収入、決算額 4, 1 5 1 万 7, 0 0 0 円です。

続いて支出です。1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目固定資産購入費、決算額 8 0 9 万 5, 1 2 0 円。内容は 1 4 ページ、2 (2) に記載のとおりです。

2 目病院事業整備費、決算額 6 2 3 万 7, 0 0 0 円。内容は同じく 1 4 ページ、2 (1) に記載のとおりです。

2 項企業債償還元金 1 目企業債償還元金、決算額 4, 0 9 7 万 4, 0 3 7 円。企業債 7 件の償還元金です。

以上、資本的支出の決算額は、この表の 1 段目、1 款資本的支出、決算額 5, 5 3 0 万 6, 1 5 7 円です。

続きまして、4 ページからの損益計算書、6 ページからの貸借対照表、8 ページの剰余金計算書、9 ページの欠損金処理計算書につきましては、今申し上げました収支や過年度の累計額などを踏まえて仕訳、整理をしたもので、それぞれ記載のとおりです。なお、年度末現金残高は 4 億 9, 3 0 1 万 6, 5 2 9 円で、過去最高額となります。今年 7 月に開催された全員協議会でも報告しましたが、今年 6 月に、うち 1 億 5, 0 0 0 万円を 6 ヶ月定期預金で積み立てています。

続きまして、病院事業決算報告書に入ります。1 1 ページをごらんください。

1 概況、(1) 総括事項ですが、大変申し訳ございません。読み上げは省略させていただきます。続きまして、1 2 ページをごらんください。

(2) 議会議決事項です。令和 4 年度病院事業会計決算認定を含めて 4 件です。

(3) 行政官庁届出事項等は、ありませんでした。1 3 ページです。

(4) 職員に関する事項 ①職種別職員数は、記載のとおりです。②4 月 1 日に遡及し、給与ベースの改定を実施しました。続きまして、1 4 ページ、2 資産の取得状況は、先ほど申し上げたとおりです。1 5 ページです。

3 業務 (1) 業務量、①患者数及び料金収入です。こちらも、主な内容は先ほど申し上げたとおりです。②病床利用率は、6 1. 2 %でした。次に、③科別状況の延患者数です。内科は、入院 1 万 3, 4 5 0 人、外来 1 万 3, 1 1 3 人、合計では 2 万 6, 5 6 3 人です。なお、ここでは診療報酬上の区分にあわせて、内科と記載していますが、院内におきましては、患者さんに対して、診療科目を総合診療科と

してご案内しています。小児科の状況は、先ほど申し上げたとおりです。子育て世代の人口増のほかにも常勤医全員による診療体制や診療方針、また医師の人柄などが浸透してきたことなども患者増につながっている要因と考えています。眼科は、毎週火曜日に2人の出張医が交代で外来診療に当たっており、1,072人、対前年度比127人増、率にして13.4%の増となりました。16ページをごらんください。

(2) 事業収入に関する事項と、次の(3) 事業費に関する事項は、記載科目における令和5年度と前年度の額や、その対比などを掲載しています。主な増減理由につきましては先ほど申し上げたとおりです。

ページの一番下、(4) その他主要な事項はございませんでした。17ページです。

4 会計(1) 重要契約の要旨は、700万円以上の業務契約です。

(2) 企業債及び一時借入金の概況です。イ、企業債の本年度末、令和5年度末残高は1億4,741万3,822円です。ロ、一時借入金の借入れはございませんでした。18ページをごらんください。

キャッシュ・フロー計算書は令和5年度中の現金の動きをまとめたもので、19ページの注記事項は記載のとおりです。20ページからの収益費用明細書、23ページの資本費用明細書まではこれまでに説明した収支科目の明細で、それぞれ記載のとおりです。

続きまして24ページ、固定資産明細書です。(1) 有形固定資産、(2) 無形固定資産と、それぞれ記載のとおりです。

25ページは、企業債明細書で病院事業債10件の内訳です。この表の一番下、病院整備事業債につきましては、医療機器の購入や工事の実施などに伴い、令和5年度中に借入したものです。このほか、決算書の後段に、これまでに申し上げました内容を仕訳、整理した決算書資料を添付していますが、説明は割愛をさせていただきます。以上で、令和5年度病院事業会計決算書の説明を終わります。

熊木委員長 それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。

細川委員 通告していなかったので申し訳ありません。事業年度も5年度なのか6年度で該当なのかもわからないのでお聞きします。実は入院の関係でレスパイト入院ということで、町立病院のほうで受け入れをしていると思うんですけども、こちらは介護者の事情で入院の受け入れをするということで、大変いい事業だと思うんですけども、今回の入院患者の中にレスパイト入院で入院された方がどの程度いるのか、わかる範疇で教えていただきたいと思います。

病院事務次長 ちょっと数字は押さえていないんですけども、介護されている方ですので、一定の方が定期的に御利用されております。その数字につきましては後ほどまとめまして報告させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

細川委員 はい。ありがとうございます。あとは、レスパイト入院というものには何か条件はあるのでしょうか。例えば病院にかかっていなければ入院できないとか、そういうことではなくて突然うちの家族で身内に不幸があったので引き受けてほしいんだといった場合も受けてもらえるのかどうかというのも確認をしたかった

んですけれども。

病院事務長 まず、うちの地域医療連携室というところがございまして、そういった患者さん、御家族様と十分情報交換、共有しながら、必要に応じてレスパイト入院のほうにつなげてございます。また、そういった患者さんに関わる、例えば訪問看護であったり、介護のほうですね。そういった職員とも当然十分に情報共有しながら、必要に応じてレスパイト入院につなげているところでございます。

細川委員 そうすると、例えば今まで町立病院にかかっていなくて、実は介護をされていて急に不幸があつて、身内でちょっと出なければならぬから入院したいんだといった場合は、受けてもらえるような形になるんでしょうか。

病院事務長 最終的にはもちろん入院を決めるのは先生でございますが、医療連携室を通じてそういった事情を先生に報告、相談をしまして、もちろん入院につながるケースもこれまでにあったかと思えます。

熊木委員長 ほかにございませんか。

西股委員 2 ページの支出の裏のところなんですけど、材料費の関係で、補正で 4 0 0 万円組んでいるんですけれども、不用額が 6 4 8 万 1, 0 0 0 円ということで、補正を組まなくてもよかったのかなと思うくらい残ったということなんですけど、これは当初入れる予定のものが中心になったのかどうかをお尋ねしたいと思います。ほかにもいろんなところで補正しているものが大きく残っているという部分がありますので、その辺のお話を聞かせていただきたいと思います。

病院事務次長 こちらの補正について、補正をした時点ではコロナの治療薬ですとか、そういったものがかなり見込まれるということで補正をさせていただきました。結果的には使わないで済んだといいますか、必要数を確保できたということで、補正の額以上に執行残が出たということなんですけれども、こちらにつきましては申し訳ありませんが結果論だったということで、以後こういうことはより精査して、なるべく起きないようにしたいというように思っております。以上です。

西股委員 給与の関係についても、1 0 5 万 1, 0 0 0 円補正をして、そして不用額が 1, 4 0 0 万円というように出ているのですが、これもやはりコロナ絡みの人件費の関係が主な理由になるのでしょうか。

病院事務次長 補正につきましては、人勸の関係で補正をしておりますが、不用額につきましては先ほど事務長から説明がありましたとおり、各種費用の執行がなかったということでこういった結果になってございます。以上です。

西股委員長 今聞いたのは給与費の関係だったのですが、それもそのような感じになってしまうんですか。1, 4 0 0 万円不用になったというのが、人勸の関係はわかるんですけれども、それで補正しましたよと。けどもここで1, 4 0 0 万円残りましたという話が、ちょっとつじつまが合わないかなと思うんですけど。

病院総務係長 ただいまの西股委員の御質問だったんですけども、法定福利費も含めて計上させていただいておりますので、その中で、全体で医師やほかのものも含めて、医者やコメディカル、それから看護師などの時間外も含めて残金が出たということになっております。

熊木委員長 よろしいですか。(はいの声)

ほかに質疑はございませんか。(なしの声)

それではないようですので、質疑を終了いたします。説明員が退席するまで暫時休憩いたします。

(午前 9時55分)

(午前 9時59分)

熊木委員長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

25日から審査を行ってまいりました、認定第1号 令和5年度各会計決算認定について並びに認定第2号 令和5年度南幌町病院事業会計決算認定についての審査が終了いたしました。初めに3日間の質疑の状況を事務局長が記載しておりますので、その中で説明員の答弁漏れなどについて確認をいたします。

議会事務局長 3日間で34人、延べ90項目の質問をされています。答弁漏れの関係なんですけれども、先ほどの町立病院のレスパイト入院の実績は、一応後ほどということで扱っておりまして、それ以外については答弁されているかなということと、あとは資料のほうも本日配付させていただいたもの等ありまして、特に漏れはなかったかと思います。職員の答弁につきましても、またパソコンを持ち込んでということで、事前に質問項目を出していただいた関係もあって、効率のよい審査ができたのではないかなというように考えております。以上です。

熊木委員長 それでは、特別委員会の意見について特に付すべき事項があるかどうかお諮りいたします。(なしの声)

それでは、意見は付さないとして報告することに御異議ありませんか。(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、意見は付さないことに決定いたします。

本特別委員会に付託されました、認定第1号及び認定第2号の2議案の審査が終了いたしましたので、採決をいたします。採決は、議案ごとに起立採決といたします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会に審査付託されました、認定第1号 令和5年度各会計決算認定について、南幌町議会会議規則第77条の規定により、意見は付さないで認定すべきもの決し、第3回議会定例会に報告することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

起立全員であります。よって、令和5年度各会計決算認定については、意見を付さないで認定すべきものとして、第3回議会定例会に報告することに決定いたしました。

続きまして、決算審査特別委員会に付託されました、認定第2号 令和5年度病院事業会計決算認定について、南幌町議会会議規則第77条の規定により、意見を付さないで認定すべきものとして、第3回議会定例会に報告することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

起立全員であります。よって、令和5年度病院事業会計決算認定については、意見を付さないで認定すべきものとして、第3回議会定例会に報告することに決定い

たしました。

採決のとおり、本委員会に審査付託された２議案については、会議規則第７７条の規定により、本日付けをもって全員賛成により認定すべきものとして、議長に報告書を提出いたします。

そのほかで皆様方から何かあれば賜ります。(なしの声)

以上で、決算審査特別委員会の議事を全て終了いたしました。本日までの３日間、委員各位の御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。不慣れでしたけれども、何とか終わることができてほっとしています。ただいまをもって、決算審査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前１０時０４分)